

建設委員会会議録 ①

1 開会年月日

令和7年12月10日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	松平	雄一郎
副委員長	品田	ひでこ
理事	依田	翼
理事	豪	一
理事	宮本	伸一
理事	高山	泰三
理事	板倉	美千代
委員	浅川	のぼる

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長 市村 やすとし

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
鵜沼秀之	都市計画部長
小野光幸	土木部長
木幡光伸	資源環境部長
川崎慎一郎	企画課長

菊池 日彦 政策研究担当課長
進憲 司 財政課長
横山 尚人 広報戦略課長
畠中 貴史 総務課長
真下 聰 都市計画課長
前田 直哉 地域整備課長
村田 博章 住環境課長
川西 宏幸 建築指導課長
橋本 淳一 管理課長
村岡 健市 道路課長
高橋 彬 みどり公園課長
武藤 充輝 環境政策課長
有坂 和彦 リサイクル清掃課長
石川 浩司 文京清掃事務所長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康一
議事調査主査 小松崎 哲生
議事調査担当 玉村 治生

8 本日の付議事件

(1) 付託請願審査

- 1) 請願受理第52号 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
- 2) 請願受理第53号 都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状3号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願

(2) 理事者報告

- 1) 文京区バリアフリー基本構想改定の素案について
- 2) 東京大学本郷キャンパス地区のまちづくり検討状況について
- 3) 湯島三丁目北東地区のまちづくり検討状況について
- 4) 主要土木工事の進捗状況について
- 5) 主要公園工事等の進捗状況について

(3) 一般質問

(4) その他

午前 9時58分 開会

○松平委員長 皆様、おはようございます。時間前ではございますが、皆様おそろいでござりますので、ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をお願いしております。

○松平委員長 理事会についてです。

理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 また、本日の委員会終了後、ペロブスカイト太陽電池に関する視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催いたします。
なお、理事者の出席は必要ございません。

○松平委員長 本日の委員会運営についてです。

付託請願審査2件、理事者報告5件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。
その後、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力を願いいたします。
なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いをいたします。

○松平委員長 それでは、付託請願審査2件に入ります。

請願受理第52号、区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願です。

請願文書表のデータ21ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第52号
 - ・件 名 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
政治団体みんなでみんなのまちづくり
代表 屋和田 珠里
 - ・紹介議員 金子 てるよし
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会
 - ・請願理由

文京区ではこれまで、まちづくりにおける「区民参加」の仕組みを整えてきたのかもしれません、「区民参画」の仕組みは十分とは言えず、「パブリック・インボルブメント（P.I.）」とまではいかなくとも、開発案件について構想の初期段階から区民が参画できているとは言い難い実情があります。

本件を巡る「請願」審議においては、建築紛争解決のための取り組みなどに対し、「機能している」との評価もあるようですが、そうだとすると、なぜ「ル・サンク小石川後楽園」の問題が今なお解決されず、宝生ハイツの建て替えを巡っても紛争が司法判断を仰ぐまでに先鋭化し、「本郷三丁目40」のマンション計画についての請願（令和7年5月29日第11号）が提出されるのか、合理的な説明がつきません。

こうした問題の背景には、「計画段階で住民の声が制度的に届かない」「“対話”的な仕組みが整っていない」といった構造的な課題があり、ひとことで言えば、「区民参画」の仕組みが十分に整っていないことに起因していると考えます。

杉並区や世田谷区、目黒区などでは、「まちづくり基本条例」や「まちづくり参加条例」を通じて、地域住民が構想の初期段階からまちづくりに参画できる制度が明文化され、「どの段階で、誰が、どう参加できるか」といったルールや手順が条例により明確化されており、住民・事業者・行政が共通の基盤のもとで合意形成に向けた対話を進めることができます。

本請願における「条例」の趣旨は規制を強めるのではなく、区民と事業者と行政が、不要な対立を避けながら対話を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことであり、特に「区民参画」については、これまで参画しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な区民にも開かれたまちづくりを可能にすることです。「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を立場の異なる関係者が共に考える仕組みを研究すべく、以下のとおり請願いたします。

・請願事項

1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想の初期段階から参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

○松平委員長 この請願は、子どもや若者を含む幅広い住民が初期段階から参画し、対話による熟議で合意形成を図る仕組みを整えた（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等の調査・研究を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 おはようございます。この請願ですが、請願理由のところの2段落目のところに、ル・サンク小石川後楽園の問題が今なお解決されずというふうに書かれているんですけれども、この小石川二丁目のこの建物に関しては、現場のところを見ますと、開発事業計画のお知らせということで、今までの面積と変わらないんですけども、開発事業の工事完了予定期日ということで、令和7年12月15日まで、までというか、完了日がそのように書かれているんですけども、今、ここの建築に関しては、区はどのような関わりをしているんでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 ル・サンク小石川の開発状況についてはですね、一旦、工事が止まっているという状況ではございますけれども、開発許可を区のほうで出しておりますけれども、工事中といったところでの扱いをしておりまして、先ほど完了日、令和7年12月15日というところございましたけれども、それをちょっと延期するような話を事業者からは伺っております。届出によって、それは延長されるというふうに考えてございます。

今、事業者においてはですね、再度そういった、あそこの場所においての建築を再検討す

るという話も伺っておりますので、必要に応じて適宜区のほうと相談が進められているところの状況でございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ここについては、2015年の11月に建築確認が取消しをされて、塩漬けというか、そうなっていたマンション、分譲マンションが、また、これを同じ事業者が解体をして建て替えるという、そういう計画の中で、地域の方々が改めてまたこの建物については、様々要求というか、問題視しながらやっているわけですけれども、このように本当に、いわゆる建築紛争ですよね、そういうものが長引いていく中で、長引いている中で、やっぱり区がきちんと関与していく、そうした仕組みづくりが本当に求められているというふうに思うんです。

この理由の中にあります宝生ハイツの問題でもうなんですかけれども、宝生ハイツでは、また、建築、建築審査会にはまだ東京都のはかかってないんですけども、その前にまた新たな問題が見つかったということでは、また、この問題についても長引いていくような状況ですけれども、宝生ハイツのことでは何か情報というか東京都から聞いているものがありますか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 宝生ハイツのほうからは、特に東京都からは具体的な報告があるということではございませんけれども、今は総合設計の確認等の状況にあるということは東京都のほうからは聞いているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 宝生ハイツのほうは、お隣の桜蔭学園さんが提訴したわけですけれども、これ、この提訴をされている前のあっせんをやっている中で、新たな事実ということも見つかったということで、この事実というのは、学園と宝生ハイツとの境界に高さ6メートルの擁壁の一部があった、あるということで、これを撤去する、そういう計画が宝生ハイツからされたんですけども、この擁壁の一部というのが、忠弥坂に近い部分が2段になっていることを知らないまま設計をして、結果的には花壇の擁壁を壊さないと建築できないということが、そのあっせんのときに気づいたということも提訴に関しての学園の校長先生、理事長さんから、そういうことが指摘をされているんですけども、宝生ハイツの計画については、見直しある程度なくて、工事もこのまま進めていくしということで、学園側は工事中も工事后も擁壁の上にある校舎に大きな影響が出るのではないかというふうに危惧をしていらっしゃるということが報道もされたし、意見陳述書を読ませていただいても、そのようになっていわ

けです。

そういう点では、またこの問題についても、これは東京都、総合設計制度ですから、東京都が許可をするかどうかですけれども、文京区としても、あのまちのまちづくりというのに大きくやっぱり区としても関与していかなければいけない問題だというふうに思いますので、ここについても、やはり東京都からもきっちり情報をもらうということも必要ですから、ぜひその点も、これは私立の学校ではあっても、文京区内にある学校ですから、文京区としてもきっちりやっぱり関与していただくことが必要だというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 宝生ハイツの件、総合設計で東京都が絡んでいるというところがございますので、特に今、具体的な報告ということは都からないのでございますけども、必要な状況に応じてですね、都からの報告というところは必要に応じて求めることは考えてまいりたいと思います。

○松平委員長 ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 おはようございます。請願第52号ですけれども、既に本区では、区民参画を意識しながら、一定のルールを考慮して話し合いの場を開催しているものと認識しております。まちづくりにおける住民の声を伺ったりワークショップ等を開く機会もあります。また、パブリックコメントの募集はもちろん、子どもや若者の声を聞くという体制づくりの準備も進められております。さらに、建設委員会においては、区からの報告事項を伺う中で議論を深めております。また、都市計画に関しましては、都市計画審議会において審議を行っております。このように、本区もしっかりと区民参画を意識し取り組んでおりますので、請願第52号は、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 不採択。

公明党さん。

○宮本委員 今回の請願は、どちらかというと、私有地における開発のことについての内容かなというふうに理解しております、基本的には、それぞれの土地は所有者の方の私有財産で、所有者の方の権利で活用はされると。その上で、当然、法令を守っていただきながら、

その地域ごとの自治体が求める一定の規格、例えば地域、地区であるとか高さ制限などの規定がありまして、こうしたことも守っていただくと。また、その上で建設においてはですね、中高層建築物については地域住民に説明をする必要があつたりします。区としては、こうした取組で紛争防止に取り組んでいたり、所有者と地域住民の、近隣住民の共生を促しているということあります。双方に理解が一致しない場合には、最終的に司法の判断を仰ぐということもあるかと思います。また、一方で、地域全体の再開発などについては、地区計画の制度もあり、地域住民の協議ができるというふうになっておりますので、公明党は、請願52号、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 請願第52号、よくよく読ませていただきましたけれども、ちょっと考え方が私と違うようですので、不採択にします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 区民が主役の会です。ごめんなさい、この同じまちづくり基本条例の請願は長年提出されておりますけれども、区民が主役の会として、同じ趣旨の請願についてはですね、委員会のメンバーが変わらない限りは、そうそうよほどの事情の変更がない限りは結論も変わらないだろうというふうに判断いたしまして、紹介議員になるのは2年に一度にしようという話をしております。で、今回、ですから、今回、紹介議員にはなってはいないわけなんですけども、我が会派の議員は、ただ、それは賛否とはもちろん別の話であります、住民と行政がともに前向きにまちづくりに取り組むためのまちづくり基本条例があつたらいいなという、その、この趣旨には賛同いたしますので、請願52号は採択いたします。

○松平委員長 採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 先ほどもお伺いしましたけれども、地域の方々との合意がなされずに、新たな問題なども判明するなど、もう計画そのものが住民の方々には受け入れられないということですから、そういう点では、請願事項にありますように、構想の初期段階から話し合いを重ねて合意できる仕組みが必要だというふうに書かれておりまして、そういう点では、やっぱり長引く紛争は住民が疲弊をしていくばかりですから、こうした事態に陥らない、陥らせないためにも、まちづくり基本条例というのが本当に必要だと思います。杉並区では、環状3号線、あ、ごめんなさい、都市計画道路について、住民の方々が地域ごとにまちづくりどうするか、そういう話し合いを進めているというのを、この間の本会議でも紹介をいたしましたけれども、

そのような形で、やっぱり文京区でもきちっと区民の皆さんのお聞きしたり、意見を出し合ったりという、そういうことをやりながらやっていく。そのためにも、まちづくり条例というのが非常に必要だというふうに思いますので、この請願第52号については、日本共産党、採択をいたします。

○松平委員長 採択。

AGORAさん。

○品田副委員長 前回、9月の請願とほぼ同じ理由で書かれていました、特に今回は個別の建築紛争の内容が書かれて、それが理由となってまちづくり条例をつくるようにという、そういうロジックだというふうに思うんですが、まちづくり、いろいろ建物を建てるとき区民、いわゆる私有地に区民が建てる場合と、あと区が関わって再開発する場合というような形であって、まちづくりというのはハード面とソフト面があって、この理由は、私有地に関して、子どもから含めてですね、初期の段階から対話をすると。区民が納得しなければ建てられないということは、ちょっとあり得ないというふうに思いますので、ちょっとこの理由からまちづくり基本条例に行くロジックがちょっとおかしいのではないかというふうに思いますので、不採択です。

○松平委員長 それでは、請願受理第52号の審査結果について申し上げます。

採択が2、不採択が5。よって、不採択すべきものと決定をいたします。

続けて、請願受理第53号、都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状3号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願です。

請願文書表のデータ23ページを御覧ください。

-
- ・受付年月日及び番号 令和7年11月19日 第53号
 - ・件 名 都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状3号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里
 - ・紹介議員 金子 てるよし
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会

・請願理由

東京都と文京区を含む特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」を作成し、東京都は令和7年7月29日に公表し、8月29日まで「計画等の策定に係る意見公募手続に関する要綱」に基づき、都民から意見を募りました。

文京区においては、「環状3号線」の延伸未整備区間が含まれていますが、「中間のまとめ」の判断基準の中に「現在の土地利用に対する考慮」が明確に打ち出されておらず、これでは「優先路線」として強引に選定し、整備を強行するといった懸念が生じます。

都市計画路線の未整備区間に關しては、それぞれの路線について50年、100年単位の歴史的な経緯があり、「環状3号線」の延伸未整備区間を巡り、文京区でもそうした歴史的な経緯を考慮するという判断基準が望まれます。

都と地元市区町村は地元住民の意向を踏まえて慎重に検討はするようですが、「現在の土地利用に対する考慮」と「歴史的な経緯」に基づき、特に「環状3号線」の延伸未整備区間ににおいては道路整備で失われる住宅街や歴史や文化、自然環境についても慎重に検討することを区民に明らかにすべきと考えます。

「中間のまとめ」では「合意形成」の図り方に対する記載がほとんどなく、特に地元住民との「対話」や「熟議」を通じて合意形成を図ることの重要性の認識が足りず、またその具体的な仕組みをどうつくるのか、つくり上げていくのかといった点もありません。

そこで貴議会において、文京区からも下記を東京都に求めるよう働きかけていただきたく請願いたします。

・請願事項

1 都市計画道路の廃止に向けた検討をする際の判断基準として、「現在の土地利用に対する考慮」を重視するとともに、その道路に対する地元自治体と住民の意向の歴史的な対応経緯を最大限尊重するよう東京都に求めてください。

2 上記1に鑑み、「環状3号線」の文京区内の延伸未整備区間は「廃止」とするよう東京都に求めてください。

○松平委員長 この請願は、都市計画道路廃止検討時の判断基準として、現在の土地利用に対する考慮を重視するとともに、地域住民等の意向の歴史的な対応経緯を最大限尊重するなど、2項目について、区から都に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 東京都の今度の新しい都市計画道路の整備に関して、広く意見を募っています、8月29日付けで、中間のまとめに対する御意見が8月29日締切りで出されていたと思うんですけれども、どのような状況になっているのか。それで、その内容について、東京都からどのような形で文京区に報告、報告というか、文京区にそういうものはどうなっているのかというのが報告されているのか。それで把握、区として、それが来たということであれば、どのような御意見が出ているのか、それは把握をしていらっしゃるんでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 中間のまとめにおけるパブリックコメントの状況は、東京都からはホームページのほうにアップされている内容と同じものを区のほうには報告を、報告というか、いただいている状況、情報としていただいているところでございますので、それ以上に細かい情報というのは区においては把握していないところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 文京区民からはどのような、回答を出すのには、お住まいのところを書くようになっています。だから、多くの方は文京区って書いて出していると思うんですけれども、文京区の方から何件出ているのか。それで、その意見は全部こう集約というか、区で把握をしているんですか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 詳細な情報も区としてももらいたいということは都に申し上げているところでございますけれども、現時点においては都において調整中ということで、現時点においてはそういった情報を含めて把握はできていない状況です。

○松平委員長 よろしいですか。

板倉委員。

○板倉委員 文京区にすごい影響があるわけですよね。区長も、区長さんも、9月のときに私どもが質問をしたときに、重大な影響が文京区にはあるということでお答えをいただいて、あのときに初めて区長さんが、買収やそれに伴う移転、生活再建などに加えて、工法や整備形態によっては工事期間の長期化による居住環境への影響が想定をされている。そして、地域内の行き来がしづらくなることにより、生活動線や地域コミュニティへの影響が出るなどの可能性も考えられる、そのようにお答えをしているんですけども、いろいろ調べていきましたらですね、これは昭和56年ですから、81年ですかね、1981年ですかね、当時の区長さ

んが、東京都知事宛てに出した環状3号線の都市計画決定についての要望書というのがあるんですけども、これを見ましたら、この間、区長さんが影響ということで答弁をした、本当にそれと同じような内容が、この81年当時、要望書に書かれているんですよね。このまま実施をされると、住宅、公共施設並びに重要文化財等に大きな犠牲を余儀なくされるとともに、さきに実施した都市計画道路再検討案に対するアンケート調査でも、回答者の63%が計画に反対です、このように書かれているんですよ。ですから、この間、いただいた今の区長さんの答弁と、それこそ45年前の文京区の認識というのが本当に同じだということが分かりまして、だとするならば、質問でも言いましたけれども、もう区民にこれだけの影響があるということであれば、もう廃止以外にないというふうに思うんです。そして、あのときに廃止以外でほかに凍結というか、そういう方策も考えてくださいということをお聞きをしたんですけども、あのとき、きっと御答弁いただいてなかつたかなと思うんですけども、そういう方策というものも考えているんでしょうか。考えてくださいということも含めて。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 委員おっしゃるとおり、区民に対する影響等が大きいということは変わらず受け止めているところでございます。だからこそですね、慎重な取扱いが必要であり、また、東京都に対しては、計画が方向性見えてきたところでは、丁寧な説明をして理解を求めるようにということで、繰り返し東京都のほうには求めてきているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 丁寧な説明というのは、東京都から丁寧な説明が欲しいということなんですね。私たちが求めているのは、せんだって、9月の議会でお答えをしたそれを、区民の皆さんに丁寧に説明してくださいということなんですよ。そのことは考えてないですか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 先日の御答弁で申し上げているところでございますので、区としての考え方は、そこで示されているものと考えてございます。また、住民の方に対してもですね、区に対しても、東京都から丁寧な説明、理解を得られる説明といったところは求めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 東京都待ちではなくて、ここの計画にも書いてあるように、26市と23区で、いや、進める計画なんですよ。文京区もその計画を進める側にいらっしゃるわけですから、それは、文京区民の思いをしっかりとやっぱり受け止めて、そこでやらなければならない問題だという

ふうに思いますよ。ですから、私たちは今まだ計画中ですから、この最中だからこそ、文京区としては、これ以上、都市計画道路の計画は要らない、環状3号線は廃止してほしい、そういうことをやっぱり、今、求める時期だと思うんです。ぜひともそれをやっていただきたいと思います。

○松平委員長 よろしいですね。

それでは、ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 せんだって、決算特別委員会のところで、自民党の白石議員さんが、東京都が大深度で掘っていく、こういう提案もしてきたというふうに言って、ちょっとこのことを質問したかったんですけど、ちょっと、これもう質問じゃなくて態度表明になってしましましたからあれなんですが、そういうのを東京都が持っていたということをお聞きをしました。その後に白石さんが、議員さんが、あくまでもこの道路が必要なのか否かという部分が、文京区議会では必要なしとしてきたという経緯を東京都に持っていっていただいて話をしっかりと詰めていただきたい、これが自民党の願いです、このようにおっしゃっています。ですから、やはり、45年前ですかね、に決議したあれと、今、状況的には同じような状況になっているというふうに思いますので、区議会としても、やはり今、そうした決議も出す時期ではないかということと併せて、区としても当時の区長さんと同じような、同様な、こうした考え方であるということで、かなり一つの固まりになったかなというふうに思いますので、東京都に対して環状3号線計画は廃止するように、このようにやっぱり要求していくべきだというふうに私たちは思っておりますので、この請願1項、事項の1項、2項については、採択をいたします。

○松平委員長 1項、2項、ともに採択。

区民が主役さん。

○依田委員 今回、1項、2項ってありますけども、これ、基本的には都道環状3号線の都市計画そのものを廃止するようにという趣旨の請願だと思います。私、議員になる前から、前職のときからですね、この問題、大分注目はしていたんですけども、東京都は過去10年以上にわたって毎年のようにコンサルに委託して様々な調査をしてまいりました。コンサルといつても土木系のコンサルですから、要は土地のボーリングなんかもやって、実際の本当の設計ができるのかみたいなところを調査していたんだと思います。地上を通るのか、その地

下を通るのか、一部高架を通るのかとか、そういう立体的な設計も恐らく東京都の内部ではそこら辺はできているんだと思います。情報公開請求してもね、塗られてて開示されないんで、そこら辺は想像でしかない部分もあるんですけども、委託先の名前とかを見る限りは、恐らくそうなんだろうということです。

環3に関してはですね、先ほどからもお話ありましたけど、来年度からの都の優先整備路線に入るかどうかというのが重要なポイント、そういう局面に入ってきてはいるわけなんですけれども、多分、個人的には入らないんじゃないかなとは思うんですけども、いずれしても、その場合でも計画は残ってですね、計画は残った上で事業化されないというような状態が続くのは、それはそれで非常に不健全だなというふうには思っております。もちろん区民の多くもですね、この道路を求めてないという現状がございます。もしね、計画が事業化されるんであれば、それはそれで別に私、賛成はしませんけども、筋は通るんですが、計画があるのにもう何十年も放置されているというのはよろしくないなというふうに思っておりますので、区民が主役の会としては、この請願53号は、1項、2項とも採択をいたします。

○松平委員長 1項、2項、ともに採択。

永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会です。請願出されています「文の京」Future Design Initiativeさんというのは、今日いらしているのかな。ちょっとよく分かりませんが、ちょっと私よく読ませていただきましたが、お考えがちょっと私とはちょっと異なるようですので、1項、2項ともに不採択にさせてください。

○松平委員長 1項、2項、ともに不採択。

公明党さん。

○宮本委員 文京区議会として1980年10月に、住民の理解を得られないということを理由にですね、計画廃止に関する意見書を国と都に提出しております。この計画が文京区にとって受け入れ難いものであるという区民の意思を示しているものというふうに思いますので、これを継続していくことかと思います。よって、請願53号は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 1項、2項、ともに不採択でよろしいですか。はい。

自由民主党さん。

○浅川委員 この請願では、現行の東京における都市計画道路の整備方針の第4次、第4次事業化計画の計画期間が令和7年度までとなっていることから、東京が目指す将来像を実現するための新たな整備計画に向けた調査・検討を行っているという段階でございます。今後は

自治体で構成する策定の検討会議や、有識者で構成する専門アドバイザー委員会等による検討結果や、都民からの御意見を踏まえた上で、都市計画道路の必要性の検証や、優先整備道路、路線の選定、それから、道路空間のリメイク工法路線の検討に加え、現在、決定されている都市計画道路の計画上の課題や新たに検討する道路など、都市計画道路の整備に関する様々な検討を行い、整備方針を策定するというようですが、一方で、1981年の文京区議会において、環3、環状3号線の廃止が決定されていること、あ、議決されていることや、11月に行われた一般質問における区長の御答弁では、環状3号線については、本区への影響も極めて大きいことから、区として慎重に対応すべきものとの考えに変わりはありません。そして、今後とも地域と住民の理解が得られる計画にしていくよう都に強く申入れしてまいりますということで、力強い内容でしたので、このように、現況に合わせて本区が対応していること、また、区議会の方針も議決で決定しているとおりですので、議案第53号、自民党、1項、2項とも不採択とさせていただきます。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 皆さん、ごめんなさい、各会派が御意見言わされたように、私どもも、今回、代表質問でしていまして、今後とも地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう都に強く申し入れていますという区の方針を尊重していますので、廃止というところまではなかなかいかないというふうに思いますので、1項、2項とも不採択。

○松平委員長 1項、2項とも不採択。

それでは、請願受理第53号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択が2、不採択が5。よって、不採択すべきものと決定をいたします。

請願事項2、採択が2、不採択が5。よって、不採択すべきものと決定をいたします。

○松平委員長 それでは、理事者報告に入ります。

まず、都市計画部3件です。

初めに、報告事項1、文京区バリアフリー基本構想改定の素案についての説明をお願いいたします。

真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 それでは、資料第1号、文京区バリアフリー基本構想改定の素案について御報告いたします。

まず、1ページを御覧ください。1、概要でございます。現行のバリアフリー基本構想は

平成27年度に策定し、バリアフリーを推進してまいりました。目標年次を令和7年度としていることから、現在、改定作業を進めてきておりまして、このたび、素案がまとまりましたので、御報告を行うものでございます。

2、主な検討内容でございます。現行の基本構想に対する最終評価や事業の実施対象となる生活関連施設や経路の追加・変更、また、心のバリアフリー及び情報のバリアフリーについての検討としてございます。

3、検討経緯につきましては、記載のとおりでございます。

4、バリアフリー基本構想素案でございます。別紙のほうを用いまして御説明をさせていただきます。

まず、20ページを御覧ください。現行計画におけるバリアフリー化の事業推進、事業の進捗状況を記載しております。上のほうの棒グラフでございますけれども、令和7年度末までに実施を予定しております事業の実施状況としてございます。完了または継続的に実施している事業は90%となってございまして、おおむね順調に進んでいるところでございます。

それぞれの事業の主な実施状況につきましては、21ページ以降に記載しております。これまでに取り組んできました主な内容等を整理いたしまして、公共交通機関や道路、また、建築物等の事業別に記載しているところでございます。

28ページを御覧ください。ページの中ほどでございますけれども、目標について記載しております。「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」としておりますて、現行の目標を踏襲しております。目指すべき将来像として今も変わりはなく、引き続き当該目標を掲げまして、バリアフリー化を進めてまいりたいと考えてございます。

29ページを御覧ください。基本方針といたしまして、四つ記載しております。1のハード面のバリアフリーの推進だけでなく、2の心のバリアフリーや、3の情報のバリアフリーを推進すること、さらに、4のハード、ソフトとの連携した取組といったところを推進してまいります。

30ページを御覧ください。重点整備地区について記載しております。バリアフリー化の対象となる施設が区域、区内全域に満遍なく分布していることや、区内全域が鉄道駅からのほぼ徒歩圏内ということもございまして、引き続き、区内全域をですね、重点整備地区としてまいります。

32ページ、御覧ください。バリアフリー化を行う施設について記載しております。区有施設等、不特定多数の高齢者、障害者等が日常的に利用する大規模な施設を設定しております。

して、これまでの施設に加えまして、避難所となる公立小・中学校と福祉避難所を追加いたしまして、合計195施設としてございます。

35ページを御覧ください。バリアフリー化を行う道路について記載してございます。区内の主要な幹線道路や生活道路、また、主要な道路から各施設までの道路につきまして、バリアフリーの対象としてございます。

41ページを御覧ください。鉄道駅やバス、タクシー、また、道路や建築物等の事業別にバリアフリー化を行う際の配慮事項について記載しております。アンケートや地域懇談会におきまして要望の多かったものを取りまとめたものでございます。各施設管理者が具体的なバリアフリー化への取組を計画する際に、これらの配慮事項も踏まえて検討していただくこととしてございます。オレンジ色の文字は、平成4年に中間評価を行った際に追加したもの、青色の文字が今回の改定で追加したものとしてございます。

59ページを御覧ください。心のバリアフリーについて記載してございます。障害の社会モデルの考え方をより浸透させていくための取組や、各事業者における従業員への教育啓発への取組を推進してまいります。

61ページを御覧ください。ページの下のほうでございますけれども、情報のバリアフリーについて記載してございます。区におきましても、手話言語条例等が制定されたことも踏まえまして、障害者等が必要な情報にアクセスできるような、ＩＣＴ活用も含めた取組を推進してまいります。

64ページを御覧ください。地区別計画といたしまして、区内を5地区に分けまして、それぞれの地区で基本的な方針といったところを記載してございます。これらの地区別の方針や配慮事項を踏まえましてですね、各施設管理者におきまして、具体的なバリアフリー化の事業計画といったものを、来年度ですね、策定してまいります。

75ページを御覧ください。進行管理について記載してございます。毎年度ですね、各事業の進捗管理を行うとともに、計画期間の中間年に当たります令和12年に中間評価を行う予定としてございます。当事者の方にも参加していただき、事業実施後の確認や改善提案等を行いまして、継続的なスパイラルアップといったものを図ってまいりたいと考えてございます。

1ページにお戻りください。今後のスケジュールでございます。パブリックコメントは12月5日から開始しております、1か月間、1月5日まで行う予定としてございます。また、パネル展示型説明会を12月の18日から3日間行う予定でございます。2月の議会におきまして案の報告を行いまして、3月に改定として進めてまいります。また、来年度におきまして

は、重点整備地区別計画を改定してまいります。

御説明は以上になります。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、報告事項2、東京大学本郷キャンパス地区のまちづくり検討状況について、報告事項3、湯島三丁目北東地区のまちづくり検討状況についての説明をお願いいたします。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、東京大学本郷キャンパス地区の御報告でございます。

1番の経緯を御覧ください。令和4年に東京大学が東京大学と周辺地域の連携による東大本郷地区キャンパスエリア活性化に向けた基本構想というものを公表しております。記載のようにですね、本郷キャンパスを中心とした周辺地域も含めた区域の活性化を目指すという、東京大学が定めた構想となっております。また、東京大学は、教育研究・医療環境の向上を実現するため、建物更新などが必要な状況でございます。このような背景を踏まえ、区として本郷キャンパス内の整備を見据えた都市計画基本方針を定め、その後、都市計画法に基づく地区計画策定へ進めていきたいというふうに考えております。

2番の方針のところでございますが、(1)、本日御報告する基本方針の部分でございますが、基本方針は、土地利用やみどり、広場の維持保全、さらに大学施設の開放や地域環境に配慮したキャンパス整備など、地域貢献の内容を盛り込み、策定したいというふうに考えております。

少し、(2)のところでございますが、地区計画に関しましては、この基本方針を策定した後、本郷キャンパスの施設の整備、特にハードに関するルールを定める形として、高さや地区施設、それから壁面線の指定などを今は検討しているような状況でございます。

基本方針の素案につきましては、別紙の1という形で全文を掲載させていただいておりまして、3ページ以降になっております。

まず、7ページを御覧ください。下から4行目のあたりに本計画の目的を示しております、40ヘクタールを超えるこの本郷キャンパスにおける合理的かつ適切な土地利用を進めること。広場や通行空間の確保、開かれたキャンパスを形成するための方針として定めることとしております。

8ページを御覧ください。図で緑色に示した東大の本郷キャンパスの部分が今回の本対象となっているエリアでございます。

10ページ以降ですね、15ページまでが東大の沿革やキャンパスの成り立ちの経過、先ほど御紹介しましたキャンパスエリア活性化に向けた基本構想など、東京大学が現在取り組んでいる事項などを整理して載せている部分でございます。

それから、16ページから17ページで、策定に当たっての視点ということを掲げております。こういった視点から、この後のページでいろいろな課題を整理していくというような形になっております。

それから、19ページですね、御覧ください。こちらからがですね、いわゆる都市計画的な視点から地区の特性や現状の整理というような部分になっております。例えば、本郷キャンパスを含むもう少し広い範囲での地域の危険度とかですね、20ページから22ページでは本郷キャンパス内の建物の状況、それから、23ページは、これ文京区全体になっておりますが、みどりの現況というような図を、樹木の被覆地の分布ですかね、そういうものを示しております。

それから、24ページから31ページにかけて、都市計画や都市計画に関する様々な東京都、それから文京区などの計画関係を、本地区の記載状況の部分をピックアップして整理しているようなところでございます。

それから、32ページの現状のところでございますが、幾つかの視点、土地利用ですね、それから、みどり・景観・歴史、安全・安心、地域づくり、脱炭素という、こういう五つの視点で東大のこの本郷キャンパスの課題などを整理しているというところになっております。

こういった課題の整理を受けてですね、33ページで基本方針、ちょっと真ん中あたりに着色、ピンク色に着色した四角枠の中にありますが、こういった基本方針を定めるという形で、今、出しております。

この基本方針を実現するために、34ページで目標として五つの目標、最先端の教育研究・医療環境の発展・推進を実現する、それから、2番目として、歴史・文化やみどりなど、蓄積された資産を継承する、それから、3番目として、避難場所としての機能を確保する、4番目として、誰もが訪れやすい、地域に開かれたキャンパス空間を実現する、それから、5番目として、資産を生かした脱炭素社会の実現を目指す、こういった五つの目標をつくっております。

次のページ以降、35ページ以降ですね、それぞれのこの五つの目標に対して部門別、例えば土地利用などの方針を定めているところでございます。

35ページの下の図を御覧ください。この図に示したとおりですね、教育研究・医療エリア、

少し黄色っぽい色で着色した部分、この中をさらに歴史保全ゾーンや高層建物集積ゾーン、歴史的緑地保全エリアのように、二つのエリアとエリア内の二つのゾーンというような整理で地区を分けているところでございます。

36ページを御覧ください。こちらが区分、今、区分したエリアやゾーンごとの高さの考え方を示したものでございます。まず、教育研究・医療エリアに関しては、既存の建物の高さが60メーター程度が最大の高さとなっておりますので、そのあたりを上限としたいと。ただ、当地区外周部は、隣接市街地の高度地区の高さ制限に合わせながら適切な機能の更新を図るということを考えております。具体的にはですね、下の図を見ていただきますと、東大の北側ですかね、弥生のあたりとか、それから東側の湯島の地区は20メーター高度、第三種高度地区がそれぞれかかっておりませんので、こういった部分に関しては、東大の敷地の中、本郷キャンパスの中も22メーターの高さ制限を設定していきたいというふうに、今、方針として示しております。

それから、歴史保全像に関してはいわゆる、図の茶色で示した部分でございますが、こちらはいわゆる安田講堂等がある歴史的な建物が集積したゾーンでございまして、こちらは、こちらも既存の高さが46メーターぐらいが最大の高さとなっておりますので、そのぐらいの高さに抑制すると。それから、高層建物集積ゾーンに関しては、医学部の建物があるあたり、それから東大病院ですね、のあたりがピンク色で示しておりますが、このあたりに関しては85メーター程度、既存の建物の高さに合わせてですね、設定していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、歴史的緑地保全エリア、いわゆる三四郎池等があるあたりはですね、もともと大きな建物が建ってございませんので、こういった歴史的な緑地への景観に配慮したような高さを、今後、設定していきたいと考えております。

それから、37ページ、これは地区基盤の方針ということで、敷地の中には道路ではなくて通路、バスが走るような道もあるわけですが、そういった通路や広場を図のような形でですね、ちょっと分かりづらいんですが、いろんな破線で何種類かに分けておりますが、そういった形で位置づけているものでございます。

38ページ、こちらみどり・水の景観の方針ということで、下の図で示したようにまとめた広場や敷地外周部に関しては緑化、それから運動場などを示しております。これらは本計画における重要な施設として位置づけ、逆に言うと、これは将来にわたって保存していくというような方針になっております。

40ページ、防災の方針でございます。こちらに関しては、東大病院を除いた部分が、いわゆる避難場所となっておりますので、ちょっと分かりづらいんですが、図でちょっと水色、薄い水色に着色した部分が東京都が指定した避難場所となっておりますので、こういったところの位置づけ。それから、西片の門や正門、通路など、いろいろな出入口を示しております、災害時にキャンパス内に逃げ込むための避難経路、それから防災活動の空間として機能するというような位置づけにしていきたいと。また、二つ目の上の文章の黒丸のところに示したとおりですね、避難場所として機能や安全性を確保するため、擁壁等の維持管理、それから、広場・運動場・緑地の維持管理、それから、新たな出入口の整備などの方針を少し記載させていただいております。

41ページを御覧ください。魅力づくりの方針というところでございます。幾つかポイントがありまして、隣接市街地への圧迫感の軽減、先ほど隣接する住宅地に対しては高さ制限をするということに加えて、例えば、敷地境界線や道路境界線から一定の壁面後退というような形をとって、建物の建たないエリアなども、今後、検討していきたいというところでございます。それから、キャンパスエリア外周部における緑の増加、それから景観への配慮、周辺地域との交流の場となる施設や広場の設置、それから、キャンパス開放といったような方針を示しております。

次のページ、42ページでございます。こちらが脱炭素に向けた方針を記載しております、建物の更新に合わせたZEB化や省エネ、創エネの方針、みどりの保全と創出、施設の最適化、集約化などを検討するというような方針を示しております。

それでは、1ページにお戻りください。

3の、下のほうの3の今後の予定のところでございますが、この12月ですね、12月の19、20、来週の金曜日、土曜日なんですが、パネル展示型の説明会を2日間開催します。同時に2週間ほど意見募集を行って、こういった意見をいただいた上で、この素案を修正、必要な部分は修正させていただいて、来年2月の建設委員会で案としてまとめたものを報告、それから、3月には都市計画審議会でも報告を予定しております。こういった関係ですね、ちょっと今年度中の基本方針の策定は厳しいかなということで、次のページになるんですが、来年度の早い段階で基本方針を策定していきたいと。地区計画については、この方針が策定し次第ですね、検討を始めて、今のところ令和9年度になってしまふと思うんですが、地区計画は決定していきたいというふうに考えているところでございます。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料第3号、湯島三丁目北東地区のまちづくりの検討状況についてを御覧ください。

こちらも同じようなつくりになっておりますが、まず、1番で経緯でございます。左の図の北側エリア、春日通りより北のエリアについて、においてですね、平成29年から地元の権利者の方々がまちづくり協議会を立ち上げ、再開発を目指して検討が進んできているところでございます。一方、区は令和6年に見直された文京区都市マスタープランにおいて、湯島駅周辺を新たに拠点として位置づけております。また、春日通り自体はですね、都市計画道路として将来拡幅が予定されているということもございます。そういうことからですね、今回、この右の図で示したように、春日通りの南側も含んでおるこの図のエリアでですね、地区の将来像、それから方針を検討することとして、昨年の9月から公募委員を募り、町会などの関係者とともに検討会を設置して、まちづくりの基本方針の検討を続けてまいりました。

2番の基本方針のところでございますが、こちらも記載のような形になっておりまして、基本方針そのものは別紙の1ということで、3ページ以降にやはり全文を載せております。

まず、6ページを御覧ください。すいません。こちら、いろいろ背景とか、いろいろ書いてある中で、対象地区のところでございますが、右のほうの図で示したように、台東区側に文京区が少し突き出たエリアが赤くなっていますが、こちらが全体が対象とする今回の計画の対象エリアでございます。

7ページ以降、計画の位置づけとして、東京都の計画、それから文京区の都市マスタープランなどの様々な計画との関係性を少し整理した形となっております。

8ページから検討の経緯が示されておりまして、こちらも9から37ページぐらい、ちょっと長いんですが、本地区の特性や課題など、様々な視点から整理している部分でございます。

少し飛びまして、38ページを御覧ください。そういう検討の中で、これからまちづくりに向けてということで、本地区の、これどういった形で、どういった視点でまちづくりを検討すべきかというところをやはりここも整理しております、コミュニティの視点とかですね、土地利用の、土地・建物利用の視点で大切にすべきこととかですね、道路・交通の視点、それから、次のページに行って環境・景観、それから防災、こういった視点ですね、様々な課題を整理したページとなっております。

それから、次が、こういった検討を経て、40ページのところですね、まちの将来像、検討の結果、地域の方々と意見交換した中でこれはつくっておるんですが、「地区の魅力・個性

を大切にした、にぎわいあふれるまち」という将来像を、一応、共有させていただきました。

この将来像を実現するために、41ページから五つの基本方針という形で整理しております。まず、基本方針の1が地域コミュニティが築く身近なまちづくりということで、町会活動、それからお祭り等、地域に根差した取組を守っていきたい。それから、継続的にまちを運営するための体制・仕組みづくりというのも必要だということ。そのためにはですね、地域住民だけでなく、まちで事業を行っている方々、それから来街者、行政、区を含めた形ですね、そういった多様な主体の連携による地域主体のまちづくりが必要だという方針。

それから、基本方針の2としては、地域の魅力・個性を大切にしたにぎわいあふれるまちということで、この地区は文京区の中でも非常に繁華街という形になっておりますので、こういった地区の高いポテンシャルを生かして、今あるにぎわいを維持し、より高めていくために、新たなまちの魅力創出、それから発信の場となるようなことを検討していくと。

それから、3、基本方針の3でございますが、歩きやすく居心地のよいまちづくり、湯島駅だけではなく、周辺には上野、それから御徒町などの駅があること、それから、公園等のいろんな施設があるということで、こういった資源をつなぐネットワークの形成をしようと。それから、みんなが快適にまちを回遊できるような、歩きやすいまちというんですかね、そういういった環境を目指す。

それから、基本方針の4としては、環境・景観と調和した美しいまちづくりということで、いわゆるヒートアイランド現象の抑制やカーボンニュートラル等、建物の設備とかそういうものを配慮した計画としていきたいというところでございます。

それから、基本方針の5としては、災害に強く、安全・安心なまちづくりとして、防災性の向上とか、あと、周辺の住民、それから来街者も含めた災害時の安全確保、それから、災害自体に強いまちをつくっていきたいというような方針となっております。

43ページを御覧ください。ここから後はですね、先ほど御説明した春日通りの北側と南側でそれぞれエリアごとのまちづくり構想という形で、それぞれのエリアの将来像、それから、整備方針というのを整理しているところでございます。

同様に、47ページからは南側のエリアでのまちづくりの構想を示しているということでございます。

それから、51ページで、まちづくりのロードマップという形ですね、今後の進め方みたいな形を少し書かせていただいております。STEP1、STEP2というのが今まで地域の方々といろいろやってきたところで、現時点で、令和7年度のこの基本方針というのは、今年度

中に何とか整理していきたいと。さらに、この後はですね、エリアが南と北で少しまちづくりの温度差がありますけれども、地域のほうでより具体的なまちづくりの検討を進めていきたい。北側に関しては、具体的には再開発事業に向けた都市計画の検討を、この基本方針策定後ですが、検討していくと。これは区も一緒に当然考えていかなければいけないというところでございます。

それでは、1ページにお戻りください。3、今後の予定ですが、12月、やはりパネル展示型の説明会を2日間行い、意見募集も同時に行ってまいります。これを案としてまとめた上で、2月の建設委員会で報告、それから、3月には都市計画審議会で報告、来年度に入ってなるべく早い段階でこの方針を策定していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○松平委員長 説明ありがとうございました。

それでは、まず、報告事項1、文京区バリアフリー基本構想改定の素案についての御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 バリアフリー基本構想、文京区も大分バリアフリー化が進んできていますね、なかなか、私なんか健常者ですから、なかなか障害者の目線ではなかなか見れないにしてもね、なかなかよくなっています。特に官民連携したようなまちづくり、再開発だとになると、特に再開発もよくなっているんじゃないかなと。例えば、分かりやすく言うと、春三の再開発なんかも、従前の以前の街区から見るとですね、今の再開発後のというのは、とても連續して歩きやすい、しかも地下でもしっかりとつながっているというのはとても魅力だと思うんですよ。最近、地下鉄なんかでもホームドアが増えているなという実感できますし、エレベーターも江戸川橋に1か所ついたし、かなり官民連携してやっているのかなというふうに感じるんですけども、まだ、それでもホームドアがついてない地下鉄の駅、文京区内にも少しはあるのかなと。エレベーターももうちょっとついていただきたいところも、例えば具体的には千代田線の根津駅なんか、こう、1番出口にはあっても2番出口とかね。逆に、主要な出口のほうがないとか、いろんな課題はあると思うんですけども、そういった課題を東京メトロさんと定期的に話したりはされているのか。その辺をちょっとまずはお伺い、聞きたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 東京メトロさんと定期的なというところはございませんけれども、年1

回ですね、進捗状況の報告を、東京メトロさんに限らずですね、計画立てている事業者のほうから報告いただいております。必要に応じてですね、その状況確認等を行うなどして、必要に応じて各事業者とは状況確認等を行っているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 なかなかエレベーターというのは、東京メトロさんと行政の話合いだけじゃできないという、個人の利権を伴う資産の部分があるので、なかなかエレベーターをつけるのも大変だと思うんですけれども、ぜひ今後も基本構想にもある目標に掲げて、向けて頑張っていただきたいと。

あと、もう一つ、いろいろな意味で文京区内も官民連携していろいろとバリアフリーが進んでいるというふうには私も実感しているんですけども、文京区のバリアフリーというと、やっぱり坂が多いじゃないですか、山が。そこはインフラのやっぱりバリアフリーというのは、やっぱり行政が主導して今後やっていかないといけないと思うんですよ。特に今は策はしてないかもしれないけれども、文京区のね、四つぐらいあるこの山、坂もたくさんありますよね。こういったところのバリアフリー、これは非常に難しい問題なんだけれども、坂をどうやって上るかというところも、少し将来的には考えていただけるか。例えばピストン的な送迎、送迎バスのようなものだと、坂にエスカレーターつけろとは言いにくいですけれど、なかなかそういったところのバリアフリーというのは、なかなか近いようで、山を越えて、なかなか御高齢の方だと、障害がある方がなかなか移動が難しいと。その中で、B一ぐるも、なかなか本数が少ないと、やっぱり効率のいい、便利ではありますけれども、効率のいいコースを走ってなくて、なかなか遠回りであったりすることもあるので、その辺について文京区の土地柄ならではの課題だと思うんですけども、もしお考えがあればお聞かせください。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 坂道、文京区の特徴の一つでもあるかなと思っております。坂道を上る際等ですね、大変、なかなか支援、支援等が、何というんですか、多いというところの声はいただいているところでございます。今、区において実施しているところとしましては、ちょっと手すりをつけるだと、あと、途中にお休みできる場所的なところ、お休み石等を設置するといったところの対応や、また、案内表示的にそういったところに、苦労されている方がいたら支援してくださいといった看板掲示をするような取組といったところをしているところでございます。

引き続きですね、そういった取組を行って、そういった方々ができる限り苦労なく坂道を利用できるような形で支援してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 よろしいですか。

はい、豪一委員。

○豪一委員 以前ですね、市村議長も言っていたんですけれども、なかなか文京区も土地の活用が難しいとは思うんですけども、ベンチなんかもね、坂の途中だとか、坂だけじゃなくとも、結構マンションが最近増えてますから、なかなか敷地いっぱいに使っていて、夏場なんか特に今年なんか暑かったですからね、休憩するところがなかなかなくて、やっぱり何百メーターも歩くのも御高齢の方大変だと思うので、やっぱりそういうちょっとほっとできるようなベンチなんかがあればいいのかなと思いますので、御検討していただけると思います。よろしくお願ひします。

○松平委員長 ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、バリアフリー基本構想の改定、これまでの取組を総評して、その上でバリアフリー法の改正を反映させ、区民、当事者の皆様の声を反映していただいたということで、大変にありがとうございます。また、これまでのバリアフリー化の取組、様々実施をしていただきまして、ありがとうございます。

特に私たち議員、議員は、身近なところでは、やっぱり道路とかそういったところで区民の皆様からのお声は多くいただきまして、特に土木部の皆様には日頃から道路の整備や改修や標識の改善とかですね、そういった点について非常に丁寧に対応していただいておりまして、感謝したいと思います。ありがとうございます。

質問としては、まず1ページ目のアンケート調査、地域懇談会についてなんですが、改定の説明、以前ですね、この委員会で改定していくというふうに御報告ありまして、その際、私からもですね、より広い区民の皆様の意見、特に障害の方、高齢者の方のお声をしっかりと広く集めていただきたいというふうに要望させていただきましたが、どのように実施されて、その結果をどのように評価されていますか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 当事者の声のどのような形で声を拾うかといったところでございますけれども、アンケートのとる中で、区民一般の方に聞くアンケートと、あと、今、協議会を開催しておりますので、その協議会に参加いただいている団体の方に個別にアンケートをとる

と、2種類を実施してございます。その高齢者・障害者団体によるアンケートの中で、直接お声をいただきたり、あと、また地域懇談会というものを開催してございまして、区内5か所に分けて、こちらのほうも高齢者・障害者団体の方から御推薦をいただきたり、公募国民の方にも御参加いただきて、地域における課題等、また、よくなつた点等をお声をお聞きする機会を設けてございます。こういったところを協議会の中で併せて議論していく中ですね、当事者の声を聞きながら、このバリアフリー基本構想のほうに反映させていくといったところを、今、進めているところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。積極的に取り組んでいただきて、広くお声を集めていただいたいと思いますが、今後もしっかりとそういったお声を反映していっていただきたいと思うんですけども、その点について私たち議員の仕事でもありますが、7ページのところですね、定期的な評価見直しの努力義務というところがございまして、6人は当事者に評価という、当事者による評価というところもございますが、今回、このバリアフリー法の改正に当たつてこういった点が追加されてきたのかなと思いますが、この点について、どのように区として実施をされていくのかなというふうに思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 当事者による評価といたしましては、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、中間評価を令和12年度に予定しているところでございます。その際に、改めて協議会を開催してですね、また、まち歩き等、実施状況の確認等を行っていく予定としてございます。そういったところの中でですね、当事者の声を改めてお聞きしながら、中間評価、また必要に応じた改定といったところを、改善というところはしてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。中間評価で実施していくということでございまして、まち歩きもしていただくということで、これは非常によい取組かなと思いますが、やはり5年後ということになりますと、当然、そのハードな面が多いかと思いますので、それなりの年数も必要で、その上で5年後、そしてまた10年後というふうになると思うんですけども、今回のバリアフリー法を改正して、特にこの辺が強い、強調されているところかなと思うのが、やはり、ハード面だけじゃなくてやはりソフト面ですね、この面を、この辺をどのように強化していくのかということが重要かと思うんですね。その意味では、5年後とは言わずで

すね、ソフト面については、1年ごとでも、ある意味、当事者の方のお声をいただきながら反映していくのではないかなというふうに思っております。

例えば、歩道が狭いという場合ですね、長期的にこれどうやるかって言ったら、例えば都道や国道だったら、セットバックをするというような解決策が抜本的には求められるということになるんですけども、それが10年後か20年後かということになります。その間ですね、やはり何らかの形で対応策、安全確保、安全対策、こうしたことを取り組んでいくんではないかな。例えばその標識をつけるとか、音声で御案内するとか、先ほど坂の話がございましたけども、開運坂、うちの地元の開運坂のところには、そうした助け合いを促すような標識もありますが、こうした取組をより強化をしていくことが今回求められているのではないかと思いまして、こうした意味では、5年後といわず、こうした当事者の方、特に要配慮の必要な方々のお声を定期的にお受け、受け止めていくような仕組みが求められているんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 バリアフリーの基本構想、10年計画でございます。まちの移動に関わるところのバリアフリー化といったところで、ハード的な面では、委員おっしゃるとおり、長期的な計画が大きく考えられるかなというところで、その中間に当たる5年目に評価を行うこととしております。

また、具体的な計画につきましては、短期、中期、長期といった形での事業計画を立てているところでございまして、この短期というのが、おおむね5年といったところをめどに考えてございます。その中には、事業計画の中にはですね、先ほど委員おっしゃったソフト面の計画も計画してございます。人による、ハードでは補い切れないところを、人的な支援等も含めて計画をしているところでございますので、そういったところの実施状況といったところについては、併せて5年目にフィードバックというか評価していきたいなというふうに考えてございます。

また、先ほどちょっと申し上げましたけれども、年度ごとにですね、実施状況の評価といったところは収集しているところでございますので、その結果につきましては、ホームページにおいても公開しているところもございますので、そういったところ、実施事例等も含めてですね、今後も引き続き対応していこうかと思っておりますので、そういったところに對してのまたお声といったところはお受けしていきたいなというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。年1回報告がある、評価があるということなので、それをしっかりと受け止めて、ホームページ等で公表していくということでしたが、ぜひ各所管のですね、関係してくる所管の方々に展開をしていっていただきたい。つまり、例えば都道、都道を東京都が5年間で、あ、1年間でこういうことが進捗ありましたと。それを基づいて、例えば障害福祉課、福祉部の方々にフィードバックしていただいたり、とにかく当事者の方々の支援が何らかの形で拡充していくような取組にしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、次にですね、32ページ、33ページ、34ページのところに、生活関連施設に福祉避難所と公立小学校・中学校が追加されたということで、これは本当に国の改正法によるものですが、区としてもしっかりと反映していただいていることを評価して、評価させていただきたいと思います。これによって、生活関連経路の設定も、区内大きく拡充をされて、区内全体のバリアフリー化も拡充されていくと思うんですけども、この辺、この辺どのようにお考えでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 区内における都道、国道、また、区道においては主には生活関連道路といったところが指定されてございます。それぞれの道路管理者においてですね、実施計画といったところは立てているところでございます。予定につきましては、今の進捗状況をもらっているところでございますけれども、随時、適宜、実施しているといったところの報告を受けておりますので、引き続き、道路のお声、非常に多いところもございますので、適切に対応していってもらうようですね、道路管理者のほうには求めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

次、40ページのところですね、移動等円滑化に向けた配慮事項のところでございます。これ以降のところが非常に大事なという、大事なところになりますが、41ページの1の通路のところは、バリアフリー化された経路を複数確保するというふうに記載されております。前回よりも記載については強化した表現になっているというふうに思うんですけども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 地下鉄におけるバリアフリー経路の複数化といったところにつきまして

はですね、地域懇談会やその他アンケート等でも多くいただいているところでございます。これまでも、配慮、この配慮事項のほうにはですね、利用者の多い駅については、バリアフリーの複数化といったところに努めるといったところの表記をしてございましたけれども、今回、御意見といったところが多いことも踏まえましてですね、複数化を確保することという形に表記を改めてございます。この配慮事項につきましてはですね、必ず実施するようなことを約束づけるものではございませんけれども、こういったことを地下鉄事業者の方にもお伝えいたしまして、できる限りそういった取組を推進してもらえるように働きかけてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。区民の方、また我々議会からもこれまで何度も何度か御要望させていただいていますが、こうした形で表記をしていただいたことを感謝したいと思います。今後はしっかり事業者さんが取り組んでいただくことを期待していきたいと思います。

次に、40ページ、あ、失礼しました、44ページのところに、ちょっと歩道のことなんですが、点字ブロックについてちょっとお伺いしたいんですね。歩道の点字ブロックについては、地域の皆様からもよく御質問、御要望いただくことが多いんですけども、この点字ブロックというのは、この計画の中では、すいません、構想、基本構想の中ではどのような位置づけになっているのかなというふうにお伺いしたいと思います。

国道、都道、区道、物理的に設置できるところ、できないところあると思うんですけども、どのようにこの構想の中では位置づけられているのか。特に人通りの多いところなどでは、しっかり設置を進めていっていただきたいというふうに思っております。また、その点についてお伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 バリアフリー基本構想の中におきましてはですね、先ほども申し上げております配慮事項の中にですね、歩道のある道路といったところにブロックの敷設を、障害者誘導用ブロックを敷設することといったところの整備について記載をしてございますので、生活道路においては、指定されている道路については、これに基づいて適切に対応していくことを求めているところでございます。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 大きな方針として、今、都市計画課長申し上げたとおりなんですが、具体的に申し上げますと、バリアフリー基本構想に定められております生活関連経路の一次経路と

歩道のある二次経路を優先的に、我々としては、視覚障害者誘導用ブロックを整備しておりまして、路線単位で整備をある程度もう終えておりますけれども、国道や都道などの道路管理者が異なる道路への接続といったところを現時点では優先的に協議を行いながら進めているところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。区道についてはですね、本当にいつでも相談して対応していただいているという状況なんですが、都道、国道になりますと、なかなかこちらから第六建設事務所さんなり、万世橋出張所さんなりにアクセスしてお願いしてという、なかなかその対応も、区道よりもなかなか難しいなという実感がありまして、この点については、ぜひ上手に東京都なり国のはうと連携していただきたいと思うんですが、場合によっては、先ほど申し上げたようなハード面じゃなくソフト面での対応を充実していっていただきたいと思うんですけども、こういった点についてどのようにお考えでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 都道、国道への要望といったところについてはですね、検討協議会のほうにも関係者の方が出席して議論等を聞いているところもございます。必要に応じてですね、申入れというか、そういった声があることはお伝えしてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 道路管理者が異なる場合ですね、我々から要望をお伝えしたり、定期的な打ち合せを毎年やっておりますので、その中でお伝えしたりするなどしております。また、区道の場合だと、警戒標識ですとか、地点標識などの案内板、あと、先ほど出ました心のバリアフリーということで、急勾配の場所に助け合いましょうという呼びかけをした看板などのソフト対策を行っているところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 よろしくお願ひいたします。東京都とも連携をしっかりとっていただきたいと思います。

次に58ページ、あ、失礼しました。58じゃないな。歩行空間の安全な利用ということなんですけども、あ、68ページ、ちょっと地域ごとのとこに入ってしまっているんですけども、自転車の通行空間の整備や違法駐車の取締り、自転車の原則車道を通行などの交通ルール・マナーの徹底についての記載もあります。68ページだけじゃないんですけども、こういった記載がありまして、この点については、区民の皆様から日頃から御心配のお声や、ぜひ強化

してほしいというようなお声も継続していただいているとして、警察との連携も重要というふうに思いますが、この点については、もう既に連携されていらっしゃるのか、今後、どのように連携して区として取り組んでいかれるのか。計画策定に当たって、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今回の改定に当たりまして、アンケートなどでも自転車に関する御意見というのが多く寄せられておりまして、そういった内容については、区として受け止めてまいりたいと考えております。自転車の利用マナーの向上、また、ルールの遵守等につきましては、これまで交通安全運動など、こういった機会を使いながら、警察など関係機関と連携して周知啓発に取り組んでおります。なかなか、そのような取組を続けておりますが、なかなか伝わりにくい一定の層もあるのではないかというような課題の認識も持っているところであります、どういったふうに安全な利用についての理解、それから適切な行動につなげていくというところをしていくかというところについては、引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、71ページのとこですね、駅周辺におけるハード・ソフト両面からの主要施設までの経路案内の充実という記載がありまして、これはいわゆる案内掲示板みたいなものなんでしょうか。この点をどのように、どこの所管がこういったものを担当されているんでしょうか、推進するんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 以前は様々な所管が様々なデザインや仕様でそのような標識を設置していましたが、平成24年度に計画を策定いたしまして、道路課で一括した統一したデザインで集約した形の統一案内標識板というものを順次設置しております。現在、区内に97基設置をしておりますが、主に交通量の多い駅周辺ですとか、地域活動センターや観光施設、公園などの多くの来訪者が見込まれる場所に主に設置をしているところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今、設置していただいている地域の名所とか観光名所とか、写真もついて、きれいな地図もついているやつだと思うんですけども、あれは本当に地域の皆様からも評価が大きいです。まだ区内に歴史的な史跡も多いんですけども、住宅地域

にあるという場合もあつたりして、そういう地域で観光している人がうろうろしているというような、道に迷っているというような光景がよくあるんですというお声もあって、そういったまた必要なところも、また今後も設置していっていただきたいというふうに思いますので、また、その際は御相談をさせていただきたいと思います。

バリアフリー計画、あ、基本構想ですね、さらに次の段階に、重点整備計画というんですかね、そういうのも検討していくことなると思いますが、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 文京区のバリアフリー基本構想が改定になるということなんですねけれども、この改定に向けては、本当にいろんな方々から御意見を伺っているという点では評価するところです。区民アンケートだとか、当事者の方々へのアンケートとか、あと、地域懇談会、そうしたことも含めて、皆さん、幅広く御意見を伺っているというのは非常にいいと思います。

それで、今の基本構想については、重点整備地区ということで、ここは区内全域が重点整備地区ということになって、なつていて、引き続き、区内全体で整備をしていくということですから、ぜひその整備が本当に皆さん思うような形で進めていっていただきたいと思うんですけども、今ある基本構想をつくるときに、当事者の方々がまち歩きをされていたと思うんです。やっぱり、まちを具体的に回って、どういうところに課題があるのかということとで、再発見じゃないんですけども、そういうことも皆さんされていたというふうに、以前あったかと思うんですけども、今回については、そのまち歩きはどのように、どのような形でされていくという計画になっているんでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 まち歩きにつきましてはですね、来年度、地区別計画を立てていく中で、当事者の方にも参加いただいて実施していただくことと、予定しております。まちの実情をですね、どこに課題があるかといったところも確認しながら、また、共有しながらですね、まちを歩いて、そしてまた地区別計画のほうに反映していきたいというふうに考えて。

（発言する人あり）

○真下都市計画課長 ああ、実施時期は来年4月、5月といったところを検討しているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、雨が降らないように、そういう時期にやっていただきたいなというふうに

思います。

先ほど来、宮本委員からもいろいろ出ておりましたけれども、私はバリアフリー基本構想推進協議会というのが、この間、3回開かれているのかな。3回目のときは、ちょっと議事録が読めてないので分からんんですけども、地域懇談会の様子が、様子というかが出ておりまして、それぞれの地域から本当にいろんな御意見が出ていて、5地区に分けているんですけども、それぞれの地域に共通したこともたくさんあるということで、皆さんのような要望だとか、困っているところとか、そういうことが出ていました。視覚障害者の方々にとっては、危険を避けるためには2センチの段差が必要なんだというふうにおっしゃっていまして、一方で、車椅子の方々は、少しでもフラットにしてほしいという、そういう大変やっぱり難しい問題があるということも、協議会の議論の中で知ることができました。私たちもフラットのほうがいいというふうには思っているんですけど、視覚障害者の方々にとっては非常にやっぱり危険があるということですから、そういうことを鑑みながら、区としてもやはり対応していくんだというふうに改めて思いました。

今回のこの改定のところの29ページのところで、基本方針というのが出されておりまして、施設、心、情報のバリアフリー、そして、それらが連携しての基本方針をこれから立てていくということですから、本当にこれに沿って進めていっていただきたいと思うんですけども、先ほどもエレベーターの話が出ました。やっぱり移動していくためには、施設、ハード面もそうですけれども、情報というのは非常にやっぱり重要だというのが、今回、この懇談会の中で出ていましたので、そういう点では、この情報の問題についてもっとというか、やっぱり東京メトロさんの地下鉄の改札が無人で困っているという、そういう声がたくさん出ておりました。先ほど東京メトロとは年に1回その協議だというふうにおっしゃっていましたけれども、やはり1回と言わず、要するに計画がどこまで進んだかという、そういう話合いだけではなくて、やっぱりこういう声がある都度というか、そこまでは頻繁にはできないかもしれないんですけども、やはりもっとこうした声をメトロのほうに出していただきたい、無人、やっぱり人手がないということが一番の問題なんですけれども、そういうことに応えられるというか、今よりもっと進んだ形で情報が、聴覚障害の方、視覚障害の方、身体の、そうした方々の困っているということについてをメトロに届けて、できる、早くできることについては解決をしていただきたいというふうに思うんですけども、今度、計画ができる、つくっていくに当たって、協議会の中に地下鉄の方もいらっしゃるのかな。なので、お声は聞いていると思うんですけども、ぜひともそれは進めていっていただきたいというふうに

思います。御答弁はいいかな。じゃあ、ください。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 今回、協議会等ですね、委員おっしゃるとおり、地下鉄の無人、改札が無人化になったこと等ですね、なかなか御不便を感じるといった声も多くいただいているところございますので、今回改定する基本構想においてはですね、地下鉄にそういったところの不便を解消するように、インターホンの設置であるとか、障害者等が分かりやすいような音声案内をするといったところについて追記、配慮事項として追記をしているところでございます。また、今、情報のバリアフリーといったところもですね、改めて配慮事項の中に項目としても追加してございます。今回、具体的な計画を依頼する際にも、こういったところが改めて声が多く追加したといったところはお伝えしていきたいといったところでございます。また、日頃からといったところもあるとは思いますけれども、機会を捉えてですね、そういったところのお伝えといったところも考えてまいりたいと思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 地下鉄のことですから、改めて、せんだっても石沢議員が代表質問で行いましたけれども、地下鉄駅への2基目のエレベーターの設置の問題です。具体的に駅の名前をあのときに挙げまして、ぜひとも2基目のエレベーター設置については、これも本当に地域の皆さんのが要望ですから、やはりエレベーターがないと地下鉄も利用できない、そういう方が多い中で、2基目のエレベーターが本当に必要だというふうに思います。先ほど、豪一委員さんから、江戸川橋のことでお声が、お話をありましたけれども、江戸川橋については、要望してから25年、動き出すまで25年かかったわけですけれども、そういう点では、こんな長い時間かかるないように、ぜひともやっていただきたいということでお願いをしたい。

それで、例えば駅周辺で建て替え、建物の建て替え、大規模というか、エレベーターが設置できるような、こうした建物が建て替えの計画があるようなところについては、やっぱり早めにその情報をキャッチしていただいて、エレベーターが設置できるような働きかけ、それは区からだけではなくて、メトロや、あるいは東京都の交通局も含めてですけれども、こうしたことで、やはり情報のキャッチが非常に早くできれば要望ができるかと思いますので、その辺はぜひやっていただきたいというふうに思います。これはちょっと要望ですね。

そして、あとは誘導ブロックのことです。先ほど、道路課長さんからもありましたけれども、国道、国道も含めてですね、都道、区道の境のところが連続的に設置してほしい、そういう声が出された、出されているわけですけれども、区道と都道の境だけではなくて、自治

体の境のところ、そこについても、ぜひ隣接する自治体とそういう交流とかされているのかとは思うんですけれども、その辺どうなっているのかというふうに思うんです。

具体的な例で言いますとですね、小滝橋へ行くバス、小滝橋へ向かって行くバス停の石切橋なんですけれど、石切橋のバス停のところです。バス停のところなんですが、文京区、江戸川橋から来たところ、来るには、来るとときには、点字ブロックずっとついてバス停まであるんですよ。ところが、そのバス停から飯田橋のほうへ向かおうとすると、そこは新宿区なんです。だから、文京区まではついていて、同じ石切橋のほうへ向かうのは新宿区だということで、ついてないんですよ。その先に新しくスーパーができたりして、結構、文京区の方がこちらから行くのに、あそこで途切れちゃっている。同じ目白通りでありながら、そういう形で、それは東京都の判断だと思うんですけども、あれはちょっとどうなのかというふうに思うのですよ。だから、その辺は、やっぱり連続してやっていただきたいというのはすごい皆さん思っていることなんで、その辺はどういう話合いになっているんでしょうか。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 区道の整備であれば、区境で申し上げますと、例えば昨年度竣工いたしました坂下通りであれば、豊島区と協議をいたしまして、文京区と豊島区と連続で視覚障害者誘導用ブロックを設置しております。また、現在で言えば、新宿区との区境であります江戸川橋通りにつきましても、我々と新宿区で協議を行って、連続的な設置を、今、工事を行っているところでございます。

今、御指摘の都道の中でも、都道につきましては、東京都の中でも建設事務所の管轄が分かれているところかなというふうに思いますので、我々から、我々はいつも第六建設事務所とやり取りはしますが、第六建設事務所を通じてお伝えするのか、各建設事務所にお伝えするのかというのはちょっと検討していきますけれども、連携を図っていただくようにはお伝えしたいと思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ゼひお願いします。

それで、誘導ブロックの形のこと、この懇談会の中で出ていたかと思うんですけども、いわゆる小判状というか、なっているのと、あと、点々だったりとか、それをどのように、何ていうのかしら、使い分けているのかということもありました。それは、区道であれば、区がここはこのようにというふうに思うのか、その使い分けみたいなのがどのようになっているのかということと、あと、信号、続けて言います、信号機のことなんですが、経過時間

表示式信号というんですか、あとどのぐらいで渡れますとか、青信号が青のあれが少なくなっていく、赤が少なくなっていく、そういう信号機が増えているのは分かります。だから、ぜひ増えていけばいいというふうに、そういう声があるんですけども、これをつける、何ていうのかしら、のはどういう基準というか、それはやっぱり警察の裁量ということになるんでしょうか。これも具体的なことを言いますとですね、江戸川橋の交差点ってすごく広い交差点です。ところが、そこには、目白通り側にも音羽通り側にもこの信号機がついていないんですけども、それはやっぱり警察の裁量なのか、やっぱり、あれだけの広い交差点になってくると、途中、渡り切れなかつたりとかということもあったりするので、そこはどういうことになっているのか、ぜひともそこはどういうことなのかお聞きをしたいなと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 点字ブロック、視覚障害者誘導用ブロックにつきましては、大きく2種類、形がありまして、線状のものと点状のものがございます。線状のものは移動方向を表したいときに設置しております。点状のものにつきましては、警告または注意喚起を促したい場所に設置をしております。横断歩道の手前ですとか、進行方向が変わる場、屈曲点などに設置をしております。配置の仕方につきましては、移動円滑化のガイドラインに準じて設置をしているところでございますので、そう大きく道路管理者によって設置の方法は変わらないとは思いますけれども、区道で申し上げますと、ガイドラインに準拠した形で設置は進めておりますが、加えて、当事者の方に立会いをしていただいて、柔軟な対応、ガイドラインの範囲内で対応するように努めているところでございます。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 経過時間機能つきの歩行者用交通信号灯器に関してでございますけども、御指摘のとおり、警察の管轄でございまして、設置に当たっては警察が行っているところでございますが、指針というものが示されておりまして、それによりますと、信号交差点における歩行者の交通実態ですか交通環境等から、横断歩行者の信号無視や無謀、無理な横断の抑止が図れて、より横断歩行者の安全性が認められた、高められる場合に設置を検討するとして、されております。御指摘のあった場所等につきましては、日々、警察と連携していく中で確認していくなど、対応については検討してまいります。

○松平委員長 板倉委員、まだ御質疑、複数ございますでしょうか。ございましたら、もう少しまとめていただければと思いますので、御協力をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 安全性の問題が、問題で、ここにはそう問題はないなという判断があれば、そういう形でつけないということになるんですかね。やっぱり広い、さっきも言いましたけれども、広い交差点、江戸川橋の交差点、挟んだこっち、両側の歩道にはついているんですよ、その信号が。なので、一番やっぱり江戸川橋の交差点には必要なのではないかなというふうに素人というか、私の判断はそのように思いますので、そういう意見があるということもぜひ伝えていただければいいかなというふうに思います。課長さん、何かあれば。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今、御指摘の御意見等を踏まえ、こちらについては警察のほうにもお伝えしてまいります。

○松平委員長 よろしいでしょうか。まだ御質疑ございますか。

板倉委員。

○板倉委員 ありがとうございます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

ちょっとといっぽいまだあるんですけども、この地域懇談会の結果の中の3ページのところにタクシーのことが書いてあるんですが、視覚障害者の方々にタクシーアプリを使うということは非常に困難で、今、アプリ対応のタクシーが増えてきてて、流しの営業のタクシーを利用することができ難しくなったというふうに書いてあって、これはそういう流れというか、そういうことなのかもしれないんですが、やはりタクシー会社とお話をする機会があるんでしょうか。ぜひとも、やっぱり流し、アプリ使えない、そういう方々についての対応も、ぜひタクシー会社にそういう声があるということをお伝えいただきたいということと、ある方から言われたのは、車椅子を利用している方が、なかなかそのタクシー拾えなかつたということで、やっぱり車椅子の方だと、どうしても時間がかかってしまうというのがあって、運転手さんが敬遠されるというか、そういう事態もあるのではないかというのもありますので、ぜひタクシー会社に対しても、こういう声があったということをお伝えいただきたいなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長 ほかも御質問ございましたら、まとめてお聞きいただきてもよろしいですか。

○板倉委員 あとはまとめます。

○松平委員長 あとはまとめます。後で。分かりました。

じゃあ、真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 タクシーの運営団体のほうにはですね、そういったお声等をお伝えしていこうとは思ってございます。また、利用者懇談会や、また、当事者からのお声としては、そういった御意見もあるんですけども、逆にですね、タクシーの乗車員の、乗務員の方が非常に丁寧に対応してくれているだとか、非常に乗りやすくなつたという声も多くいただいているところでございますので、そういったところも含めてお伝えしてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 最後です。これらの計画がこれからどのようにというか、改定もされて、本当に短期でできるところはぜひともすぐにでも改善をしていただきたいというふうに思います。やっぱり障害者の運動のスローガンである、私たちを抜きに私たちのことを決めないで実践をしてほしいって、これがやっぱり原点というか、のことだというふうに思いますので、それが実現できるような、こうした計画にぜひなっていけるように、皆さんからの意見、ぜひとも取り入れてやっていただきたいということを要望して終わります。

○松平委員長 ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

では、最後、品田副委員長。

○品田副委員長 バリアフリーの基本計画の改定ということで、この名のとおり、バリアをなくしていくというのが大きな目的ですので、第2弾というか、バージョンアップをして、区民の皆さんのバリアをとにかくなくしていく方向で頑張っていただきたいと思います。

今まで出た意見、なるべく重ならないようにはしたいとは思うんですけども、さっき出てた41ページのところにあります、やはり地下鉄の無人改札は、やはり私もすごく気になつていて、私たちはすぐに地下鉄利用できますが、やはり高齢者の皆さんとか、車椅子の方とか、いろいろ障害をお持ちの方は、人がいないというのはやっぱり不安になりますし、人手不足は分かるんですが、もう少しこう優しい対応をしてもらいたいなというふうに思っています。

文京区は、もうJRの駅がなくて、地下鉄とバスと、都バスとB-ぐるが頼りの移動手段としては、公共交通としては頼りになっています。15ページ、16ページのところに公共交通のところが書いてあるんですが、やはり左側の15ページの表ですね、各駅の乗降人数とバリアフリーの整備状況ということで、障害者対応と、ホームの車両の間隔ですか、そこはまだバツがたくさんついていますので、ここをぜひしっかりとバリアをフリーにしていただけるように努力、これは地下鉄との話しももちろんあるんでしょうけども、文京区は特に地下

鉄が頼りの区ですので、このところはほかの地域とは違つてもう少し、今は人口も増えて、これ乗降客数も増えて、丸ノ内線とか南北線は10万人ということで、非常に人数も多くなつて、多分もうかつているとは思うので、そういう整備をぜひちゃんとしていただきたいなというふうに思っています。

それから、都バスについては、皆さん利用者が大変多くって、特にこのシビックを中心とした地下鉄、ごめんなさい、バスは皆さん利用が多くて、私も毎日のように使わせていただいているんですが、気になっているのは、やはりバス停って、ちょっと歩道だから高くなっていますよね。正着できないケースがあって、一回車道に降りて、またバスに乗るというのを何回も見ていて、やはり正着というんですか、バス停にきっちり一歩でバスに乗れるような形にしないと、みんなお年寄りとか非常に困っている姿をたくさん、で、よいしょってまた上がらなくちゃいけないわけですよね。そういうのも、ぜひ都バスのほうに言っていただきたいし、あと、屋根のないバス停、それから歩行表示というんですか、あと何か所でバス、手前1か所、2か所あと来ますとかいうのは、やっぱりあったほうが利用しやすいのかなと。特に屋根がついてないというのは、私、何回も見かけたんですが、元気な人は傘を差して待つればいいんですが、車椅子の方は、やはりバス停で待っているときに傘を差しながら待つて、また閉じて乗せていただくとか、やっぱりお年寄りもですね、ちょっとやはり屋根がついていたほうがいいというふうに思います。それは、もちろん歩道の幅とかもあるというふうに思うんですが、なるべく民間の再開発とかしたときには、なるべく屋根をつけてもらえるような方向で、ぜひ整備をしていただきたいなというふうに思っています。

それと、道路のほうはとてもおかげさまでよくやっていただいています。さっき、箇所によつては問題もあるところもあるというふうに。さっき、まち歩きをしながら発見していくということですけど、ふだんから、やっぱりもう少しここは危険な箇所だとか、段差があるとか、いろんな要望はもう少しこう吸い上げられるように何か工夫を、スマホで撮ってそちらに意見として上げられるような、何かそういった工夫もすべきではないかなというふうに思っています。

それと、先ほどから出ている坂道なんですが、お休み石もあるんですけども、やっぱりこう新しく建物が建ったときに、とかマンションが建ったときに、道路側に植栽の、何というんですか、がありますよね。そこにちょっと座れるようにさせてもらうとか、そういう工夫というか、協力というのかな、そういうのをすると随分違うのかなというふうにいつも感じています。

最近よくなつたのは、このシビックの反対側の再開発で、地下鉄大江戸線に乗るときに、そこから小石川側から下りるところがあつて、大江戸線にアクセスできるような、あれは本当に便利だなという、いちいちシビック側に渡らなくてもよくなつて、あれまだあまり知られてなさそうなんんですけど、この間、ちょっと近くの人に言ったんですけど、もうすぐ、ちょっとエレベーター使わせていただくとすぐ改札に行けるというのをもうちょっとPRして、みんななんかこっち側に渡ってから大江戸線に入っていくみたいな形なので、あれは私も便利になりましたし、多分、皆さんまだよく分かっていないのかなと思って。それは細かい話なんんですけども、よくなつたところはどんどんPRしていただけて、移動がしやすいようにしていただければなというふうに思っています。

あとは、そんなところですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 まず、地下鉄の無人化の改札に対する対応といったところですけども、繰り返しになりますけども、多くこういった御意見いただいているところでございます。配慮事項にもですね、そういったところの対応をきちんとしてほしいと。また、スマホを活用したですね、そういった情報の受け取りといったところも、ICTの活用というところも記載しているところでございますので、改めて地下鉄事業者にはそういったところを対応の依頼をしてまいりたいと考えてございます。

あと、バスについてですね、屋根の御要望といったところも今回の協議会の中でもいただいているところでございます。バス、都、東京都のほうにもですね、こういった御要望があるといったところは伝えてまいりたいと思っております。整備は進めているという形での進捗状況の報告はいただいているところでございますので、引き続き、そういったニーズが強くあるといったところは求めてまいりたいと、お伝えして求めてまいりたいと考えてございます。

あと、日頃からそういったまちの状況といったところの確認といったお話をございましたけれども、そういったところを、他自治体とか、事例等も研究しながらですね、何か対応できないかというところは、すいません、研究してまいりたいと考えてございます。

あと、街角の中でちょっと休める場所というか、今、植栽というお話をございましたけれども、そういったところにつきましても、何かこう、いい休める空間づくりといったところはですね、こちらのほうも研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 春日・後楽園の再開発でできた地下鉄への出入口なんですが、確かに現時点でも、一応、地下鉄のマークがあつたりはするんですけども、確かにちょっとバス停から見たときに少し分かりづらいという御意見はほかにもいただいたことございますので、組合のほうにもそれは実は以前から伝えてはおりまして、なるべくできることはやっていただきたいなということで、工夫はお願いしてまいりたいと思っております。

それから、地下鉄側の、都営地下鉄側も案内図とかを徐々に整備していっているんだと思うんですけど、まだ新しくできたばかりで、その辺の周知がまだ足りないのかもしれないんで、都営地下鉄とも会議があった、打合せ等する場面も多々ありますので、少し御意見を伝えたいと思います。ありがとうございます。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 高齢者、ごめんなさい、障害者はもちろんなんですが、私も日中、結構移動することがあって、地下鉄、都バス、B一ぐる、本当によく皆さん乗って移動していらっしゃいます。病院に行かれる方、それからお買物する方、あと、歩いてって帰りだけその公共交通を使うとかって、すごくいろいろ何か合理的に利用していらっしゃる方がたくさんいて、やはりこういうところはきちんと整備をしないと、フレイル予防ももちろんそうですが、まちが元気になるというか、お買物に行ったりとか、病院の帰りも買物して帰るとかね、いろいろ使っているので、やはりさっきの信号も含めてですね、歩きやすい、移動しやすいまちをつくるときには、このバリアフリー計画はやっぱり重要な視点だというふうに思いますので、ますますの整備をお願いして終わります。

○松平委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

では、続きまして、報告事項2、東京大学本郷キャンパス地区のまちづくり検討状況についてになります。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。今回の都市計画、本郷キャンパスの都市計画基本方針なんですけども、文京区と東京大学の協定の締結から3年かかりまして、ようやくここまで來たなという感じですね。

大きく質問としては二つあるんですけれども、まず、1点目についてちょっと取り上げさせていただければと思います。この協定からこの基本方針に至るまで、最終的には地区計画を目指しているということで、私も一般質問で過去2回取り上げさせていただいた次第です。

もう一回、全体の話に戻りますけど、ちょっとね、いろいろ区と東大の利害関係もいろいろ絡み合っていたと思うんで、それで結構時間かかったなという印象はあります。もっとね、早く進んだらよかったなというふうには思っております。

ごめんなさい、大きな質問の1点目なんですけども、例えばP22を御覧いただきたいんですけれども、基本的にこの構想はですね、歴史的建造物は残して、更新すべきものは更新すると。必要があれば高さ制限も緩和するというもの、そういうものをを目指しているということだと思うんです。最初にね、弥生キャンパスとか浅野キャンパスが含まれてないのもいかがなものかと思うんですけど、これは今さらどうしようもないで取りあえず置いておくんですが、P22のところで見ていただきたいのはですね、建築物の建築年次が色分けをされているんですけども、一番古いものの区分けが昭和50年以前という、1975年ですかね、75年以前というふうに非常にざっくりとした分け方になっております。で、正直ですね、この本郷キャンパスには戦前の建物がたくさんあります、そういった意味で歴史的な建造物が多数あるんだと思うんですけども、この昭和50年以前という区分けですと、まず、そういう戦前戦後とかも分かりませんし、非常に歴史的建造物がぱっと分からぬわけですね。ですから、この昭和50年以前ってざっくり区切ってしまうのは非常に問題だなというふうに思っております。何でこういうふうにしたんですかというのが大きい質問の中の1点目です。

それから、その上で、その歴史的建造物の取扱いに非常に疑問があるんですね。今度はP35を見ていたければと思うんですけども、P35から36、36のほうが分かりやすいかな。土地利用の方針ということで、今後、高さはどういうふうにしていきますよというふうになっております。ただしですね、この茶色く塗られている部分が歴史保全ゾーンですよと。で、46メートル程度に抑制しますということなんですかね、この歴史保全、歴史的、緑地じゃなくて建物のほうですね、歴史の保全のゾーンのほうが非常にエリアが狭いんですよね。正門のところから入って、法文の建物、それから安田講堂とか、ごくごく僅かな建物しか、もうそのエリアの対象になってないということなんです。例えばですね、1928年に竣工した総合図書館も入っていませんし、前庭がある医学部の2号館とかですね、同じく医学部の1号館とかですかね、そういったものも、あ、ごめんなさい、入ってないと。その医学部の1号館に関しては、このピンクのゾーンの一番左端、西の端のところに入っています、これが1931年の竣工の建物なんですかね、まさにこの高層建物集積ゾーンのほうにこの歴史的建造物が含まれていると。つまり、戦前の建物をぶっ壊して何か新しい建物を建てますよという構想になっているわけなんです。こういうものをですね、軽々に認めていいのかと

いうところがますあるわけなんですよ。この歴史的な建物がこれだけ非常に多くちりばめられているこの場所をですね、実際に保護するのはごくごく僅かのエリアにしてしまって、一部は完全に取り壊す前提になつていて。これを許していいのかということをまずお聞かせください。

だから、一つ目は、単純にですね、この昭和50年以前という区切りざっくり過ぎないかというところと、それから、保全のエリアが狭過ぎないかというところなんですが、それについていかがお考えでしょうか。

○松平委員長 それでは、12時となりましたので、御答弁は昼休みの休憩明けといたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

○松平委員長 それでは、皆様おそろいでございますので、時間前ではございますが、委員会を再開したいと思います。

それでは、依田委員の質問に対する、前田地域整備課長からの御答弁をお願いいたします。
前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、本日の資料の22ページのところの御質問だと思います。本郷キャンパスの建築年次別の分布の割合という資料でございますが、これですね、昭和50年以前ということで丸めて82棟ぐらいあるというような整理をさせていただいているが、歴史的建造物の保存とかそういった観点からというよりは、やっぱり古い建物が多いという資料として、これ、作成させていただいている中で、50年以前というのはもう相当、年数としては50年以上たっているということで、東大側としても建て替えに限らず改修等は必要な建物がこのぐらいあるという中で、この今後の更新の必要性を一つ示す資料として分かりやすくするためにこういうふうな形でまとめさせていただいているというところでございます。実際にはちゃんと、委員御指摘のようにですね、大正時代の建物もあったり、かなり古い建物が混在しているのは確かでございますので、もしそういった視点で整理するというのであれば、そういう示し方もあるかと思うんですが、建物の、古い建物が多いという観点から、こういう資料としてつくらせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

それから、35ページですかね、土地利用の方針のところで、教育研究・医療エリアというのを取りあえず全体的な指定の中で、歴史保全ゾーンというのが非常に限られたところじゃないかという御指摘なのかなと思うんですが、その辺はこの文章の中にも書かせていただいているんですが、現在、登録有形文化財を含む建物がこのエリアは非常に密集して建ってい

るということで、ゾーンとしてやっぱり景観を保存していこうというのが東大としても非常に重要な視点だということで、こういうエリア取りをさせていただいて、なおかつ全体としては、次のページで出てくるんですが、60メーターの高さを緩和するという中で、ここに関しては安田講堂を超えないような46メーター以下の建物で、今後、例えば建て替えるということではなくて、ちょっといろいろお話を聞いていると、例えばエレベーターをつけたいとか、バリアフリーの対応をしたいとかいろいろ計画は練っているところはあるようなんですが、そういったところでも46を超えないような高さにするとかですね、そういった方針の中で整理をしたものでございます。

それから、委員が御指摘していただいた、多分、理学部1号館とか2号館とかというのがですね、この図でいうと高層建築物集積ゾーンに入っているんじゃないかという御指摘なんですが、この辺は建物を必ずしも、ここ、赤いところを全て建て直すということではないのかなと思うんですが、先ほど言った老朽し、比較的古い建物が多いという中で、更新をするんであればこういう赤いところで高い建物をつくっていきたいという東大との協議の中でこういう形にさせていただいているものでございます。

ただ、ちょっとこの部分にも、今、見ていただいている35ページのもうちょっと上のところに少し書いてあるんですけど、例えば歴史的建造物のファサードを保全とかですね、そういう景観的な観点というのは東大も大事にしたいとは言っていますので、区としてもこういう表現の中で、今後、具体的に地区計画定める中では、何らかの形で規制というか約束事はつくっていけばいいなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 今、お話をあったんですけども、要はこれ、最終的には地区計画に落とし込んでいくわけじゃないですか。でも現状、どう考えても歴史的な建造物であろうというものところが高層建築、高層建築物集積ゾーンに入っちゃっているわけですよね。それで、区としてそれでいいんですかということを私としては聞きたいわけなんです。

今回、この基本構想であるとか、基本方針であるとか、地区計画に進んでいくに当たってですね、当然、その一部は大幅な規制の緩和をするという想定なわけですよね。だから東大としては、もちろんいろいろな目的ありますけれども、やっぱりその最初は規制の緩和を区にお願いしたいというところからこの話は始まっているんだと思うんですよ。当然、規制を緩和するだけではなくて、歴史的なものをね、保存していきますということだとは思うんですけども、当然、区としてはですね、規制を緩和してあげるからには、様々なそれに見合

ったというのもおかしいですけど、様々な公共的な貢献もそうですし、歴史の保全とかも、そういうことも含めていろいろ注文つけてきた立場だと思うんですよね。いろいろ注文つけてきたからこそ、これだけの時間がかかっているんだというふうに理解はしているんですけども、その中で戦前の建物を一部壊すような、そういう計画を、区としては、だからそれは認めているんですかということを問いたいわけなんです。

それから、あと、今回、その歴史的、茶色いエリアに入っていないところでも、明らかに建築として貴重なものというのが複数あると思うんですけれども、それも、結局この60メートルのゾーンになっちゃうわけですから、何か建て替えようと思えば建て替えられるし、床も増やせるということになっちゃうわけなんですね。完全に保全をしますというふうに言い切れないような形になっているわけなんです。やっぱりこれをベースに地区計画をつくるってなると、これを信じたら、地区計画もそんなものになっちゃうんじゃないかということでは、かなり不安があるんですよね。だから、改めてなんんですけど、区として本当にこれでいいんですかということを伺いたい。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 歴史的な建物というのは、一つ大きな指標としては、例えば国の登録有形文化財とか、東京都の有形文化財に指定されているもの等は当然あります、そういったものは東大としてもちゃんと守っていくというふうな話は聞いているところでございます。

ちょっと、今、依田委員が御指摘のようにですね、必ずしもその茶色いところに全てがそこに集約されているわけではないのも確かだと思っております。そういった中で、点的に建物を例えれば残したらしい、ほうがいいんじやなかろうかという建物があることは多々あると思いますし、今後、東京大学ということもございまして、有名な建築家さんが設計された建物というのも多々あって、そういったものは多分、時間がたっていく中では、恐らくまたそれはそれでまた最近建った建物も将来はどうなるか分からない、重要な建物になるということの可能性も十分あり得るのかなというふうには思うんです。そういった中ですね、我々としては、個々の建物を地区計画で保存するというような方針でいくというのはなかなか難しい中で、考え方として、例えば歴史的な良好な景観を形成しているような部分については、ファサード保全とかあと、ちょっと違うページにはなるんですが、38ページのみどり・水・景観の方針あたりでは、ちょっと真ん中あたり、建て替えや改修の際には現在のキャンパス景観に調和とか、そういった、ちょっと概念的な表現ではあるかもしれません、そういった表現も使っている中で、必ずしも大きくこう、何ですかね、景観的に環境的に悪化させる

ような建築計画を区として認めたいというつもりでこういうふうな書き方をしたわけではないというふうに御理解いただければと思います。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。確かに、地区計画という枠組みで個別個別の建物に、点在しているとしたらね、それをかけるのは確かにあまりなじまないのかもしれませんけども、ただ、何かやっぱりちょっと違和感は残りますよねということと、やっぱりそのピンクのゾーンの中に戦前の建物が含まれているのがちょっと非常に気になるというか、多分、これを壊して建て替えるんだろうなと思うと、それもいかがなものかなということは取りあえず感想として述べさせていただきます。

大きな2点目なんですけれども、このピンクのエリア、85メーターぐらいに高さ制限を緩和しますよというピンクのエリアなんですが、この大きく東側と西側とエリアあると思うんですけども、東側に関しては、この病院の更新ということで、目的は非常に分かりやすいなというふうに思います。もちろん、そういうものは私としても後押しをしていきたいなというふうに思うんです。

で、左側のというか、西側の龍岡門から入った本部棟等々あるエリアに関してはですね、こちらに関しては、結局、何をしたいのかということなんですよね。P32ですかね、P32の土地利用というところ、このピンクの四角のところにいろいろと書いてはあるんですけども、教育研究・医療環境の発展・推進が求められていると。大型国際共同研究施設や国際卓越研究拠点の整備、産学共創のための施設整備に向けた取組を進めているっていうふうにまとめられてはいるものの、これの基となる資料も何か最初のほうにある、大分最初のほうにある、何か一枚紙の何か、何かビジュアルな何だっけな、ちょっと待ってください、ページ出しますけども、これが、P12ですかね。ここに何かちっちゃくごちゃごちゃ書いてあるだけで、要は何をしたいのか分からぬということなんですよ。で、地区計画を立てて高さ制限を緩和するのは、近年というかだと再開発とかの場合が多いと思うんですけど、再開発のときに地区計画を定めますみたいな場合は、おおむね、何というか、どういうものをつくるかというのは、ある程度はっきりしているじゃないですか。今回はそういうのが何もないわけなんですよね。取りあえず高さだけ緩和して、別に何かどういうものをつくりたいのかという、何のために高さというか床が必要なのかというのが、全然明らかじゃないんですよ。それはやっぱ東大にちゃんと説明させるべきじゃないかと思うんですよね。その点、いかがお考えでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 御指摘のように、我々も長い間、協議していく中では、最終的な完成形というか、東京大学がどういう形のまちというかキャンパスを望んでいるのかというのを、ヒアリングとかいろいろ協議の中では聞いてはきているところなんですが、やはりこれだけ大きな、何ていうんですかね、まちに、何というか再開発の、一つの再開発と比べても相当大きいというか、そういったこういう広がりのある空間で、最終形を全て描くというのはなかなか難しいというのが正直なところなのかなと、長い間、協議した中では感じているところでございます。その中で、ある程度、建物のルールを定める中ではですね、ここで示したようにですね、なるべく高い建物を南側に寄せることで、周辺への影響というんですかね、をなるべく、周りの市街地への影響を少なくしつつ、東大さんとして今後の計画をつくっていくという方針として、こういうのをつくろうというふうになってきて、こういう形になっているところでございまして、何ていうんですかね、全ての具体的なこの赤いところで、じゃあ、どういった建物ができるか、ピンク色のこの高層建物集積ゾーンでどういう建物ができるかというのも、正直、今のところはまだはっきりした絵姿がないというのが正直なところなんですが、地区計画で決めるということは、何ていうんですか、一般的な再開発で例えば容積率を緩和して大きな建物をつくるというのとはちょっと性質が違う、こう、何ていうんですかね、広がりのあるまちを保全、保全ではないのかかもしれないんですが、地区計画のルールとしてつくるというのはそんなにおかしくないのかなということで、我々はこういう案として整理してきたというようなところでございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 おっしゃること分かります。沿道のね、地区計画とかだと、壁面の後退とか、何か1階に店舗をつくりなさいとか、そういうね、必ずしもその建物の個別の建物を指定しないで、形を何というか定めないという地区計画、もちろんいっぱいあると思うんですけども、ただ、要は、今回、大幅に高さ制限を緩和するに当たって、別にこの基本計画の段階、基本方針の段階では別に何とも言えないところなんんですけど、最終的には都市計画の変更をするわけじゃないですか。都市計画審議会にかけてこれを通す、何らかの形の地区計画を通すわけなんんですけど、先ほど言った歴史的建造物の話も含めて、今回のこのこちらのね、高さ制限を含めて、結局何が、緩和のほうに関しては結局何がしたいんだと、何のために高さを緩和するんだということがはっきりしない中で、果たして、その都計審通りますかという話なんですね。それを東大にしっかりと説明させることは文京区はできるはずだし、そもそもだ

って都市計画の権限を持っているのは文京区なわけですから、それはね、ちゃんと説明させなければいけないと思うんですよね。何かやりたいんでしょ、何かそのね、もちろん国を代表する研究の拠点なわけですから、いろいろな今後の研究開発の点で最新の建物が必要なのはもちろん分かるんですけど、とはいえ、さはさりながら、あまりにも、今、現状、具体性というかがないので、それは困るんじゃないかなというふうにちょっとと思うわけなんです。やっぱりそれだけね、緩和を、恩恵を与えるわけだから、それは説明責任というものがやっぱり大学側にあるんじゃないのかしらって思うわけなんですので、そのあたりはもうちょっと改めてちゃんと東大さんと情報交換していただいて、ちゃんと言ってもらうということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 先ほどもちょっと御答弁して繰り返しなっちゃうかもしれないんですけど、やっぱりなかなかこれだけ大きな規模の敷地で全ての建物、例えばここにこういう施設を整備するとかですね、こういう建物を計画するというのが、青写真を明確にここの中で一緒に示すっていうのは相当ハードルが高いというふうには思いますので、区としては、この地区計画で、例えば土地利用の方針だけではなくて、その後に続いているような地区基盤、いわゆる地区施設、広場とか、通路とか、こういった位置づけを明確にすることで、一定程度、東大さんとしてもここにはもう今後建物が建たなかつたりとか、そういった義務も負う形になりますので、こういった整理の中で、先ほどから言っている建物の高い建物はなるべく南側に寄せるとかですね、そういった都市計画的な整理は一定程度この中でできるのかなと思っていますので、委員おっしゃるような目的とか、その辺はちょっとすごく漠然としたという御指摘かもしれません、何というんですかね、これだけ大きな敷地の中での古い建物が増えている中で、そういう施設を改修していかなきやいけないとか、そういった背景の中で、よりよいキャンパス環境と、それから、それに伴う周辺市街地も良好な環境に保っていきたいというような趣旨も含まれていますので、この地区計画の意味はあるのかなというふうに、今、考えているところなんですが。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 多分、何かその都市計画的なものと、その何か大学の公益的な目的みたいなものの、若干、組合せが多分悪いんだとは思うんですけども、でも何か別に、何かこの建物建てて何とかします、ここにこういう建物を建てますということを言わせろと言っているわけじゃないんです。何のために、どういう研究をするから、それだけでね、新しい建物が必要

なんですか、研究に限らないかも知れませんけど、そういうところが何かあまりにも漠然としているんですよね。もちろん、大学は非常に分権的な組織だし、学部ごと、学科ごと、それぞれ様々ばらばらにやっているわけなんで、本部に聞いたからって本部がね、何でも答えられるわけじゃないというところももちろんあると思うんですけど、しかしながら、何か取りあえず緩和してくださいって言われても困りますよって話なんですよ。もちろん、その研究開発のために必要なんですよというね、その研究のために大学の機能のために必要なんですよって、それは、それはそうなんですけど、何でそのプラスアルファで床が必要なんですかということじゃないですか。だから、それ……。

（発言する人あり）

○依田委員 でしょう。だから、それがもちろんね、地区計画に関する何か説明資料にはなじまないのかも知れないし、都市計画部になじむのかどうかもちょっと分かりませんけれども、やっぱそれはね、大学さんにちゃんと説明してもらわなきゃいけないなというふうには思っています。

というわけで、取りあえず以上です。ごめんなさい、ありがとうございます。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 なかなか難しい御質問なので、ちょっと明確に答えづらいところもあるんですけど、例えば、大学として、今後、極端に言うと例えれば今回の場合は容積率の緩和は全然考えてないというふうに聞いていますので、もともと東大さんとしては、ある意味、自由に、今はこういう規制がなければ自由に建物が建てられるというか、ような状態。まあ、絶対高さ制限は22メーターとか、あと一定の緩和まではできるわけですが、そういった中で建てられることも建てられるんですが、それだけではやっぱり周辺環境へ、何ていうんですか、悪化させる部分に建物が建っちゃう可能性もあるということは東大さんも十分理解していただいている中で整理してきたということでございますので、ある程度、地区計画で東大さんに対しては義務を果たす部分も多々出てきますので、それをすることでキャンパスが非常に良好な状況でつくられていくということは約束できるし、周辺に対する影響というのも少なくできるというのは都市計画的には一つ大きなメリットなのかなというふうに考えています。

○松平委員長 まだございますか。

依田委員。

○依田委員 何かそこはちょっと違っていて、高さ規制、厳しい高さ規制をかけたのは文京区

ですよね。文京区が現状の高さ規制を維持している限りは何も建て替えできないわけですよ。容積は余っているけれども、絶対高さ制限があるから、高度利用はできませんということです。この話が始まっていると思うんですね。だから、あくまでもこのキャンパスの南側の高さ制限の緩和ありきで始まった話だというふうに思っているんです。だから、当然、最低限それに関して何のために緩和してほしいのかということをちゃんと大学がもちろん打ち出してくると思っていたのに、今、ここの場に来ても何か不明確だというのは非常に不満があるということなんです。だから、別に歴史的な建造物を保全するとかいうのは、ある意味、当たり前の話で、別にこの地区計画があろうがなかろうが、それは保存、保全してもらわなきゃ困るし、多分、保全するんだと思うんですね。よっぽどのことがない限りそうぶつ壊したりはしないとは思っているんです。それは何か、ある意味、バーターみたいになっているけど、別にバーターじゃないんですよ。何を言いたいんだっけな。要は、要はその緩和をお願いしますというところから話は始まっているんです。だから、それに対して文京区が高さ制限の緩和を認めるんであれば、それは何のために緩和するのかということをちゃんとしっかりと把握していただかなければ困るんですよ。じゃないと、最終的な地区計画もどうなるか分かりませんよということだけ申し上げて終わりにします。

○松平委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 緩和ありきという側面を全く否定するものではございませんが、緩和というのは一つの到達点でございまして、何でしょう、40ヘクタール、130に近い建物の将来を全てというのは難しいと。それは課長が答弁したとおりでございますし、この赤い部分を使ってですね、残すべきものを残して、集約するべきものを集約すると、そういう考え方を御相談いただきて、そこの部分については了としたと。ですので、ここの赤い中にある建物が必ず更新させるというものでもございませんし、都市計画変更というのは一度してしまうと簡単に変えられるものではございませんので、緩和の部分を指摘されればそのとおりなのかもしれませんが、一部強化の部分もございまして、依田委員は当然にそうするべしという考えですが、それを理念ではなく、都市計画変更という形で約束するということも小さくない考えですし、また、個別具体的の建物については、景観の協議ですとか、まちづくりの協議の中で、依田委員がおっしゃっているような趣旨を区としても責任を持って伝えていくすべもございますので、まずは土地利用の考え方のエリア取りとして、こういう形で、本日、御説明させていただいていると、そういった次第でございます。

○松平委員長 それでは、豪一委員。

○豪一委員 今、依田委員の話にあった重要文化財みたいなのが結構、東京都のものと、国の有形資産みたいなのが今あって、僕もちょっと時間があったから、この間、それがどの場所にあって、どの建物だって、一回、東大いつも犬の散歩で通っているんでね、見てきたんですよ。このピンクのエリアにあった、たまたまたま入ってない、ちょっとずれてたりするんですけど、非常に数的には多いんですよね。ただ、10月に東大のキャンパス見学というのを建築士の方がいろいろ説明してくれる会に行って、内田ゴシックって言われている安田講堂だとか、医学部なんかも内田さんから新しいのは、何つたっけな、隈研吾さんも入ってたりするんだけど、いろんな方の有名な、それこそ日本を代表するように建築士が入っている建物がいっぱいあって、このピンクのエリアの中の建物の中にも、非常に有形文化遺産とかになってないけど、すごい建築家が評価している建物もあるんですよね。そういう意味では、依田議員のように、そういうものを保存したいという人もいるだろうし、建築家の中でもこれを壊すのはもったいないという方もいるかもしれない、その辺は、ただ、地区計画といつても、相手は東京大学ですからね、そういった意味じゃ、個別の単体でね、いろいろこういう建物を建てるから、その都度、地区計画を変えるとか、文京区と協議するんじゃなくて、もう全体的にビジョンを、この今回の資料みたいに描いてですね、将来、東京大学の目的として、災害時の避難所もそうだし、研究施設もそうだし、こういった目標のね、さっきの38ページの内容じゃないんですけど、そういったのを目指すために、取りあえず地区計画として、特にピンクのゾーンなんかは高さ制限を緩和するということを決めておくのは、別に私は悪くないんじゃないかなというふうに考えるわけです。そういう意味では、文京区としてはですね、東京大学のこの地区計画はぜひ進めていただきたいと。

ただ、文京区も大変なのは、これ地区計画でも、隣接する町会だとかそういう自治体とはしっかりと、何ていうんですかね、コンセンサスを得ておかないと、特に弥生二丁目だとかですね、建物に対して結構敏感な地域もありますから、その辺だけはですね、しっかりと理解をいただけるよう、その辺はちゃんと規制をほどかずには、その辺はやっているというのもお伺いしていますけど、引き続きやっていただきたいと。

それと同時に、開かれたキャンパスというところでは、地域のニーズなんかもありますから、なかなか東大に全て通すのは難しいかもしれないけれども、そこはやっぱり、あんまり引くことなくね、しっかりと地域の住民のニーズをかなえていただければ、よりよいのかなと。

なぜかというと、その38ページに書いてあるような目標、先ほど言った目標というのは、

これ既に今でも東大がこれやっていることで、当然なのかなという感じしているんですよ。別に新鮮な感じもしないです。ですから、引き続きこういうことをやりながら、さらに近隣地域との距離を近づけてほしいなというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今回、御報告しているこの素案ですね、東大さんと区のほうで長年協議して整理してきたところなんですが、この9月ぐらいからですね、今言われたように、近隣の町会の町会の連合会というんでしょうかね、そういった会議体にも出て、ちょっとここまで詳しい資料ではないんですが、概要を説明したりして、意見は少しずつ聞いてきているつもりでございまして、来週の金曜日、土曜日にはオープンハウス型の説明会という形で東京大学の施設の中ではございますが、お借りして、そこで東大さんに説明するというよりは、もちろん近隣の方に説明するのが大きな目的かと思いますけれども、そういった中でまた御意見を聞いていきたいというふうに思っております。

町会と、町会さんに9月ぐらいから我々が回った中では、やっぱり東京大学さんがもっと地域に開かれてほしいとか、今、委員言われたような御意見が多々、町会長様からいただいている中で、東大も我々と一緒にその説明には行ってますので、十分それは東大側も感じ取っていただけているのかなと思っております。そんな中で、そういう連絡体制みたいのが区と東大と、まあ、地域といつても地域活動センターを例えれば窓口にしながら、町会と連絡するような体制はとっていますので、この計画が出来上がってそれで終わりではもちろんなくてですね、引き続きそういう連絡体制の中で、東大さん自らが周辺地域に入ってということもおっしゃっていますので、ぜひいろんな機会で東大と連携して何かいろんなことをやっていければいいのかなというふうには思っているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがたい話ですね、私はその現場にいないのでちょっと分からないですけど、東大を疑うわけじゃないけれどもね、今回の緩和の話が実ったときに、近隣と開けたお付き合いするというのが急に変わっちゃったりね、また閉ざされたりすることがないようなことをね、ぜひ文京区、仲介人としてしっかりと見届けていただきたいなという要望をいたしました。ありがとうございました。

○松平委員長 では、宮本委員、先に。

○宮本委員 ありがとうございます。私たち公明党としては、この方針を見させていただいて、感想としては、さすが東大さんだなというふうに思いました。私も個人的に東大病院に行く

ことがよくありますて、お見舞いとかも含めてなんですが、行きたびに本当に緑豊かな、建物も非常に情緒あるような建物もあったりして、いいなと、ここで犬の散歩されている地域の方は羨ましいなというふうに思っていましたけども、ただ一方で、確かに古い建物が多いなということも印象として持っていますて、やっぱり災害対策の意味でも、この辺の耐震化は大丈夫なのかなというふうにも思っておりました。そうしたところ、今回、この方針を見させていただいて、開かれたキャンパスということで、すばらしいなと思いまして、地域住民の方とより近しい間柄になっていけるということになれば、東大さんとしての価値もまた上がっていくのかなと思いますし、地域住民の皆様も東さんに親しみを持ってですね、いろんな取組が広がっていけばいいのかなというふうに感じたところです。

それで、これもし東大さんしかできないのかもしれないんですけども、文京区内、かなりの国立・私立の大学ありますけども、本当に東さんが開かれたキャンパスづくりということに成功していただける、いただけるとですね、本当に文京区内の大学を抱えている地域にとっては、本当に何て言いますかね、目指すべき姿となりますか、ぜひほかの大学さんにも、こうした地域に開かれたような、地域に開かれたキャンパスづくりというのを目指してほしいなというふうにも思ったところあります。

質問としては、先ほども豪一さんからあったんですけれども、やはり近隣住民の皆様の御理解をしっかりと得ていくことが重要というふうに思います。先ほどの答弁の中で、パネル展示会を2日間していただいて、意見募集もするということで、また、町会連合会とも既に会合を持ったということだったんですけども、今後、やはり特にその地域住民の方には、さらに丁寧な説明、意見交換、こういうものを特に取り組んでいただきたい、行っていただきたいと思うんですけども、その点、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 先ほども少し御説明したように、近隣の接している町会連合会ですか、根津、向丘、湯島、そちらの連合町会のほうには今年の9月ぐらいから少しづつ説明に上がっているような状態で、個別に町会長様から御意見等いただければ、また別途、区と、できるだけ東大も一緒に連れて、一緒にいただいて、すいません、一緒に行っていただいて、なるべく現場の声をやっぱり一緒に聞いてもらいたいという形で進めているところでございます。今後、地区計画を定めるに当たっても、当然、もうちょっとこう専門的な部分が多くなってきますので、ちゃんと分かりやすく地域の方にも説明できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ゼひ、よろしくお願ひいたします。本当に東大さん、文京区にとっても、文京区全体の区民にとっても、やはり一つのプライドでもありますし、言い方あれですけども、区にとっては大切な資源でもありますので、よりつながりが深くなつて、また、その地域に親しまれるキャンパスになっていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長 では、高山委員。

○高山（泰）委員 質問させていただきます。やはり東京大学といいますと、私も文京区議会議員やってるよなんていうことをほかの自治体の人に話して、文京区ってどういうところと言うと、やっぱり東京大学と、あと東京ドームがあるようなとこだと言うと、あ、あそこねということで皆分かってもらえる。もう、まさに文京区の象徴的なところで、宮本先生おっしゃったとおり、そういったところが開かれたキャンパスということを言ってくれるというのは大変ありがたいことで、この計画を見たときに感激しました。率直に言って、東京大学そのものは一人でも立ってても、かなりブランド力もあるし、力もあるし、世界的にというところなのに、あえてこの地域を開くということですね。これはかなり、これ一行入っている、もう2行ぐらい入ってますよね、それは大きいことだなと思っています。ここまでこぎ着けた関係各位ですね、区役所の側もそうですし、東京大学の側もそうなんですが、にまず感謝をしたいなというふうに思っています。

この内容を見ますとですね、何というかな、かなりめり張りがあって、保存するところと、しゅっと高くするところとあって、地元民からしてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、さっき依田君がちょっと聞き途中で止まっちゃったんですけど、これ、何で弥生とか浅野とかに広がってないんでしたっけという話で、僕みたいな普通の人からすると同じキャンパスじゃんと思うんですけど、そこについてまず一点質問させてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 一つですね、弥生キャンパスとか浅野キャンパスについては、現時点では東京大学さん側からこういう計画をつくろうという意図は、意見というか、そういう御意見は聞いてないというのが、まず1点ございます。ただ、キャンパスを開いていくという形で、先ほど御説明した東京大学本郷地区キャンパスエリア活性化に向けた基本構想という中では、弥生とか浅野のキャンパスも一緒に含まれる形で東大さんは自ら決められているということもございますので、この辺は、これまで町会にも御説明した中でも似たような御意見はいただいているので、今後この本郷キャンパスを最初にして、その次がある形になるん

ではないかなというふうには、今、考えているところです。全てちょっと全部同時に決めるというのはなかなか難しい面もございますし、東京大学も、建築計画上、本郷キャンパスを優先してやりたいということでこういう形で進んできているのかなというふうに考えています。

○松平委員長 高山委員。

○高山（泰）委員 ありがとうございます。確かに言われてみれば、とてもなく広大なエリアで、さっき依田委員との意見交換でもあったとおり、個別にああしましょう、こうしましようということを全体としてだと示すなんていうのは無理な話で、取り急ぎ、ここから始めてみようというようなことで出てきたという理解でいいのかな。ほかもやるけれども、まだちょっと分からぬといい、東大側としても分からぬところなんだと思うんですが、今までいろいろ関係各位の御努力でいいものが出来上がりそうだということで、大変ありがたいんですが、これ先ほど豪一さんも言ったとおり、決まっちゃった後、いや、やっぱやめたみたいな話になると困るんですね。とても今やっていらっしゃる東大の関係者の方、学長さんも副学長さんも、それから文京区側も、いいメンバーが協力的になって、お互いワイン・ワインなものをつくりていこうということでやっているということは仄聞しておりますが、文京区もお役所ですし、東京大学だって学長も副学長も人事変更で変わると、役所ですよね、言わば。だから、何というんですか、人と人が、今、たまたまい人が組んでやっていますから、物事進んでいっているけれども、別の人気が変わってきたら、いや、いいよ、文京区なんて相手にしないでいいよって人になってほごにされると困るわけですね。だから、そういった話し合いをちゃんとできるような座組なり仕組みなり、そういったものを担保していただきたいというのが私の主張なんですが、そこはいかがでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、この計画をつくる次の段階で地区計画というのを定めていこうというふうに思っています。地区計画は必ず建物の計画があった場合には地区計画の届出というが必要になりますので、必ず区に出していただくという、これは法律で決まっているものでございます。そういう中で、今日、御説明している方針とか地区計画に適合しているかどうかを区でしっかりとチェックしていくべきやいけないということですので、これ計画ができる、地区計画ができる終わりというのではなくては、引き続き東大さんと、少なくとも都市計画部とは定期的に、多分、打合せというか、やっていくことになりますので、こういった考え方というのは引き続き残していくんじやないかなというふうに考えております。

現時点では、厳密に言うと、確認申請、計画通知ですね、国ですから、計画通知は東京都に出す形になっているので、実はんまり文京区の都市計画部とそんなに深く東京大学さんがやり取りするということは今までなかつたんですが、地区計画を定めることで明確に区と打合せをしながら今後も整備をしていただくという形になりますので、そういう意味でもですね、この計画をつくる、その後の地区計画を定めていくっていうのは非常に重要じゃないかなというふうに思っています。

○松平委員長 高山委員。

○高山（泰）委員 そういうテクニカルというか技術的な話はもちろんそうで、そこも大変期待するところなんですが、それ以上に、先ほど豪一先生おっしゃったような、例えば地域とのコミュニケーションとか、地域との関係とか、そういうしたものについて包括的にですね、東京大学と地域がうまくやっていくための例えば東京大学地域貢献在り方検討協議会とかで、それが都市計画部長と区民部長と入って、東大の人は何か偉い人が3人ぐらい入ってとか、例えばそういうような、町会の連合会の会長が入ったりとか、そういう座組をつくったらどうかということなんですよ、私が言いたいのは。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 すいません、先ほどもちょっと御説明したんですが、今、この計画をつくる前段で地域の方の声を聞かなきやいけないという中で、都市計画部だけではなくて、ほかの企画部とかも一緒に協力していただいて、まず地活を窓口にして町会との連絡体制、それから東京大学側もですね、我々はいつも施設を担当している部署の人たちとやっているんですが、東大側もそういうところだけでなく、総務部が窓口になって地域の声を受けて検討していただけます。この体制というか、連絡体制を今とっていますので、こういった体制を引き続きなるべく継続的に残っていくようにさせていただいて、キャンパス、本郷キャンパス及びその周辺の、何ていうんですか、活性化とか、そういうものにも取り組めればいいのかなというふうに思っています。

○松平委員長 高山委員。

○高山（泰）委員 ありがとうございます。そういう方向性で考えていただいているということ、大変ありがとうございますし、けど、私もありしつこいほうじゃないんですよ、しつこく聞くのは、そういう、今、前田さんも人柄もいいし、みんなが人柄がいいからうまくいっているけれども、人柄が悪い人とか、サボる人とかが入ってくる可能性だってあるわけじゃないですか。そのときに、全部が止まっちゃわないように、ルールなり、この仕組みをつ

くってほしいということですので、ぜひもう一步踏み込んで考えていただきたいということです。

今の方々、学長さんなのか、副学長さんなのか、地域の町会にまで回ってくださっているお話をしているとか、かなり好意的な方だというのは伺っていますから、今の体制は全く問題ないんですね。いい人たちがやっているなっていうのは知っているんですけど、今後、10年、20年、30年続いていく話なので、ちょっと小うるさいことを言っています。

文京区民もね、東京大学に対しては本当に難しい思いがありましてね、私も子どものときからこの辺住んでいるものですから、松岡歯科のちょっと裏入った辺りに大親友が住んでいましたね、子どものときから東京大学のキャンパスの中で自転車の乗り方の勉強したり、三四郎池でザリガニを釣ってそのまま水に突っ込んだり、大学は当然、東京大学に進学するものだと思っていたんですが、残念ながら願書を出さずに終わったという、そういう複雑な思いを、多分、文京区民いろいろ抱えているんですね。そういう中で、東京大学がどうやって地域に貢献して一緒に、ともにいい関係をつくっていくかって、これ難しいことだと思いますので、ぜひ挑戦していただければと思います。期待しております。

以上です。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 いっぱい御意見出ていますので、重ならないようにしたいと、重なっちゃう部分もあるかなと思うんですが。2022年の7月25日に東京大学と周辺地域の連携による東京大学本郷キャンパスエリア活性化に向けた基本構想というのが公表されて、文京区にそれが施行されたということです。そこから始まっているんですけども、周辺地域と連携をして、エリア全体をキャンパスタウンとして活性化させる構想で、地域住民の活動をキャンパス内に取り込む、キャンパス内の活動を地域に展開していく、このように書かれております。ですから、先ほどからも聞いておりますと、区との打合せというのも相当この基本構想をつくるに当たってはあったというふうに思いますし、地域住民の方々、地域の活動をキャンパス内に取り込むということですから、近隣町会との懇談というのもかなり頻繁にやってきて、先ほどありましたように、区が、区の中の企画や地活とか、そういうところと一緒にになって町会の方々とお話をしてきたというのは分かりました。

それで、最初にお聞きしたいのは、災害に関する、避難所に関する災害協定を結ぶというふうになっているんですけども、これはいつ頃協定が結ばれるのかということと、41ページのところに、暗闇坂側に新たな出入口を整備する、交流施設をつくるというふうに書いて

あるんですけれども、これについては、もう話が進んでいるんでしょうか。その辺お聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 すいません。まず、1点目でございますが、多分、ページ34のマル3ですかね、避難所、避難場所としての機能確保の中に、避難所に関する災害協定を締結するということでございますが、現在、文京区と東京大学側で協議を進めているというふうに聞いています。ちょっとまだ明確にいつというのは、ちょっとこの場ではまだ言えないような状況でございます。

それから、41ページの図の中に、ちょっとオレンジ色の丸で示させていただいている交流施設（予定）というのがございまして、こちらに関してはですね、もうこの計画ができる前からですね、東京大学さんが地域の弥生の町会等と意見交換しながらですね、どういったことができるかというのは長らく検討てきて、既に工事は着工していると聞いておりまして、令和9年ぐらいから使用開始できるんじゃないかというふうに聞いているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 その交流施設というのは、町会さんのみというか、近隣町会さん限定のような形で使えるような施設なのかということと、その辺をお聞かせをいただきたいのと、あと、学区内施設の開放ということで、今でもかなりというか、もう自由に、私もこの間、久々にとか、東大の構内、ちょっと自転車でずっと回らせていただいて、中を見てきたんですけども、観光客の方もいらっしゃったりして、かなり自由な、そういう使い方もされているなと思うんですけども、学内施設の開放ということについては、この計画がつくられていかないと開放というほうにならないのか、段階的に今からでもそういうことをやっていくのか、そういうことはどうなんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、すいません、1点目の交流施設の具体的な中身というのは、申し訳ございません、ちょっとまだですね、なかなか東大側からも具体的な使われ方までは御説明を受けてなくて、今後、いろんな形ではっきりしてくるのかなというところでございます。ただ、同じ話ですね、これ図が違うところに、交流施設という建物は建てるんですが、そこに新しく出入口もつくる形になっていまして、今まで弥生側には弥生門というのがあって、そこから東大の学生さんは周辺に出ていったり、地域の方はそこから入ってたりしたんで

ですが、今回、新しくつくる施設のところですね、例えば37ページにも同じ話が書いてあって、新たな出入口の設置（予定）というのが丸い赤印で書いてあるところ、暗闇坂って書いてある辺りにあるんですが、そこが今言った交流施設と同じ形で、建物でありながら門的な使われ方もするという、出入口にもなるような形の施設と聞いていますので、ここができることで、より地域と密接になるのかなとは、一つ、考え方としてはあります。

それから、もう一つのですね、ごめんなさい、何でしたっけ、ページで言うと……。

（「学内開放」と言う人あり）

○前田地域整備課長 あ、ごめんなさい、学内開放に関してはですね、これは逆に、今でもちょっと地域整備課が関わっていない部分でも、いろんな形で地域の方への施設利用とかというのはやっているというふうに聞いていますので、必ずしもこの計画ができないとそれが東大さんやらないということではもちろんないんじゃないかなというふうに思っています。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。暗闇坂のほうに新たな出入口ができると、あちらの方が東大の構内に入って、バスでお茶の水へ行くほうがすごくなんか便利になるというような声も聞いております。なので、ここについてはこの計画が整わない、整う前から、そういう形でやっていただけるということでよろしいんですね、受け止めで。はい、はい、分かりました。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、御質問いただいた暗闇坂に面する新しい施設に関しては、もう既に着工しているというふうに聞いています。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 はい、分かりました。やっぱり土地の利用の方針というところがやっぱり一番気になるところでありまして、この本郷キャンパスは約40ヘクタールというんですが、教育研究・医療エリアと歴史的緑地保全エリアというふうにそれぞれ方針を決めて、その区分ごとに、建物の高さの方針ということが書かれているんですけども、教育研究・医療エリアは最高高さ60メートル程度で、そのうちの歴史保全ゾーン、要するに黄色で書かれているところ、そのうち歴史保全ゾーンはゾーン内の既存建物を上限とした高さ46メートルということで、先ほど安田講堂を超えないというふうにおっしゃってたかなと思いますが、やっぱり問題は高層建物集積ゾーンということなんですけども、ここについては、最高高さ限度、現在の入院棟と同程度の高さ85メートルというふうに書かれています。で、2022年のときに、東大さんが先ほど言っていた基本構想、キャンパス活性化基本構想が出されているんですが、

これを見るとですね、高さをどういうふうにというか、そういうあれば直接的な言葉では書かれてないかなとは思うんですけども、添付された資料のところ、付録を見ますと、2014年に絶対高さ制限を定める高度地区の指定に関する都市計画が、都市計画決定が文京区でされて、本郷地区内キャンパス複数の建物が既存不適格建物になるって、このように書かれています。さらにですね、この8ページのところが、やはり東大さんが一番望んでいるのかなというふうに思うんですが、前のページから来る基本方針3のところになってくる、この8ページのところなんですね。言わんとしていることは分かります、世界最先端をいく良好な教育研究環境や医療環境を創出するには、その活動を行う施設の機能更新や強化、それが必要だという、それは分かります。それで、やっぱり建物というか、構内ずっと見て回りましたら、古い建物があって、例えば学生さんからいいますと、とても何ていうの、今の時代に合った建物ではなくて、例えばパソコンで電源がなくなったとしても、すぐに何ていうの、コンセントがあってできるとか、そういう形にならなくて、多分、不自由な面もかなりありますとと思うんです。それと、バリアフリーもあまりバリアフリーが進んでないというところもありますから、そういう点では、歴史的なそういう建物を持っているところですけれども、一定やっぱり更新しなくてはならないというのはよく分かるんですが、ここに、基本方針の3の最後の文章が、私、とても違和感というかを持ってこれを見たんですけれども、この両者が共存する魅力あるキャンパスを実現するために、合理的配慮に基づいた建物の高度利用などという書かれているんですよ。この合理的配慮というこの文言というのがね、私、非常に違和感を持ってこの文章を受け止めたんです。それで。

○松平委員長　板倉委員、すいません。今、おっしゃった合理的配慮は何ページになりますでしょうか。お示しいただいてもよろしいでしょうか。

○板倉委員　8ページです、東大さんの。

○松平委員長　Pの通し番号で。14ページでよろしいですか。

○板倉委員　東大さんの、ちょうど基本方針4のところの上ですね。この言葉 자체が物すごく違和感を私は持ったんですね。それで、区のほうの計画を見ましたら。

○松平委員長　ごめんなさい、いま一度、ごめんなさい。ちょっと、今、理事者の方がページが把握できておりませんので。

（「この資料じゃない」「資料が違うんじゃない」と言う人あり）

○板倉委員　資料は私が、東大さんから令和4年、令和4年か、に出された。

（「委員会資料じゃない」と言う人あり）

○松平委員長 あ、手元の資料じゃない。

○板倉委員 その資料を、この資料です。これを言っているんです。これの8ページですよ。
皆さん、持つていらっしゃらないのね。

○松平委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○板倉委員 そこで、こういう文言が入れられているということが、ちょっと繰り返しちゃうんですけども、とても違和感を持ったんですが、これを文京区のほうの計画に持ってきてましたら、そういう何ていうの、言葉ではなくなってですね、合理的かつ適切な土地利用というふうに文京区は変えているかなというふうに受け止めたんですけど、やっぱり東大さんとしては、高い建物、一定高い建物の高さをつくってもらえるような配慮もしてほしいですねということがここに書かれているんだと思うんですけども、先ほど高層建物集積ゾーン、ここについては85メートルというふうにしようということなんですかけれども、この高層建物集積ゾーンってどのぐらいの面積があるんですかということと、この85メートルに緩和できる、緩和できる仕組みというのはどういうことなんですかということと、それに区はどう関与しますかということをお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ちょっとあれですかね、最後の部分の質問というところだけでよろしいですかね。まず、何ヘクタール、高層建物誘導ゾーン、図で高層建物集積ゾーンでございます、すいません。ちょっとですね、今は計画の中でぼやっとこう何となく赤く塗っているということで、現時点でちょっとすいません、何ヘクタールかとか計算はしていないので分からぬんですが、当然、地区計画として定めるときには、はっきりここからここまでという図で示す形になりますので、その際には正確なヘクタール数が出てくるかなと思います。現時点では、この辺を高くしようというようなちょっとぼやっとしたようなイメージで出させていただいているものでございます。

仕組みについては、地区計画で高さ制限を定めることで、絶対高さ、今、22メーターが全面的にかかっているんですが、それが、ここピンク色に塗ったようなところに関しては、例えば85メーターであれば85メーターまで緩和できるようになるというような仕組みになると思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 先ほど少し御説明したように、建物計画が出てきたときには、まず地区計画の届出というのが法律で決まっていますので、それが文京区のほうに出てきて、区のほ

うで地区計画の内容に適合しているかどうかをチェックするというような形になると思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この計画でいうと、地区計画をつくっていく方向ですよね。それについては、地域も含め、都市計画審議会が来年の3月にあるんですけども、そのときには地区計画ということについては報告あつたり議論するようになるんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今日の資料に2ページに書かせていただいている令和8年3月の都市計画審議会の報告は、今、御説明している素案について、これから説明会とかをやった中で意見を聞いて、どんな意見があつて、どんな区の考え方かというのを整理したものを都市計画審議会にも出すという形で、まだ地区計画まではそこでは御報告できないと思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。いろいろ御意見ありました。東さんが求めていることも分からなくはないんですけども、分からなくはないんですけども、やっぱりその高い建物をつくるなければならないという合理的な理由というのが、やっぱり明確じゃない部分も、こういうものがあるから必要です、必要ですというふうに一応言っていますよ、先ほどこの計画でなされたもので言っていることが、これを実現させていくためには、本当にいろんな環境整備も必要だって、それはよく分かるんですが、高い建物を建てればそれが実現するということでもないのではないかというふうに私も思っているところですので、これから引き続き説明会があつたり、様々アンケート、意見募集、意見募集はあれですよね、説明会を行った方々から募集するのではなくて意見募集というのは、広く文京区民全体に意見募集かけるということなんですかね。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 説明会に来ていただいた方はもちろん意見出していくことが可能ですし、ホームページ上でも意見を募集するような形になっていますので、どなたでも意見を出せる形になっております。

○松平委員長 ん、御発言。

板倉委員。

○板倉委員 議論は始まったばっかですから、私たちのほうでの議論ね、区とか町会さんのほうの議論はもうかなり前からされているんでしようけども、私たち、正式にこのように報

告されたのは初めてだと思うので、これから様々、私たちも御意見を出させていただいたり、議論をさせていただきたいと思います。

○松平委員長 それでは、品田副委員長。

○品田副委員長 たくさん御意見があつて、私は包括的な話をしたいというふうに思います。

高山さんからもね、文京区の誇るべき東大、私もそう思っています。この目標、34ページの目標にも描いてある最先端の教育研究をどんどんやってほしいというふうに思っています。もう、優秀な人材をね、この大学から輩出することは文京区にとってもいいことで、最近、本郷の地域見ていますと、東大出身だった人たちがファミリーでまた文京区に第二のふるさととして住んでいただいているケースをたくさん見ていましたし、本当に日本の誇るべき優秀な人材をしっかりとここで育ててほしいし、また、ノーベル賞がとれるような研究もたくさんしていただきたいので、今回の計画は、私は当然、東大のほうの要求だろうなというふうに思っています。

それから、大学病院のほうは、さっき宮本さんからお話を、結構、うちのほうからも病院に行っていらっしゃる方もいらっしゃるし、御茶ノ水の駅のとこからバスでもうね、都バスですと東大のほうに行っているのをよく見かけますし、みんなが期待している病院だというふうに思います。

ですから、その高さとか面積とかはまだちょっと詳細ではないけれども、いい学びやをつくっていただいて、病院もしっかりとまた区民がこの病院に通えるように、入院したりできるように、最先端の医療で臨めるようにしてもらいたいということです。したいという、多分そういう方針なんであろうと思うので、私はこのプランについてはよしとしたいという。

向こうも、開かれたキャンパスとか、避難所としての機能も確保するという、譲歩という言い方はおかしいんですけど、言ってきているので、確かに今まで、ちょっと城壁のように囲われちゃって、なかなか散歩に行くぐらいしか中へ入っていけなかつたところだというふうに思うので、いろんなキャンパス内での勉強会に参加するとか、そういう勉強の場にも使わせていただきたいし、避難場所としても使わせていただきたいというふうに思いますので、私、もちろん近隣の町会との話し合いも必要なんですけれども、区民全体にとってもとても、何ていうんですか、貴重な大学ですので、ぜひ細かいところ協議しながら、向こうの意見も聞きながら、また、こちらもそれによってお願いできるところはお願いしていくというような形でやるべきだというふうに思っているので、この計画については賛成をしています。別に意見は求めません。

○松平委員長 御答弁はよろしいですか。

それでは、以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

次に、報告事項3、湯島三丁目北東地区のまちづくり検討状況についてに移りたいと思います。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

浅川委員。

○浅川委員

私からは、ちょっと1ページの真ん中辺りになりますけど、先ほど東大のあったんですけどな、何となくぼんやりしているんですけど、皆さんの御意見を伺っていて分かったかなという、何となく分かったんですけど、こちらすごくしっかりと出来上がっているんだなと思いまして、ちょっとそれ感想なんですけれども、まちづくり基本方針検討会が令和6年9月に立ち上がったということですけども、この公募委員3名というのは、やはり地元の方を中心にして選んだんでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 昨年9月に立ち上げた検討会の公募委員につきましては、3名ということで、これ募集するときにですね、地域、この地区内の土地・建物の所有者の方に御案内をお送りしまして、募集させていただいたような形になっております。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 ありがとうございます。やはりあの辺り、なかなか奥の奥は深いので、分かっている方じゃないと難しいなと思いながら質問したわけですけれども、その中でですね、31ページになりますけれども、地域移行というところの基本方針検討会、この湯島三丁目北東地区なんですけれども、検討会の開催テーマというのがございますね。これで1、2、3、4、5ってナンバリングされているんですけども、3番以降が、これ予定のままになっていて、このあたりはどうになっているのかというのをお聞きしたいんですけども。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ページ31の上のほうの検討会の開催テーマのところでございますが、記載のとおり、第1回目では皆さん集まつていただいて、まず地域の特性とか課題を皆さんで出し合つていただくというのが1回目、いわゆるワークショップみたいな形でやらせていただきました。2回目、昨年の12月ですが、これ事務局のほうで1回目でいただいた意見を集約して、このまちをどうしようかという将来像みたいなのを仮で設定して、また御意見をい

ただくような場所でした。3回目が、今日、御報告しているまちづくり基本方針の、もうちょっと簡略化したたたき台というのをつくって、まず意見を聞いて、確認するということをやっていまして、4番、5番のところは、ちょっと〇月、〇月という形でまだ書いてないんですが、これ実際にはですね、6月以降、9月と11月にもこの検討会、実はやっておりまして、今回、今、御報告しているような形を地域の方とちょっと練りながらまとめてきたような状態でございます。今後、来年2月には建設委員会でまた御報告する予定なんんですけども、そのときにはちゃんとここは日付というか、どんな検討をしたか、もう少し詳しく記載した形で最終案として案をまとめたいというふうに考えております。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 そうしますと、全部で6回になるんですか。9月、11月で、これで何。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ここに記載したときはですね、4回目の部分というのは1回で終わらそうと思ったんですが、やっぱりもうちょっと詳しく議論したいという地域の方々の御意見があったので、1回増やした形になって、実際には来年のこの決定までにもう一回ありますので、ここは4、5、6というような形になってくるかなというふうに思っています。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 大分詰めて検討しているんだなということを感じますけれども、進め方も結構いい形で、だんだんに煮詰まっているのかなと思いまして、このまちづくり基本方針というのが41ページにあるということは御説明のときにおっしゃっていたかと思うんですけども、この基本方針の策定が、予定ですと8年度の策定ということで、これをまた突き詰めて形をつくっていくんだと思うんですが、この基本方針の後ろに、まだ結構、まちづくりの将来構造とか、まちの将来構造、そしてまちづくりの構想、いろいろなものが入っていて、今後もそれ以上にいろんなことを中に入れていかれるのかと思うんですけども、8年度に作成するまで、この先、この検討会はどのように進んでいくのかってちょっと伺いたいんですけども。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 この検討会自体は、今、御説明している基本方針をまず策定するための検討会というふうに捉えておりまして、地域の方にもそういう御案内で進めてきているところでございまして、できれば年度内に6回目の最終確認の検討会をやって、検討会自体はそれで一旦終了させていただきたいなと思っております。その後、地域のほうではまちづくり

協議会とか再開発の準備組合とかがあって、いろいろ活動していただいているので、今回策定したこの基本方針を基にですね、今後は再開発事業とか地区計画とか、そういった都市計画の検討を地域の方と区で一緒に進めていければというふうに考えているところです。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 御説明ありがとうございます。かなり湯島三丁目の皆さん、天三、天二辺り、すごい重きを置いて、何かすごく楽しみにしているんですね。ですから、地域の意見をね、その検討が終わってもよく聞いていただいて、しっかりといい方向に持っていくただければと思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

以上です。

○松平委員長 それでは、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。今回の湯島三丁目北東地区なんですけれども、事前にこの北側の再開発を検討しているエリアに関しては、準備組合の方からお話を伺いました、今回の資料にはあまり詳しく全然書かれていないんですけども、かなり具体的なイメージを持つことができました。やはりですね、再開発にしろ、先ほどの高さ制限の緩和にしろ、やっぱりその地権者のただの私的な利益だけではなくて、やっぱり公の利益に資するからこそ行政としても応援していかなければいけないという、そういう面があるわけですから、今回のこの北側のエリアについては、非常にいいものができそうだなということで、大変期待をしておりまし、後押ししていきたいなと思っております。治安とかね、衛生面で割とね、頻繁に問題に、問題視されるエリアでもありますので、それが解決につながるでしょうし、それだけじゃなくてね、文京区の東の玄関口として何か非常にいいものになるんじゃないかなと思います。浅川先生もきっとパトロールしなくて済むようになるんじゃないかなというふうに思っております。

問題はですね、この南側なんですけども、今回の資料等々見ても、南側は何をしたいのかよく分からぬといふのがあります。一部ね、低層階への商業店舗、飲食等の誘導とか、そういうのはいろいろ書いてあるんですけども、何か今後なんかどういう手法を用いて何をしていくみたいのが、何らか方向性あるのかどうかをちょっとお聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 南側エリアにつきましては、例えば47ページの辺りで南側エリアのまちづくり構想というのは、一応、今回、取りまとめさせていただいております。委員おっしゃるように、今、南側のエリアで具体的に再開発をしたいとかという動きがあるわけではない

状態でございますので、基本的には現状のまちをどういうふうにしたらよくなるかというような視点でこの辺は整理しているところでございますが、区としては、この47ページの図のところに少し黄色で書いてあるんですけど、北側エリアからの新たな魅力・個性の波及みたいな形でちょっと矢印を書かせていただいたんですが、北側エリアの部分で再開発が順調に進んだ場合ですね、事業者、準備組合の方々には一つ区からお願ひしているのは、エリアマネジメントみたいな形で地域のこう、何というんですかね、課題を解決するものをやっぱり検討してほしいというのを、今、言っているところでございまして、例えば春日通りの歩道が非常に狭くてですね、あと、汚れているとかですね、朝になると非常に汚いとかという課題がいっぱいあつたりするんですが、そういったものもできれば地域の方々で一緒に、今も町会中心にやっていただいているのは承知しているんですが、そういったものを南側にも波及していっていただけるといいなと。

春日通りが都市計画道路で、将来、北側に5メーターほど拡幅される予定になっておりまして、最終的には恐らく両側の歩道が今よりは広くなるんじゃなかろうかと思っています。地域の方も当然それを強く望んでいる状態でございますので、そういったことをこの計画の中で記載させていただいているということでございます。

現在は町会とか商店街の方々がですね、学問の道とかも台東区側と連携していろんなことを、事業をやられてたりもしますので、そういったものも含めてですね、地域の魅力のアップとか、そういったものもこの計画に少し書かせていただいて、それを継続していただきたいというようなところかと思います。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。じゃ、そういう意味では、何かあまり都市計画的な手法は検討はされてないのかなということをちょっと確認したいのと、そういう意味では、ある意味、都市計画部から離れてというか、分からいいんですけど、それ以外の様々な手法を使ってもまちをよくしていこうという、そんなイメージなんでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 都市計画的な手法、いわゆる地区計画とか再開発とかというのは、そうですね、再開発事業みたいな形でこちらは今のところは考えてないところでございます。ただ、地区計画に関してはですね、こういう形でまちづくりと一緒に1年以上かけて検討してきたところでございますので、南側についても、一定、地区計画としては一つのものとして、春日通りの両側をセットで少しまとめられればいいなど今は考えているところで、これから

また地域の方といろいろその辺は御相談しなきやいけないかなというふうに考えています。

○松平委員長 それでは、板倉委員。

○板倉委員 この、湯島のこの地域ですけれども、なかなか普段はバスとかで乗って見るだけみたいな感じで、ちょっと位置的なあれも分からなかつたんですけども、この間、ちょっと昼間なんですが、見てきましたけれども、やっぱりこの地域は、昼と夜はかなり雰囲気が違うまちだという声も聞きましたし、そういうところなんだなと思って見てまいりました。ここに、まちづくりのまちの課題ということでいうと、再開発をしていきたいというところの、こうした課題と、かなり共通しているものがあるかなというふうに思います。このまちづくりに向けての協議会というか、文京区が指導要綱をつくって、まちづくり基本方針検討設置要綱ですね、設置要綱をつくって、それで先ほどおっしゃっていたような検討会が、公募委員が3人、これ天三町会というんですか、の推薦による者が2人以内、湯島同朋町会の推薦1人以内、白梅商店会の推薦による者2人以内、あとは湯島三丁目地区まちづくり協議会の推薦による者が2人以内ということで検討会をつくって、この方々が議論をしているということで、先ほどおっしゃっていたように5回目までやったということで、まちづくりニュースというのも発行されて、読ませていただきました。

ここの地域なんですけれども、この春日通り挟んで北側、南側、大体人口何人ぐらいいらっしゃって、北側と南側が何人ぐらいいらっしゃって、今、先行して進めようとしているのは北側だと思うんですけども、そちらには何人ぐらいお住まいになっていて、地権者の方はどのぐらいいらっしゃるのか、こうした数字が出ますか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、人口というか、形なんですが、一応、10ページのところで一定程度整理しております、人口の推移って、マル1って書いてあるところの3行目ぐらいで、この地区、北と南合わせて140人ぐらいの方がいらっしゃるんじゃないかなというふうな形になっております。

一方で、まちづくりとかやっていくときには、地権者の数というんですかね、土地・建物の権利者の数も確認しているんですが、今年度、改めて確認した中では、今、大体、全体で350ぐらいで、北側が140ぐらいですね、で、南が残りの約200ぐらいというような形で把握しております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 140人ということで、そのまちをどうしていくかという、まず先行してどうし

ていくかという話合いが進められているということで、ここのまちづくりニュースを見てみましても、ここにお住まいしている人が少ないということで、夜はにぎわっているんだけれども、昼はなかなか人が多くなくて、粹なまちにしていこうという、具体的にそういう説明がないと、なかなか進めていくのに難しいんじゃないかなというような声があつたり、あと、出されていたのは、やっぱりそのまちに来る来街者というのかな、だけの引込みだけに力を入れ過ぎないで、今、住んでいる住民のことが二の次にならないような、そういうまちづくりにしていきたいという、そういうお声があったんですけど、やっぱりそういうことではないかなというふうに思うんですね。

それで、ここに来るまでは、相当、地域の方から御意見が出されていて、こういう計画でいきましょうというふうになっているんだと思うんですけど、やっぱり今、なかなかこういう経済状況の中で、思ったように事業が進むかどうかということも出てくるのではないかというふうに、すごいそういう思いがあるんですが、そういうところの議論というのはあんまりなくて、この計画で予定どおりに進めて、来年の建設委員会にまた報告をして都計審にかけていこうという、こういう流れだと思うんですけれども、そういうふうな形でいけるあれにはなっているんでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、この案をつくる段階ではですね、まず地域の方とこの地域の課題を整理して、どんなまちにしていきましょうかというのを一緒に共有させていただいて、基本方針を先ほど41ページですかね、こういった五つの方針を立てて具体的な整備の方針を決めたという段階でございまして、再開発事業の具体的な事業内容については、まだ、準備組合と区のほうで協議を始めたわけではありませんので、まずはこの計画をつくって、その後、今度は都市計画として整理していくという流れになるかと思います。来年の3月の都市計画審議会の報告というのは、今、御報告しているこの素案のものを案としてまとめたものを、やはり御報告する予定でございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 あの北側のところの真ん中辺よりもうちょっと南側のとこに路地というか、細い道があって、食べ物屋さん、飲食店のあれがいっぱい看板が出てたりして、なかなかあのまでいいというふうにはなかなか思えないんですけども、やっぱり区民の税金が多分ここに入ると思います。ですから、そういう点では、ここのまちだけの問題ではなくて、やっぱり多くの皆さんの意見をやっぱり聞く機会もつくっていただいて、進めていって、進めていっ

ていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○松平委員長 では、どうしましょう。

では、豪一委員。

○豪一委員 すいません、お疲れさまです。一般質問でもお話しさせてもらって、御答弁も丁寧な御答弁いただいているので、ありがとうございました。私はやっぱり今回のね、三井のこの開発をやっぱり議会も行政も全面支援してもらって、地域の人たちと一丸となってね、いい開発をしていただいて、ただ、やっぱり140世帯の地権者をまとめるというのはもう至難の業ですよ。これはもう何年もかかる。それをぜひ後押ししてもらって、今、三井は、再開発した後に、新旧の住民をしっかりとつなげるようなまちづくりイベントもやっていますのでね、そういうことも期待ができますから、ぜひ今のあの街区を一掃していただいて。

（発言する人あり）

○豪一委員 いや、一掃しちゃえばいいんです。で、住居棟等に住む方も増えるでしょうから、そういう新しい住民の方と旧住民の方たちのしっかりとこの縁というか輪を築けるような、湯島らしいイベントをしっかりとやっていただきたいというふうに考えています。まず、それを後押ししたいと。

ただ、エリアマネジメントについて、私、言いましたけどね、行政の役割として、今、そういう官民連携して、あ、官民じゃない、民間で今やろうとしている再開発を後押しして、意見を調整したり、都市計画のしっかりと通るような案をまとめていく大事な仕事をやっていきますけれど、一方、私が指摘したような自治体間のやっぱりコミュニケーションとか、それは恩賜上野公園の東京都もあるし、今回も地図でいう入り組んでいる隣の台東区とのつながりというのも大事にしていただいて、今回のこの140戸の開発、再開発が点でなくて、やっぱり面として広がっていくような、まだやっぱり上野、湯島は犯罪が、最近はですね、上野地域に、一時、海外の犯罪、どことは言いませんけれども、犯罪が結構、上野は結構穴場で上野に集まっているとか、そういう実際の犯罪もちょこちょこニュースでも見ますよね。つい先々週ぐらいだけのニュースじゃなくて、その前も、残念ながら殺人事件があったりね、そういう街区。もちろん、何ですかね、住んでもよし、観光としても面白い、繁華街としてもいいというまちをつくりたいんだけれども、上野、観光の名所の上野もあるし、岩崎邸も見ていただきたい、湯島天満宮も見ていきたいという中で、ぜひ、エリアマネジメントというのをしっかりと、どうあの辺のエリアを文京区でうまく取り込んでって、より面白

い文京区にするかというのを考えてほしいし、考えていただきたいと思うんですけれども。

具体的な、例えば台東区とかと、東京都とかと、そういう新たにね、そういうエリアマネジメントをするような会合をやっぱり定期的に、今、既にやっているんだったらそれも教えてほしいし、今後、そういうのをやる重要性というのは絶対にあると思うんですよ。その辺を、その辺での区の考え方というのをちょっとお聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 すいません、今、自治体間の連携とかという話もいただきまして、まず、その点につきましては、もう既に東京都とはこの計画についても情報共有させていただいて今、将来的には再開発も考えているということで御相談を始めているところでございます。台東区とはですね、この1年ぐらいですかね、こういったまちづくりを始めますよという段階から情報共有はさせていただいて、先日もこの素案についても少しですね、うちの担当のほうから台東区役所の都市計画の担当部局に御説明をしてきたというような状況でございます。エリアマネジメント自体については、基本的にはやっぱり行政というか地域の方がまず中心になってやっていただかなきやいけないことかなというふうに思っていますので、まずはやっぱりやりやすいということですねが、今、再開発を検討している段階で準備組合という組織がありますので、まずはそこにですね、この地域、御自分のこの北側のエリアだけではなくて、もうちょっと広い範囲でエリアマネジメントというのは検討していただきたいということは、これまでにも何回か打合せした中ではお願いしているような状態でございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ああ、すいません。私がちょっと勘違いしてたかもしれないな。やっぱりエリアマネジメントに関しても、やっぱり、民間が主体となっているほうがいいというか、そうじゃないと駄目なんだ。やっぱり行政のほうがやっぱり橋渡ししやすいというふうに感じるけど、例えば台東区のあのエリア、二丁目エリア、例えば上野二丁目エリアの方とかと湯島三丁目のエリアの方たちがエリアマネジメントに盛り上がっていって、上野とも駆け足、上野公園とも駆け足をしながら、将来こんなふうにしたいというのを、やっぱり主体的にやっていかないと、エリアマネジメントは難しいですかね。例えばね、森ビルが虎ノ門、虎ノ門だとか、いろいろヒルズ系やられてたりするじゃないですか。あんな感じも、あれも民間がやっているわけでしょう。あれもすごい年月をかけてるけど。やっぱり行政主体じゃなく、やっぱり民間主体でやるのがやっぱり理想であって、行政はそれを後押しするような役割だ

という解釈なんですかね。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、言わされたようにですね、やはり基本的にはエリアマネジメントは地域の方が中心になっていただいて、区としてももちろん応援できる部分は応援していかなければいけないと思っておりますし、例えば台東区との連携ということが求められれば、それは御協力できる部分は我々としても一緒にやっていきたいというふうには考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございました。私の頭の中がよく整理できたのではよかったです。この湯島の北東エリアに関しては応援していますので、ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思います。

また後で一般質問のほうでちょっと、湯島の交差点のちょっと問題のある区分所有マンションについてお伺いしたいと思います。

○松平委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。地元の方がまちづくり協議会をつくって、つくられて、検討協議を重ねられて、まちづくり基本方針検討会も設置されて、今回、基本方針を示していただいたということで、その地元の方の御尽力に敬意を表したいと思います。

質問としては、先ほどの台東区の件ですね、質問をさせていただこうと思いましたが、もうしっかりと連携を図っていっていただくことが重要かと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、地元の方がいろいろこう課題感とか持つていらっしゃったり、にぎわいをしてつくって、どのようにつくっていこうかというようなお考えもあるかと思いますし、そうした検討を得た上で、今回、まちづくり基本方針ができていると思うんですけども、文京区としてですね、このエリアの、エリアに対してといいますか、住民、また事業者の皆様、区としてこのエリアについてどういう課題感を持っていて、今回の取組でどういった課題を解決していくことを期待しているのか。また、何を、どういう価値をまたつくっていってもらいたいというふうに期待しているのかをお伺いしたいのと、あと、もうまとめてなんですが、エリアマネジメントですね。豪一委員が、今、質問されていましたが、建設委員会で福岡のほうと広島のほうとか幾つか視察をさせていただく中で、エリアマネジメントの中身で構成員ですね。やはり地元の方が当然入られるのは当然だと思うんですけども、やはり、やはり企業、民間企業、いわゆる私人、一般の区民とか市民ということよりも、やはり少し

こう力のあるといいますか、企業さんが入って旗振りをされないと、なかなかにぎわいがつくれないんじゃないかなという、そういう状況もですね、うまく成功しているところも視察させていただいたりしたんですが、そういう意味では構成員をしっかり区としてもよく見てですね、支援するなりしていただくことが重要になってくるんじゃないかなというふうに思いました。

以上二つです。お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、1点目、区としてこのエリアについてどういう課題があつてということでございますが、一昨年、昨年ですかね、都市マスタープランを見直した中で、湯島駅の周辺を一応新たに拠点として位置づけたっていうのが一つ大きいことかなと思っていまして、やっぱり文京区の東の玄関口という、今回もこういう言葉で使っているんですが、駅を中心としてネットワークを整備していくというのは一つ大事かなと。地域の方と話しても我々もよく気づくのは、やっぱり御徒町とか上野っていうのは非常に全国的に有名なところでございまして、湯島っていうのはそこまで全国的に知名度がないみたいなことを地域の方もおっしゃっているという。でありながら、非常に便利なところでもあるということもありますので、そういった地の利を生かした形ですね、そういう周辺への連続性みたいのも一つやっていかなければなど。

あと、春日通りが都市計画道路で、将来、この北側エリアにちょうど少し拡幅されていくというようなことがございまして、これがやっぱり現在の土地利用の状況を見ますと、非常に小さな敷地がたくさん春日通りに面してもあるということでございますので、このまま普通に道路だけが拡幅した場合というのは、なかなか建物が建ちづらいような狭小敷地が増えてしまうというのは、都市計画的な大きな課題なのかなと思っていました。それを解決するためにも、地域の方はやっぱり再開発を一つ目指してやっているということでございますので、その辺が区としても大きなメリットといいますか、ここを再開発なりで取り組んでいく大きな意味があるところかなと思っております。

それから、エリマネで、地元の住民だけでなく民間企業ということなんですが、なかなかこれはちょっと、今、どうなるか正直よく分からぬところなんですが、ただ、準備組合の中には企業さんも入っているというか応援していただいているような状態でございますので、地域の方、もともとこの辺の地域の方は非常に町会とかは積極的に活動していただいていますので、そういったところと連携しながら、うまくエリマネ団体に進んでいけば一番

いいのかなというふうに考えています。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございました。あと、もう一つは質問なんですが、地元の公明党議員、岡崎議員が懸念されてるのが、さっき地権者の話がありましたけども、やはり最後まで合意形成等がちょっと心配なところだということなんですが、この合意形成について、区としてどのように支援をしていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 現時点では準備組合からは7割程度の方がですね、地権者の7割程度がその準備組合に参加されているとは聞いているところなんですが、区としてもですね、引き続きこのエリア、こういった課題があって、再開発なり都市計画的な手法で課題を解決していくというのは非常に重要なことかと思いますので、そういった御説明ができる場面があれば一緒にですね、この目的というか都市計画的な意味というのはしっかり説明しながら、地域の方の合意形成を進めるように一緒にやっていきたいというふうには考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございました。これまでの御尽力と、また、これからの方に感謝したいと思いますが、ぜひよろしくお願いします。ありがとうございました。

○松平委員長 ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

では、よろしいですね。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、土木部より2件です。

報告事項4、主要土木工事の進捗状況についての御説明をお願いいたします。

村岡道路課長。

○村岡道路課長 では、資料第4号に基づき、今年度、道路課で発注しております主要工事の進捗について御報告いたします。まず、資料は全部で3ページございます。1ページ及び2ページは今年度道路課発注の主要工事15件分の一覧表でございます。3ページは工事箇所図となっておりますので、併せて御覧ください。

なお、資料に記載しております進捗率等は、10月31日現在のものでございます。

それでは、1ページ目、1番から御説明させていただきます。まず、ナンバー1及びナンバー2の2件は、コミュニティ道路整備工事でございます。1の施工箇所は水道二丁目の西

江戸川橋交差点から中の橋手前までの延長約214.7メートルで、昨年度施工を終えた箇所から継続する工事でございます。整備内容は、交差点に流入する車両への注意喚起のための車道の一部カラー化や、ポストコーン設置による狭さくの設置、歩道の一部拡幅による歩行空間の拡充などでございます。現在は街渠工事を行っておりまして、その後、車道や歩道の舗装工事を行ってまいります。

次に、ナンバー2でございます。小石川三丁目の伝通院前から善光寺前までの延長約247.0メートルでございます。整備内容は、坂道における車両の速度抑制対策として、車道にゼブラ状のカラー舗装を行い、歩行者空間もグリーン化し、グリーンでカラー化することで明確化を図ってまいります。また、歩道の一部区間におきましては、歩道幅員を拡幅するとともに、お休み椅子を2か所設置いたします。現在は路面標示等の設置工事を行っており、この工程が終われば竣工でございます。

次に、ナンバー3及びナンバー4の2件は、バリアフリー整備工事でございます。整備内容は、歩道と車道の段差を小さくするほか、交差点のカラー化による明確化や、視覚障害者誘導用ブロックの設置、自転車通行空間などの整備を行ってまいります。現在、こちらも街渠工事を行っておりまして、その後、車道・歩道の舗装工事を行ってまいります。

ナンバー4は、本郷三丁目から湯島一丁目までの順天堂大学病院と東京科学大学病院の間にある区道、延長約159.1メートルでございます。整備内容は、ナンバー3と同様、歩道と車道の段差を小さくするほか、視覚障害者誘導用ブロックの設置などでございます。

なお、このナンバー4の現場につきましては、午前中の議論でありました国道及び都道に接している現場でございます。国道、都道と協議をいたしまして、視覚障害者誘導用ブロックの連続的な整備を行っております。

次に、ナンバー5は、無電柱化に伴う道路復旧工事でございます。施工箇所は駕籠町小学校前の無電柱化工事完了に伴う最後の道路復旧工事でございます。延長約239.7メートルです。本工事は、令和3年度より行ってまいりました無電柱化工事が、本年6月に抜柱まで完了いたしました。最後の仕上げとなる道路復旧工事でございます。工期は2月2日まででございますが、現時点で本工事が全て完了しております。

次に、ナンバー6、壱岐坂上歩道橋の塗膜除去工事でございます。歩道橋に塗布されておりました塗膜を除去するため、足場を設置し、剥離作業がしやすい夏場に剥離剤を塗布し、3回塗布しまして、除去を工事を行ったところでございます。こちらも工期は1月26日までですが、既に足場を解体して、現場は完了をしております。

次に、ナンバー7からナンバー13までの7件は、生活道路におきます老朽化した舗装や排水施設、安全施設などを改修する工事でございます。現在、ナンバー7から10までの4件は完了しております。11から13までは、現在、工事中でございます。

次に、ナンバー14は、東京都下水道局からの受託工事でございます。

最後に、ナンバー15は排水施設整備工事で、11月に入札が行われまして、今後、施工予定でございます。

以上、主要土木工事につきましては、既に完了した現場も含めまして、現在工事中の現場も順調に進捗しているところでございます。

資料第4号の御報告は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございました。

次に、報告事項5、主要公園工事等の進捗状況についての説明をお願いいたします。

高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 それでは、資料第5号、主要公園工事等の進捗状況について御報告いたします。資料は1ページが一覧表、2ページが箇所図となっております。また、番号の1から11番が工事、12から14番は委託となっております。

なお、資料に記載しております進捗率は、10月30日時点のものになります。

それでは、まず1番、擁壁等維持修繕工事でございますが、竜光寺児童遊園の老朽化した擁壁や園内の遊具、舗装を改修する工事でございまして、来年の3月の完了を予定しております。

続いて、2番、公園等維持修繕工事（その2）では、区内5か所の公園、児童遊園の老朽化した施設の補修や取替え工事などを行っております。

次に、3番、切通公園の再整備工事になります。全世代の方に利用していただけるよう、幅広い年齢層向けの遊具を設置するとともに、区の東側で初めてとなるボール遊びができる球技場を新設いたします。工事は、来年1月末の完了を予定しております。

続いて、4番、関口三丁目公園の再整備工事になります。隣接する音羽児童遊園にはない遊具を採用し機能分担を図るとともに、公園のシンボルとなるロング滑り台を設置いたします。工事は来年の3月、あ、工事は来年7月の完了を予定しております。

続いて、5番、本郷五丁目児童遊園の再整備工事になります。児童遊園の真ん中に円形の原っぱ広場を配置し、遊具の原っぱの雰囲気に合う木製の遊具を設置いたします。工事は来年3月の完了を予定しております。

続いて、6番、八千代町児童遊園の再整備工事になります。既存のケヤキやクスノキといった大きな樹木をできるだけ残し、木陰を確保した配置の中で遊具を設置いたします。現在、発注準備中でございます。

続いて、7番、西原町児童遊園の拡張整備工事になります。隣接する介護予防拠点施設いきいき西原の跡地を児童遊園として拡張し、再整備を行います。現在、整備技術課において建物の解体工事を実施中で、解体工事完了後に公園整備に着手できるよう、発注手続中でございます。

続いて、8番、大塚仲町公園の再整備工事になります。地域行事等で使用しやすい広場を配置するとともに、シンボルとなる人研ぎの滑り台を設置いたします。現在、入札に向けて発注準備中でございます。

続いて、9番、神明公園の再整備工事になります。地形の高低差を生かした人研ぎ型滑り台等の遊具や、階段ベンチなどの休憩スペースを設置いたします。また、既存の球技場については舗装を改良するとともに、音の対策として、フェンスから金網に、あ、フェンスから、フェンスを金網からネットに変更いたします。現在、入札に向けて発注準備中でございます。

次に、10番、11番については、元町公園の整備工事に関するものでございます。工事は11月25日に完了し、現在、12月14日の開園に向けて準備を行っているところでございます。

続いて、12番は、元町公園の埋蔵文化財調査になります。現在、報告書の作成、整理などを行っているところでございます。

次に、13番と14番につきましては、設計委託でございます。

13番は、駒込林町公園と大塚児童遊園の設計委託になります。これまでに地域の方との意見交換会を林町、駒込林町公園は3回、大塚児童遊園は1回行っておりまして、それぞれ次回に向けて準備を進めているところでございます。

続いて、14番の後楽公園については、2回の意見交換会を終え、明日3回目の意見交換会を開催するところでございます。

資料第5号の御報告は以上でございます。

○松平委員長 御説明ありがとうございます。

それでは、報告事項4、主要土木工事の進捗状況についての御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。毎年、定期的に御報告いただいておりまして、着実に道

路整備等ですね、進めていただいていることに感謝をしたいと思います。区民の皆様からも喜んでいただいているいます。

質問一つ目は、工事の数量ですね。大体毎年いただく資料を見ると、この同程度の工事量だなというふうに思っているんですけども、コミュニティ道路整備工事、バリアフリー整備工事、道路改修工事と、基本この三つが主にあるかなというふうに思いますが、工事に当たるこの数量については、どのように毎年計画をされるのか。財源等にも関係があると思うんですけども、この点をお伺いして、この令和7年度の取組がその計画どおりなのか、その点、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 道路、その当該年度に道路工事を行う数量の決め方ですけれども、午前中も議論がありましたバリアフリー基本構想に位置づけられております優先整備路線であったり、交通事故がよく発生している件数の多い路線ですか、通過車両の速度が速い路線に対して、コミュニティ道路整備工事を行っております。そのほか、生活道路におきますつぎはぎ指数と我々呼んでおりますけれども、水道や下水道の工事による目地、横断目地、掘り返しの数というようなイメージですけども、それが多い路線をつぎはぎ指数と呼んでおりますけども、そういういた指数に基づく道路アセットマネジメント計画に基づく、指数が高い、優先的に整備する路線を選定しております。そのほか、東京都からの受託工事であったり、職員によるパトロールで老朽化した道路などを見つけて、総合的に路線を抽出しまして、あとは我々の職員でさばける、年度にさばける数量を調整しながら、工事実施計画を立てて整備を進めておるところでございます。今年度の工事実施計画に基づいて、今のところ順調に進捗しているところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。コミュニティ道路整備は、そうですね、交通事故が多いところという、そこを優先的にということでございましたし、バリアフリーはバリアフリー計画に基づいてということです。道路改修工事については、今、お話をあったつぎはぎ指数を計算してというようなことかというふうに思います。今回、道路改修工事では、大塚三丁目の道路も改修をしていただいている、地域の方からも喜びの声もいただいているのですが、私も以前からお伺いして御相談をしていたんですが、順番待ちというような感じだったんですが、順番が回ってきたということでよかったですと思っていますけども、この工事が非常に早かった印象なんですね。結構長い距離なんですけども、これ何か早く工事を終

わらせる工夫があったんでしょうか。ちょっと驚いたので、確認させてください。

また、道路改修工事については、先ほど御説明があった職員さんの仕事量のバランスもあるというふうに聞いたんですけども、測量や設計も職員さんがやっているというふうに聞きまして、それはすばらしいなというふうにも思っていますが、職員さんの負担にも、負担も考えなければならないと思っているんですけども、この辺は何か意図があってそのようにされているのか、確認させてください。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 大塚三丁目の現場は、今年度4月当初より工事に着手したところでございますが、工期より、工期前よりも、に竣工いたしました。要因としましては、工期設定の際に雨量、雨天の数ですね、雨天の日数も想定した上で工期設定をしておりますが、想定よりも雨が少なかったということと、あとは、沿道でマンションの工事が近年あります、マンションの前の側溝なんかはまだ更新する必要のないきれいな状態でしたので、そこを施工範囲から除外したことによる工期短縮、それから、あと、地域の方の工事に対する御理解と御協力をいただいたことで、想定よりも工事が早く竣工したものでございます。

あと、2点目の道路課の職員が自前で測量して、図面を描いたりしているところでございますが、文京区といたしましては、技術の継承ということを重要な一面だと考えておりまして、外部に委託するのではなく、職員で測量し、図面を作成し、数量計算をし、設計積算まで、それから工事監督まで、一連の流れの中で職員が行うことで、技術力の向上を図っているところでございますので、今後も努めてまいりたいと思います。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。大塚三丁目の道路については、雨天が少ないなど、いろんなことが重なって早く終わったということで、気づいたら終わっていました。本当にありがとうございました。

それから、技術の継承ですね、職員さんがしっかり測量、設計もされているということで、この点は非常に重要なというふうに思います。やはり、いわゆる入札とか、そういったときにしっかり職員さんが内容について精査するといった、そういったことも必要になってくると思いますので、この点については引き続き頑張っていただいたらいいのかなと思いましたので、よろしくお願いします。

着実に今後とも工事進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 1番のところですね、コミュニティ道路の整備工事ということで、この間、石切橋から西江戸川橋のところまでは工事が終わってきれいになって、その延長ということで、今回、ここ工事していただいているんですけれども、工事現場のところの小桜橋のところに、この工事は日本中央競馬会環境整備補助を受けています、こういう看板が出ているんですね。これについては、今まであまりこういう形で出てたのを見た記憶がないんですけども、これはどう、どういうことでこの補助が受けられて、文京区内工事でいうと、今年はという言い方なのか、ここ1件だけなんですかということをお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 JRAからの補助金につきましては毎年いただいておりまして、何も道路工事に限定したものではなくて、公園工事でも活用できますし、その他の工事においても活用できますが、近年は道路工事の財源として使わせていただいているところでございます。

今年度に限って言いますと、そこの御指摘の1番のコミュニティ道路整備工事の現場と、2番、小石川三丁目のコミュニティ道路の現場に活用させていただいているところでございます。毎年おおむね2本程度の道路工事に使っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。補助金のところを見ると、何か馬券売場から3キロ以内のところの整備で、おっしゃっているように、道路だけじゃないようですけれども、そういう形で使われているということで、私たちはここについてはあまり賛成ではない意見を申し上げてたところなんですが、こういう形で使われているというのを今回初めて、こういう看板を見て分かりました。

あと、それで、小石川二丁目のところにも使われているということなんですね。そこはちょっと私、看板見損なっているかなとは思うんですけども。

あと、巻石通りはここに書いてないんですけども、一般質問になっちゃうんですかね。同じ道路工事になるんですけども。

○松平委員長 ええ、資料第4号に関わることで御質疑をお願いしたいと思います。

○板倉委員 じゃあ、一般質問に回します。

○松平委員長 ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

では、以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項5、主要公園工事等の進捗状況についての質疑に移ります。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

依田委員。

○依田委員 一点だけ。関口三丁目公園なんですけれども、今、整備中でですね、完全に更地の状態なんですが、先ほどちらっとお話をありましたけども、音羽児童遊園と接しておりまして、音羽児童遊園はトイレがないんですよね。関口三丁目公園とか関口台公園のトイレを使ってくださいって感じだと思うんですけど、今、関口三丁目公園が更地の状態でトイレがないということで、ちょっと不便だなという感じなんです。で、今後の整備の順番なんですが、例えば、もちろん今もう決まっちゃっているとは思うんですが、先にトイレは完成するとか、何かそういう配慮とかあるんでしょうか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 すいません、公園のトイレについてでございますが、ちょっと整備の順番はあるんですけども、検査等を通ってからの開放となりますので、整備完了後から供用開始という形になるかと思います。

○松平委員長 よろしいですか。

では、宮本委員にします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まずは質問は、いつも公園の工事、こちらも着実にやつていただいていると思います。公園再整備、再整備ですね、を中心にやっていただいている。ありがとうございます。

これも工事の量についてなんですが、毎年こういった資料も、ある程度、同量の工事内容かなというふうに思っていますが、年4回程度、4園程度をやるという計画で進めていただいているということで、今年度はその計画どおり進んでいるのでしょうかということと、4園以上をもし例えればやるとなると、意見交換会を結構丁寧にやっていただいている、1回、2回、場合によっては3回、もしくは近隣のアンケートとか、こういったことを考えると、4園程度が精いっぱいなのかなというふうにも思っているんですけども、この点、この近隣区などと比べてみてどうなのかなというふうに思っているんですが、もし情報をお持ちであればお伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園の再整備でございますけれども、令和元年度にみどりの基本計画を改定して以降、2年度から平均4園整備できるように進めているところでございます。工

事のほうが年度をまたぐ関係がございますので、実際、今年も4園以上工事着手しているような形になっているんですけども、平均で4園完了するような形で進めているところではございます。また、検討ですとか整備のペースとしまして、文京区ですとか児童遊園、遊び場、合わせて119園ございまして、年間4園のペースで整備を行いますと、30年サイクルで回せるぐらいのスピードというところになりますので、そこについては、今のペースを維持していくと十分かなというふうに思っております。

また、他区でございますが、全ての区を承知しているわけではございませんけれども、以前、豊島区さんにですね、そうした再整備のお話を伺った際には、豊島区さんのほうが公園の数としては文京区よりも多く、たしか190ぐらいだったと思うんですけども、再整備という形で全面リニューアル工事みたいなものについては年間で1から2園ということでも聞いておりますので、文京区のほうでは十分なスピードで再整備を進めていっているのではないかというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。頑張っていただいていると思います。ありがとうございます。

次の質問が、夏の暑さについてですね。公園の課題として、近年、夏の暑さ対策が必要となってきてまして、区としてはどのように取り組んでいくのか、取り組んでいるのか、取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

先日、目白台運動公園に行ったときにですね、大型のミストつき送風機を活用しているのを見て、非常にこれはいいなというふうに思いましたが、これ効果はどうなのかお伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園の暑さ対策というところでございますけれども、近年、猛暑に伴いまして、公園等における夏場の暑さ対策というところはますます重要になってきているものと認識しております。この暑さ対策という観点に関しては、今、再整備の検討を行う際に必ず検討項目として入れておりますし、例えば樹木等による木陰や日影を考慮した施設配置にするとか、また、パーゴラにミストを設置したりとか、子どもが楽しめるミストを設置したりとか、そういう親水施設のようなものも設置をなるべくできるよう検討を進めているところでございます。

それから、先ほどお話ありました目白台運動公園のミストのついた扇風機については、今

年度、指定管理者のほうで設置しております、効果としましては、スポット的にはなっておりますけれども、アンケートの中でも、扇風機があつてよかったですというところの意見もいただいておりますので、引き続き、そうした暑さ対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。そうですね、やはり暑さ対策は課題になっているということですが、木陰をつくったり、パーゴラをつくったり、親水性を取り付けたりと、そういう取組で頑張っていっていただきたいと思います。

7月、8月の暑さは、もう熱中症警戒アラートが連日発令されているということなので、公園における暑さ対策というのも限界があるのかなというふうに思いますので、ある意味、この点については、子どもがどこで遊ぶのかという、についてはですね、やはり屋内遊び場というようなものをどのように準備していくのかということが現実的なのかなというふうに思いますので、今後、会派としても子育て支援課さんに相談したり、また、学校の体育館、区のスポーツセンターなど、様々屋内スペースを活用していくよう、別の場で議論をしていきたいと思います。

引き続き、公園課でできる暑さ対策もですね、ぜひ引き続き検討して整備していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○松平委員長 板倉委員の質疑に入りますが、もう間もなく3時になりますので、休憩明けということでお願いしたいと思います。

それでは、休憩に入れます。

午後 2時59分 休憩

午後 3時27分 再開

○松平委員長 それでは、おそらくございますので、休憩の前に引き続きまして、報告事項5の質疑から再開したいと思います。

板倉委員からの質疑からお願いいたします。

○板倉委員 4番目の関口三丁目公園の再整備なんですけれども、私も工事のところを毎週のよう見ているんですが、やっぱり樹木なんですかね、結構、樹木伐採されておりまして、公園のもう真ん中には全然残ってないんですね、1本も。周りに何本、言い方悪いんですけど、4本とか5本とか、そういう数しか残ってないんですが、あれだけ真ん中の木

は切らなければいけなかったのかなというふうにすごく思ったんですね。一本一本の樹木の状況というのを伺ったわけじやないから分からないんですけども、残すべき樹木もあったのではないかなというふうに思って、とてもちょっと、公園がきれいになることについては異論はないんですけども、ちょっとそこが残念だったなと思っているんですが、その辺はどうなっているのかということと、あと、最近、暑さ対策ということで、パーゴラのところにミストをつけたりとかということがあった、あると思うんですけども、私も説明会というか意見交換会のところで2回ぐらいは参加したんですが、最後のところがちょっと参加できなかつたので、その辺のことはお聞きできなかつたんですけども、ミストについてはどのようにになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 関口三丁目公園の樹木についてでございますが、関口三丁目公園については、再整備に当たりまして、公園のゾーニングを考える際に、現在、高低差が、高さが異なる二層で公園がなっているんですけども、それを高低差をなくして、より広く利用できるようにということで、そこが大きくあるところで、樹木としては、中央部近くの樹木についても伐採するような形で計画し、今、伐採が行われているところでございますけれども、今回、工事の中では、もともと高木が24本ございまして、そのうち8本伐採で、新たに植える本数が8本ということで、樹木の高木の本数としては変わらない計画で進んでいるところでございます。

それから、暑さ対策のパーゴラのミストのところでございますけれども、今、板倉委員からお話があったのは後楽公園のことかと思いますけれども、後楽公園は、今、2回、意見交換会を行いまして、パーゴラにミストを設置するというところで、今、計画しているところでございますけども、明日、最後の3回目の意見交換会ございますので、そのとき改めてその部分についても意見を伺いながら決めていきたいなというふうに思っております。また、後楽公園のパーゴラについては、常にミストが出る形ではなく、ボタンを押すことでミストが出るようなものに今のところ計画しているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりましたが、関口三丁目公園のところについては、端のところに移植というか、そういう形も考えられなかったのかなということでちょっと残念に思いました。8本切って、新たに8本植えるということですけれども、あれだけ大きく高さがなっていた木にまで届くためには相当の時間もかかつたりして、ちょっと残念だなというふうに思います。

後楽公園のほうについては、私も意見交換会、参加させていただいて、皆さんたくさん御意見出ている、そういうのがきちんと取り入れられるように、ぜひしていただきたいということと、あと、じゃぶじゃぶ池って、今、この暑さの中で、子どもたち結構使っておりまして、あそこの音羽のところの高速の下のところにもあります、本当に子どもたち使っているんですが、あそこは暑さも上で遮られて、とても夏いい場所かなというふうに思っているんですけども、これから整備するところで、かなり大きい公園じゃないとそういうのをつくるというのは難しいかなとは思うんですけれども、方針としては、そういうのは持っているということなんでしょうか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今、夏場の暑さ対策の一つとして、公園でそうしたじゃぶじゃぶ池を含みまして、そういう親水施設の整備というところについては、積極的に検討していくこうと思っております。こうした設備を入れる際に、どの公園でもというわけではなく、やはり一定の広さがあったりですとか、その周辺の環境などを考慮しまして、そういう設備を入れていけるところについては積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ考えていただきたいということをお願いをしておきます。

以上です。

○松平委員長 ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

じゃあ、最後、品田副委員長。

○品田副委員長 公園の工事の進捗状況、御報告ありがとうございます。かつて、計画2園だったのを、4園ぐらいいいけるんじゃないのって私も言った責任がありますので、でも優秀な課長がね、4園、そのほか重ねながら進捗していただいているのを本当に評価したいと思っています。

今回もどこというか、ボールが遊びができる公園とか、ロング滑り台がある公園とか、少し木陰や広場ができる、それぞれいろいろ区民の、地域の区民の皆さんのお望がいれられて、それはすばらしいなというふうに思っています。ただ、地域の意見を聞く中で、やれることとやれないこと、それから広さとか、いろんな環境の、環境の件で地域の御理解もいただきながら、やれることとやれないことがあると思うんですが、そういうことはきちんと説明をして、やれないことに対する御納得いただけているのかということと、あと、やっぱりすばらしい公園はどんどん公表するとかPRして、こんないい公園ができました、今度、次

のときには成功事例をですね、やはりこう広げていくとか、そういう、今回、どんどん工事を進めていく中で、何か学んだことというんですかね、そういうのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 公園再整備を行うに当たりまして、地域の住民の方を対象に意見交換会のほうを行っておりますけれども、どうしても規模の小さい公園ですか児童遊園ですと、全ての機能を盛り込むというところができないため、それぞれ様々な意見が出る中で、どれを入れていくかですかとか、そういう合意形成のところが結構課題になつたりしております。以前から、区のほうでは機能分担に取り組んでまいりますということでお話をさせていただいているところでございますけれども、そうした部分で、まずは意見交換会の際に、周辺の公園の機能ですか、そのあたりも丁寧に説明しながら、この公園にはどういった機能を入れていくべきかですかとか、そのあたりをお話しさせていただいております。

また、こうした機能分担を図るには、本来は一定の範囲内の公園・児童遊園の機能について集中的に検討したりですか整備することが望ましいと考えられますので、現在、こうした手法についても新たにちょっと検討しているところでございますので、引き続き、区民の皆様と丁寧に意見交換しながら、魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 機能がどんどん増えていって、課長のほうも大変だというふうに思いますけれども、三つ四つのエリアというのかな、ここにはないけど、こっちの隣の公園にはあるよ、歩いて5分ぐらいのところにあるよとか、10分ぐらいのところにあるよとか、何かそういう工夫をしながら、エリア的にその機能が充足できるというのは大事かなというふうに私も思っています。それと、今度、ボール遊びができる公園、これはもう区民の大きな要望ですので、ちょっとした広場というほどじゃなくても、ボールが使えるということは、子どもの成長にとってもいいし、そういう声が多いので、なるべくそういう公園を増やして、児童遊園含めてですね、いただきたい。

それから、前から言われている園庭のない保育園、昨日もちょっと前通ってきたら、ある公園で、多分、3保育園ぐらいが、この帽子の色が変わっているのでそうかなと思ったんですけど、みんな上手にエリアを分けて遊んでいて、ああ、上手に活用されているなというふうに思って、いいことだなと思って幸せな気持ちで見てたんですけども、本当に毎日お天気

が統けば活用されているし、また、午後は午後で、放課後はまた大きい子たちが使うという形で、本当に文京区の公園は評価できる公園だというふうに思いますので、また、引き続き、再整備をしながらも、いろんな機能をそこに備え付けられるようにしていっていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 御答弁よろしいですか。

高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 ボール遊びできる球技場につきましては、非常にそういったニーズ、大きいということは認識しておりますので、今後とも公園再整備の際にそういった球技場というところも一つの選択肢として考えてまいりたいと思っております。

それから、園庭のない保育園のお子さんが公園をよく利用されているというところで、公園再整備をする際には、近隣の保育園の方にも意見を聞いておりますので、こうしたニーズもしっかりと飲み取りながら、整備のほうは引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 それでは、以上で報告事項5の質疑を終了いたします。

○松平委員長 続きまして、一般質問に入ります。

一般質問は、5名の委員の方から7件の質問をいただいております。委員の皆様は、時間の配分等、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。ちなみに、さっき言い忘れたんですけど、何でしたっけ、あ、音羽児童遊園のところは、真ん中で遊んでいると、やっぱりトイレの場所が今は分かりづらくなっているんで、江戸川公園に行くか、関口台公園に行くかみたいな、何か臨時の案内とか出してくれたらうれしいなと思いました。

で、一般質問なんですが、最初に、一番、この委員会の一番最初に若干言及ありましたけど、ル・サンク小石川後楽園なんですけれども、事業者は建て替えるということは表明していて、ただ、その後は全然動きがない状況です。で、一応、厳密には何か損害賠償請求の裁判がまだ完全には終わっていないので、何かちょっとそこで様子を見ているのかなとも思いますけれども、最初、板倉さんからもお話をありましたけども、開発許可の件なんですけども、あそこ傾斜地ですので、建物を建てる際にその土地を造成するということで、その開発許可申請を、開発許可を得てやっていたと思うんですけど、改めて建物を建て替えるに当たって、

開発許可を取り直すべきか否かというところなんですけど、恐らく区の側としては、開発許可をもう一回取り直したほうがいいよというふうに考えているのかなとは思うんですが、他方で、何かね、先ほどの答弁ですと、事業者さんはその延長を考えているみたいな話があつたと思うんですが、そこら辺、ちょっと今どういうやり取りになっているか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 開発許可の扱いでございますけれども、今、現時点、工事自体止まっている中で、一応、工事は工事中という形での開発許可の取扱いは今しているところでございます。開発許可としてはですね、工事中とはいえども、止まっている状況もございますので、そういったところの取扱いというところは、区でも一定検討が必要かなというふうに考えてございますけれども、また、この間ですね、新しく法も変わっているところもございますので、そういったところにきちんと適合するような形で検討する必要があるかなというふうに区としても考えているところはございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 そうですよね、若干その基準とかも変わっているということなのかなと思いますので、恐らく完全にまた建て替えますということになれば、また改めていろいろ区と交渉されるということだと思うんですが、ちょっとまた引き続きフォローさせていただければと思います。

2点目なんですけども、これも先ほど湯島のまちづくりの話ありましたけど、あの辺りのエリアで、ちょうど春日通り沿いのところで、やっぱりかなり道路が夜間混雑しているというふうに区民の方から訴えがありまして、あそこは都バスの基幹路線が走っているわけなんですけども、バスの遅れが結構、夜間に關しては常態化しているというふうに言わされました。結構、何ていうんですかね、客待ちのタクシーとかも道路にびたびたいっぱいいたりしてですね、あと何か歩道が狭いので、車道にはみ出ちゃっている人も結構いたりするということです。なんですが、これってどうやって解消していったらいいのかなというところで、もちろん国道ですし、バスは都バス、都営ですし、交通の管理はもちろん警察とかになるんですけど、何かどういうふうに、どこをどこにどう訴えていったらいいかなというところでちょっと悩ましいんですけども、どなたかそれ道路のほうで何かお考えあれば教えていただきたいんですが。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 御指摘のとおり、春日通りは国道で国道事務所が管理しております。交通管理者が別にいるわけでございます。我々から御要望、我々はちょっとそういった権限がございませんので、我々の立場としては、そういう御意見をお伝えする、管理者にお伝えするしかできないんですけども、お伝えするか、もし連絡先を御案内して直接電話されるという方もいらっしゃいますし、そのどちらかになるのかなというふうに思います。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 どうもありがとうございます。根本的にはね、それこそ道路の拡幅であるとか、結果的に歩道も拡幅されてみたいな、また将来を待たないといけないと思うんですけども、やっぱりその現状でね、改善できるところはしていきたいなと思いますので、またちょっと御相談させていただければと思います。

ありがとうございます。

○松平委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 肥後細川庭園の事業についてちょっとお伺いしたいんですけども、今年も11月、9日間、ひごあかり、指定事業の秋の紅葉ライトアップ、実施をしたと思いますが、どのような結果だったのかお伺いしたいのと、私も初日行ったんですけども、すごい列で入れませんでしたが、外から、入れないというか並ばなかつたんですけども、外から見る限りは、非常に中がにぎわいがあって、また、とてもきれいで、すごいよかったですと思うんですけど、これはどのように区としては評価しているのか。

また、9月にですね、水の調査のための池の水抜き作業という取組をして、取材があつて報道されていましたが、この件についてもどのように区としては評価されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今年度、指定管理者のほうで開催しました、ひごあかりに関しましては、期間中、7,103の方に来園いただきました。開催期間は異なりますが、昨年度、直営で開催したひごあかりに関しては、期間中、約5,500人の来園となっておりましたので、昨年度より多くの方にひごあかりを楽しんでいただけたものというふうに思っております。

また、肥後細川庭園、今年度から新たに指定管理者が入りまして運営が行われているところでございますが、9月に、今、委員からお話をありましたテレビで放送されました池の水ぜんぶ抜く大作戦で全国放送もされまして、これまで肥後細川庭園を知らなかつた方にも知つてもらえるよい機会になったというふうに捉えております。そうした取材に入る際も、現指

定管理者のほうが短い期間の中で様々な準備ですとか、手配ですとか、そのあたりをしっかりと行っていただいたおかげで実現できたものと思っておりまして、今後とも指定管理者と一緒に肥後細川庭園の魅力をより高めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。もう恒例になりましたが、秋の紅葉ライトアップひごあかりは、今年も大変にたくさん来ていただいたということでよかったです。本当にクオリティーはすごく、僕は素人的には高いなと思うので、ぜひ多くの方にまた来ていただけるように、周知、広報していただければと思います。

また、池の水抜き作業については、報道もありまして、ひごあかりの魅力といったものも新たに多くの方に知っていただけた、そういう広報の効果もあったのかなというふうに思いますし、水抜き作業も安全に行われたということでおろしいですかね。はい。ありがとうございます。

指定管理者の皆様、また、地域の皆様の御協力で、肥後細川庭園がより多くの方々に活用していただけるように、今後も進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 じゃあ、2件ですね。

まずは、先ほども東京大学の件で高さ制限の話もしましたけど、高さ制限と商業系の地域の今後の在り方についてちょっと伺いたいんだけど、まずは一般質問でもお話しさせてもらいました湯島の天神下の交差点に建っているパーク、住友がつくったパーク何とか湯島の区分所有マンションに1階に店舗がないことについて、ざっくばらんに、考え方は何通りか私はあると思っているんですよ。上野から続くこのにぎわいのある商店街も天神下までいいという考え方で、天神下の北西にできたマンションは1階が店舗じゃなくてよかったです。という考え方もあると思うんだけども、私なんか、あの辺は昔、池之端文化センターがあって、エメラルドプールがあって、大将って居酒屋があったり、鳥栄さんがあつたりして、にぎわいがある、ある辺も繁華街だった。それが、完全にあのマンションができるこによって暗くなってしまった、分断されて、住宅系のマンションが入ってしまった。そうならないように私は本当10年前から商業地域の店舗の付置義務というのを絶対つけたほうがいいって言ってたんだけれども、残念ながらかなわなかった。ただ、今年の9月にようやく努力義務が付加された

わけだけれども、あの、具体的にあのマンションを都市計画課は見て、都市計画部は見てね、別に都市計画部の皆さん誰でもいいんでお答えいただきたいんだけども、あのマンションをどう思うか。あれでいいと思うのか。それとも、できればやっぱり商業施設入ってほしかったと思うのか。どちらなのかお聞かせください、まずは。

○松平委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 商業施設ですので、商業の利便性を誘導するという土地利用の方針に鑑みれば、湯島にかかわらず、商業地域には、一定、商業施設を誘導していきたいというのが区の考え方です。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 部長のお考え、個人的だとしてもすごい、もちろん行政代表して話されているんで皆さんそうだと思うんだけど、安心しました。やっぱりね、やっぱりあそこで完全に今回分断されちゃいましたね、湯島が。建て替えを控えている湯島のハイタウンの問題もあります。あそこも借地権で、もう50年を優に超えて、今、地主さんといろいろともめているそうですけれども、今後、あの辺の活用によって、あのまちが、この文京区の唯一の繁華街と言える湯島地区がどうなるかというのは非常に敏感なところなので、ぜひやっぱりもうちょっと早く商業地域の店舗の努力義務で、もっと早く入れていただきたかったと。また見過ごすことなく、湯島ハイタウンの建て直しなんかの件もですね、なかなか行政が介入できないかも知れないけれども、あそこも岩崎邸という名所の風通しがよくなるような縁多いまちづくりに寄与できるような開発法があると思うので、本当御注意いただきたいということと、あと、商業系地域といえば、今回、その店舗の努力義務に近隣商業地域入ってない問題なんだけれども、これ確実に高さ制限ができたときって平成14年で、まだ日本の日経の株価も1万7,000円ぐらいなんですよ。今はもう5万円超えましたね。大分景気も変わってきて、安倍総理が訪日外国人の観光4,000万人目指したのも平成16年ですから、それから、それからも、あ、2000、ごめんなさい、2016年だから、それからもう10年たっているわけですよ。大分環境が変わってきて、商業地域とかで、皆さん老朽化したマンション、区分所有とかはね、建て直しができなかったら、容積はもう振り切れなかったら、総合設計制度の土地があっても、この間も指摘したように、1.0倍から1.5倍で、土地が狭ければ1.0倍とかだと、高さ制限できてから民間のデベロッパーの開発って1件もないんですよ。これ、都市計画課長に調べてもらいましたけどね。その高さ制限ができる前の10年間で7件あるんですよ。そのうち、法人が1件でやっているのもあるんだけど、ほとんど、民間の分譲マンション、区分所有建物

の総合設計制度1件も利用がないですよ。高さができてから。なぜかというと、僕も同業のデベロッパーに聞くと、やっぱり容積増えないから、建築費が高いから採算が合わない。採算が合わない。だから諦める、大きな開発はしない。今、湯島の再開発では、湯島三丁目エリアは140件あって、それをまとめの大変だっていう話だけれども、総合設計制度を使おうとすると、最低でも20件なりの区分所有、何だ、地権者の同意が必要。なかなか20件をまとめるって大変なことなんですよ。そこまで労力をかけて人件費をかけても、容積、高さがとれないから採算がとれない。だからやらないんです。そうすると、どうなるかというと、結局、お金のある法人かお金のある個人しか買わないんですよ、もうそこを。これが、今、文京区の現状で、結局、日本人が競り負けていると。だから、例えば、二、三件の区分所有が並んで、老朽化しているものが3件まとめてね、総合設計の面積になるから、じゃあ、やりたいっていっても、高さが1.0倍とか1.1倍だったら全然変わらないですよね。解体して建築費、採算性合わないです。だから、時代とともに流れが変わっているから、効果測定は絶対必要なんですという提案をしているんです。それでも、区の答弁としては考えてない一点張り。これ時代に乗り遅れていませんかね。

一般質問では、ぜひ、私ね、昔、10年前に商業系地域に店舗を必ず入れる努力をしたほうがいいって言ったのが、かなえられなかったのがすごい悔しかった。私も業界の人間としてね。文京区のために言っているつもりだったんですけど。でも、結局、しようがない。人口も増えているし、これ以上人口が増えたら困るから、少しでも店舗の面積を増やして、にぎわいも保ちながら、人口の増加も爆上がりを少しでも抑えるような方策しようといって10月にできたけれど、やっぱり私もね、皆さんへの使い方が、伝え方が悪かったりする部分あるかもしれないけど、やっぱり我々議員は生の目でやっぱり現場も見ているし、やっぱそれなりに一生懸命考えていますので、もうちょっと真摯に受け止めていただいて、考えてもらう、いただいてもいいんじゃないかということなんですけれども。

今後ね、店舗の付置義務を、やっぱり近隣商業に上げることによって、民泊もね、ある程度、何というの、制限できるのは間違いないです。今、見ていると、不動産業界の取引を見ていると、民泊に投資される法人とかはね、大体ね、1階が、近隣商業でも、商業でもね、1階から上まで全部住戸なんですよ。民泊専門の管理会社って、民泊を専門にやっているから、店舗の管理までやってないから、そんなマルチのところってあんまりないんです。なかなかできない。だから、民泊の管理会社の意向もあって、プランを入れるときに1階から上まで全部民泊にするんですよ。だから、近隣商業地域にも努力義務だけ、強制じゃなくても、

やっぱり店舗を入れることによって、ある程度、民泊の抑制にもなって、1階に店舗ができる。だって考えてみたらですね、普通の賃貸の民泊の収益って約3倍ですよ。そうしたらね、民泊、やっぱり180日規制があっても3倍ですよ。今、うまくやっているところ。そうしたらね、投資は民泊になるのは当然なんです。だから、そういう制限を入れていかないとまずいという御提案なんですかけれども、ちょっと、ちょっと質問にはならなかつたけども、区のちょっと見解があればお伺いしたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 いわゆる中高層の指導要綱の改正について委員から御説明いただきましたけれども、9月から商業地域、それから準工業地域について、こちらも努力規定という形ではございますが、一定、1階部分、マンションなどの1階部分には床面積の2分の1以上、店舗等、そういう商業系の施設を設置するようお願いをしているところでございます。こちらの近隣商業地域への拡大というところをですね、区のほうでも検討はしたところでございますが、近隣商業地域は住宅街に面的に広がっている部分もございまして、そういった点から、まずは、必要性の高いと考えられる幹線道路に面していて、より大きな建物が建つだろうというところを選択したというところで、今回の改正をいたしたところでございます。今後、9月から施行している状況をですね、そういった成果、効果を見ながらですね、必要に応じてそういう拡大の検討も検討してまいります。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 まあ、そうですね。今日も半分提案なので、ぜひ近隣商業地域の店舗の努力義務と、あと、特に総合設計制度にはですね、今後、老朽化したマンションが増えるし、そろそろ区でもちゃんと効果測定をして1.0倍で、一律やっぱり総合設計制度は1.5倍とかね、やっぱりそういうところの見直しは必要だと思いますので、御提案させていただきます。

続きまして、2件目なんだけれども。

（「ちょっといいですか」と言う人あり）

○豪一委員 関連。

（「関連はできない」「関連じゃないけど、質問してたから、絶対高さ制限の効果測定をしたらどうかっていうこと。それ答弁漏れだろ」と言う人あり）

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 これまでもそういった高さ制限の効果測定というかですね、そういったところの検証というのを言われてきているところでございますけども、すいません、ちょっ

とこれまでの御答弁と変わるところはないんですけども、もともとの高さ制限の目的といったところを三つ挙げて、それが10年たったところでの改めての見直しということだとは思うんですけども、その目標値、挙げている状況というのは今も変わってないところなのかなというふうに認識しているところでございます。また、昨年度、都市マスタープランを見直す中でですね、区民の方にこの高さに関するアンケート調査であったり、また、協議会などで、見直し検討協議会か、のほうで学識経験者含めて様々な御意見をいただきながらですね、この高さ含めて都市マスタープランを策定したところでございます。一切そういった見直しを行わない、高さに関する見直しを行わないということではなくて、今、現時点においてはですね、そういったところが一定、何ですかね、そういった御意見も伺いながら、改めて継続したところでございますので、今後ですね、長期的な視点を持ってそういったところを注視しながら、もし見直す際には、今後、これまでワークショップといったところも御提案ありましたけれども、そういったところも有効に活用しながらですね、検討していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 どうもありがとうございます。都市マスタープランの審議会、見直し検討会か、に出ている方にも確認したら、高さ制限については話し合ってないよって私は言われているんですよ。それは、そこは言ってもしようがないですし、具体的に高さ制限にスポットライトを当てて皆さんで協議したわけじゃないって私は確認しているので、一部、そういった触れた部分はあるかもしれないけど、それほど、多分、アンケートだとか審議会の中でも、やっぱり高さ制限についての意識づけというのはそれほどできてなかっただんだと思いますよ。まあ、そこは結構ですが、これは今後、議長とも話して、議員の高さ制限に関わる勉強会でも話して、今後、議会でもちょっともんできたいと思いますので、それはそこで結構です。ありがとうございます。

続きまして、区立住宅についてちょっと伺いたいんだけども、先日、これね、私ずっと建設委員なんで、ちょっとあれをいろいろ覚えているんですけども、その上でちょっとしっかりと過去の記録をたどっていくと、平成2年の7月に解約をたしか決定してね、平成、あ、ごめん、令和2年の7月に解約決定して、令和5年終了ということで進めてきた。立ち退きに関して、私は通常賃借権ね、賃借、定期借家じゃない契約ですよということを行政にちゃんと言ったはずです。通常賃借だから、やっぱりこれオーナーさんの事情で立ち退きを、大家さんというのは文京区ですよね、文京区の事情で立ち退きをするんだったら、それなりの

対価が必要ですよというような質問を当時したんですよ。それは手厚く全員に立ち退き料を払ってあげてくださいねって言ったんですけど、そのときの答弁が、もう既にゼロ円で立ち退きする人もいますと。その辺は公平性を担保するから、皆さん、ちゃんと話合いでの話をつけてきますと。だから、一概にそんな手厚くとかというのは考えていないというような答弁で、僕はそれじゃうまくいかないよと言ったの。絶対にこれもめるから、しっかりと手厚くやってくださいという話になったんですよ。その後、今ね、まだ立ち退きが終わってない人がいるのか。まず、どんな状況なのか、教えていただきたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 令和5年の2月に事業を終了いたしました旧区立住宅の件でございますけれども、こちらについてですね、現在、10戸中8戸は、今、公売にかけているというところでございますが、残りは2戸ございまして、1戸は居住されている方がいらっしゃるところ、もう1戸は訴訟中ということでございます。

（「よく聞こえなかった。1戸は何」と言う人あり）

○村田住環境課長 1戸は居住を継続されている方、令和7年の3月に、1件、和解が成立した案件がございまして、そちらの方は令和9年の3月まで居住が猶予されている、退去の期日が猶予されているということがございまして、1件、その方は居住中と。もう一件はですね、現在、訴訟中でございまして、継続されてお住まいの方が都合2戸ございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 私がね、令和2年、あ、令和4年か、の建設委員会でこの件について触れたときはね、売却10戸する予定だと。で、それは同建物のほかの施設の維持管理に使う予定ですというようなことを伺っていたんですよ。その、じゃあ、まず8件の公売について聞きますけど、今ね、不動産というのはとても高値で取引されていましてね、1件当たり査定すると1億1,000万、平均超える、約8戸売れれば9億になるなど。それが財産価格審議会で8,400万円ぐらいの大体値づけをされた。それから入札されるから上がっていくかもしれませんけど、普通に売って、転売目的でも売ればかなりあるから、これ文京区の財産ですからね、言い方を変えれば区民のものもある、財産もあると。そういうた少しでも高値で売るべきものを、結構いろんな今回規制されていますよね。それは流通をすごいしやすくするところを妨害している。例えばですよ、その区分所有建物の管理組合の規約に、その文京区の縛る予定の規則がね、公売の入札のルールが管理物件に、あ、管理規約にもあればいいけど、地域の住民の方々の意見をちゃんと聞いたという形でね、管理規約にもないことを文京区オリジナルで

つけてしまう。それによって流通が悪くなつて価格が伸びなかつたら、その本来伸びるべき価格との差の責任というのは誰がとるつもりなのか。何でそんなことをしたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 今の案件については、うちの契約管財課で事務を執っている売却についての御質問かなと思います。こちら今回ですね、一般競争入札で一応売却するに当たって、ただ、やはりいろんな課題がありますので、一定、制限をさせていただいて、職員であつたりだとか、議員であつたりだとか、そういうところ方については、一定、情報の共有の部分の課題等がございましたので、一定制限をかけさせていただいているところでございます。

実際に、今回、入札で当然やるわけなので、実際に幾らで落札するかはまだ分かりませんけれども、基本的にはこの財価審で決めた最低の金額以上のものということで入札かけることになりますので、一定、合理性があるものと考えてございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 財産価格審議会は区長の諮問機関で、そこでしっかりと諮って価格を決めたというのは、それはいいと思うんですよ。やっぱり入札というのは伸びるものなんで、そこが伸びないと残念なのがなというのと、やっぱりほかの自治体見回してもなかなかないような規定を文京区だけでつけるというのは、ちょっと行政のエゴが強いんじゃないかなというふうに感じたので、ちょっと御意見だけさせてもらいます。

8戸のほうは、それでもそれで進められればいいと思うんですけども、残りの2戸のうちに、平成9年の、ああ、令和9年の立ち退き協定の1件は別にして、賃貸の紛争ですからね、賃貸の紛争ですから、当然、和解というのは賃貸の立ち退き費用の和解しかないと思うんですよ。当然、それは裁判所の和解提案だとか判例に大体応じて立ち退き費用というのは決まっていくんですよ。そうなつた場合に、係争で立ち退き費用がもし決まった場合にね、じゃあ、ただで出た人たちとの何か区別がつかないというか公平性に欠ける。そういうふうにに関してはね、今、どのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 令和9年3月まで居住を猶予された方との和解の内容としましては、解決金として30万という条項が一つございました。そこは、お金については、基本的に区としては、訴訟の前に立ち退き交渉を行つた場合には、そういう解決金という形、引っ越し費用とか、そういうところはお払いしないという形で御説明させていただいて、合意いただいた

方には退去いただいたということでございまして、訴訟の中で、裁判所のほうが原告、区の側と相手方の意見を両方聞きながら、その中で和解の勧告案として、相当というところを提案いただいたというところで認識してございまして、そういう経緯のところで、訴訟をするしないで状況が変わっているというところはあるかと思いますけれども、そういう経緯を踏まえたものの対応というふうに認識してございますので、一定、公平性という観点から見たところでは、公平に対応しているものというふうに認識してございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 まとめます。私の考えなんですけどね、初めから私、平成、あ、令和4年のときから、賃貸借のどんな判例見たって、立ち退き案件はやっぱり費用ね、やっぱり貸主への費用負担というのを求められますよ。そこをかたくなに文京区は、やっぱり払わないって今も言いましたよね。それって逆に後でね、やっぱりこう Baba を引くような悪い結果にならないようにと僕は忠告しますよ。今後、どういうふうになっていくか分からないけど、やっぱり初めから、例えば、賃料の10か月分なり皆さんに払っていたら、10戸の場合、どうなっていたか金額で計算する。僕も商売人ですから。それがね、最終的に市場の流通価格、今だったら1億1,000万以上するようなものがね、どういった形になって着陸するのか、ランディングするのかというのをしっかりと見届けたいと思います。

以上です。

○松平委員長 御答弁よろしいですね。

それでは、板倉委員。

○板倉委員 卷石通りの工事のことです。工事、多分、順調にというか、進んでいるかと思うんですけども、地上機器も幾つかもう設置をされておりまして、今、工事も工事車両が相当入ってやっているんですけども、完成の時期をもう一度ちょっと確認をしたいのと、バリアフリー基本法、基本計画の中で、御意見が出てたあれで、卷石通りがもう凸凹が非常にあちこちあって困るというか、そういう御意見が何人かから出ていたかと思うんですけれども、今、卷石通りはこういう工事をしていて、その後、道路の表面も全部きれいにしていく、いわゆるバリアフリー、との部分はバリアフリー工事というかな、そういう形で進めしていくというふうに認識しているんですけども、今、こういう状況になっていて、いつ頃にはきれいに完成するというか、そういう情報をね、やっぱりお知らせしておいたほう、したほうがいいのではないかと思うんです。地上機器がそういう形で幾つかあるので、例えばそこに貼り紙じゃないんですけども、そういうことが可能ならばやったほうがいいのでは

ないかなと思うんです。

というのは、目白通りの石切橋のほうから飯田橋のほうに向かったときに、今、白鳥橋が工事をしているんですけども、白鳥橋は、令和何年かな、去年、去年、おととしから、工事が始まって、下のほうには何年完成の予定ですみたいなのが電柱じゃない、あれですかね、ライトのところにつけられているんですよ。なので、巻石通りについても何かお知らせする方策があったほうがよいのではないかというふうに思う、それのほうが親切ではないかなというふうに思うんですけども、その完成時期と、これからどんな予定でいくのか、その辺を併せてお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 板倉委員の御質問に御答弁する前に、先ほど依田委員からの御質問で、春日通り天神下の部分につきまして、私、国道事務所と申しましたけれども、本郷三丁目交差点から上の台東区に向かっては東京都が管理する道路になります。本郷三丁目交差点までは国道事務所になりますので、大変失礼いたしました。

板倉委員への御答弁ですけれども、巻石通りの1期工事につきましては、現在、東京電力によって各家庭に引込み工事を行っているところでございます。それが今年度いっぱい終わる予定でございます。場合によっては、ちょっと来年度の夏前ぐらいまで延びる可能性はありますけれども、その抜柱、最後に電柱を抜く抜柱作業をやりますが、抜柱後、区のほうでバリアフリー整備工事を行う予定です。その工事が令和9年度末までを予定しているところでございます。令和9年度末になれば1期工事分のバリアフリーが全て、無電柱化とバリアフリー化が全て完了する見込みでございます。

工事に際しましては、沿道の方には工事スケジュール、毎週の工事スケジュール、工程表をポスティングさせていただきますが、広くお伝えするという意味では、町会掲示板や区設掲示板等を活用してお知らせできないか、当然、電柱はなくなりますので、電柱に張ることはできませんので、そのような既存の施設の活用を検討して広く周知していきたいと思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 近隣の方にはそういう形でやっていただくというのは当然というか、だと思うんですけども、福祉センター御利用の方だと、遠方というか近くじゃないところから来た方、方々への情報提供というか、そういうことも必要だというふうに思いますので、そこはもっと丁寧なというか、そういう対応をぜひしていただきたいと思うんですけども、町会

以外の掲示板以外のそういうことで御検討いただきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 今は東京電力、その前はNTTが工事をやっていましたけど、その前に区のほうで電線共同溝設置工事とか本体工事ですとか管路工事を行っておりました。その際は、何か所かに工事看板を設置させていただきまして、いつからいつまでどういった工事をやっているという旨の看板を設置させていただきましたので、バリアフリー工事の際にも同様の旨の看板を設置して周知していきたいなと思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ゼひ多くの皆さんへ周知をすることでは、広くやっぱりやっていただきたいということと、やっぱりあの地域、緑が足りないので、低い樹木ではないんですけども、何かそういう予定もされているんでしょうかね。かなり歩道を今度広くつくる部分もあったりするんですけど、そこにやはり低いもの、交通の妨げにならないように、歩道、歩行者の妨げにならないようにという工夫もしながら、やっぱりあの地域、ちょっと緑が少ないところなので、工夫もしていただきたいということを併せて要求したいのですが。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 目白通りから交差、Y字に、保育園があるところの交差点までは比較的歩道幅員に余裕がありますので、その部分については、ある程度、植栽帯を設けられるかなというふうにも思っておりますが、そこから福祉センター方向に向かっては、現状でも歩道の幅員が非常に狭い状況で、拡幅は予定しておりますけれども、それでも十分な広さは確保できない見込みでございますので、そこについては、歩行者が歩く有効幅員の確保をすることを優先にしていきたいと思っておりますので、植樹帯の設置は困難かなというふうに思っております。

○松平委員長 それでは、最後、品田副委員長。

○品田副委員長 1件だけです。自転車駐輪場の件でちょっと苦情があったので、お伝えしたいと思います。江戸川橋の交番横の自転車駐輪場、一時利用ということで、利用者の方が、あそこそなにたくさん収納できる状況ではないんですが、やはり保育園とかもあって、お子さんを乗せる二人乗りの自転車が両脇に駐車すると、もう間が狭くて、なかなかラックが空いていても、入って、何ていうの、置けない状況があって、置けないので、しようがないから横に置いたら違法だということで撤去されちゃったということで、やはり前にこういう

話は出たと思いますよね。ラック式の幅を広めてほしい、今狭いので。多分、お答えは、次の更新のときにそういうのをしますってなると思うんですけど、やはり毎日毎日のことなので、今はラックは幅の広い自転車の利用は、ちょっと何かこう場所を決めて分けるとか何かしないと、やはり安心してそこに駐輪できないし、使う方たちがちょっと不合理な状況になっているのかなというふうに思って、そういう場所については少し、ここだけじゃないと思いますけれども、何か対策というか工夫をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 一時利用制の自転車駐車場のラックの間隔ということでございますけども、現在、新たな整備の際には40センチ以上を採用しております。ただ、以前は35センチとしておりまして、江戸川橋交番横もこの規格となっております。そのため、御指摘のとおり、大型化する自転車のとめ方によっては、ほかの利用者に影響が出る面もあるというふうに認識しております。同じ駅周辺で見ますと、江戸川橋はここを含めて3か所、一時利用制がありまして、うち江戸川橋Bというところはラックの間隔40センチありますので、状況に応じて使い分けていただくということもしていただければなというふうにも思っております。

また、自転車駐車場によっては、子乗せ電動アシストつき自転車のような大型の自転車の優先ゾーンを設けているところもございます。ここは、それ以外の自転車とスペースを分けているところでもありますので、様々な御意見があることを踏まえまして、今後の整備に当たっては、利用者の方が使いやすいように設計するとともに、現在の対応においても、適切に御不便がないようないように、とめ方などについての御案内をより丁寧にやっていくことにについても検討してまいります。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 ありがとうございます。ちょっと整理していただいて、大型はこちらのほう、江戸川橋の場合は3か所あるのは私も存じていますので、ただ、保育園とかね、忙しいと、どうしても一番近いところに置いちゃうんでしょうけど、みんなが気持ちよく使えるために、こちらのほうに、お子さんを乗せるような大型の自転車をこちらのほうに置いて、優先的に優先させますので置いてくださいとか、何かそういう形で整理して、みんなが気持ちよく置けるようにしていただきたいと思います。お願いします。

○松平委員長 以上で、一般質問を終了いたします。

○松平委員長 その他についてです。

本会議での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 委員会記録についてです。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 以上で、建設委員会を閉会いたします。

午後 4時24分 閉会